

出席委員 天利委員長、佐藤（正）副委員長
茂内委員、青木委員、横手委員、黒沢委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 伊藤学び育成部長、宮崎子育て支援課長、野呂技幹、徳江主幹、加藤副主幹、
木下副主幹、遠藤副主幹、加藤主査
芝崎学び推進課長、横山副主幹、佐野主査
大八木スポーツ課長、佐糠主査、山仲主任主事
三橋健康福祉部長、越原副主幹、袴田主査、柏木主査
三橋高齢介護課長、青木副主幹、秋庭副主幹、伊波主査、中瀬主査、
前島主任主事、福岡主任主事
原田保険年金課長、吉野副主幹、山本主査、早乙女主査
大平健康づくり課長、原主幹、飯塚主査、安藤主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第44号 令和3年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第45号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第46号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第47号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第48号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和4年9月14日

午前9時00分 開会

【天利委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまより決算特別委員会を再開いたします。

本日は2日目となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

昨日は、いろんなご意見をいただきまして、長く時間がかかりましたことを申し訳なく思っております。

本日は、学び育成部の審査に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部が入るまで暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、まず、学び育成部子育て支援課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、おはようございます。これより学び育成部の令和3年度決算審査をお願いいたします。

それでは、まず初めに、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては、宮崎課長より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【天利委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 皆さん、おはようございます。それでは、子育て支援課所管の令和3年度決算について説明させていただきます。説明につきましては、タブレット資料010の決算特別委員会説明参考資料に基づいて行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。また、母子保健事業や母子予防接種事業などの事業実績をまとめた令和3年度保健事業について、決算資料の後27ページ以降に添付させていただいておりますので、ご参照ください。

それでは、決算書につきましては、73、74ページをご覧ください、タブレットの資料は2ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。職員給与費につきましては、学び育成部長を含む子育て支援課16人分と学び推進課2人分、合わせて18人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

特定財源ですが、下の表をご覧くださいまして、まず歳入番号①、決算書は35、36ページの保育士等処遇改善臨時特例交付金483万6,440円は、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策により、保育士や幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置が令和4年2月から実施されたことに伴い交付されたもので、補助率は10分の10でございます。町内の特定教育・保育施設や特定地域型事業所、児童クラブに対する交付事務にかかる職員の時間外勤務手当として30万円を充当したほか備考欄記載の各事業へ充当しております。

次に、歳入番号②、決算書は37、38ページの特別児童扶養手当事務取扱委託金15万7,736円です。国の制度で県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届出事務を町が行っていることに対する国からの委託金で、令和3年12月末現在の特別児童扶養手当受給権者85人分と手当額改定4人分でございます。

次に、歳入番号③、決算書は37、38ページの市町村移譲事務交付金423万3,207円は、財政課において説明した県からの交付金で、児童福祉施設の設置認可や認可外保育施設の届出等に係る経由事務に対して3,968円を充当しております。

続いて、歳入番号④、決算書は47、48ページの児童発達支援給付費等負担金2,849万6,741円は、児童発達支援事業所であるひまわり教室の年間利用者22人に係る障害児通所給付費と利用者負担金でございます。ひまわり教室を担当する子育て支援課職員の給料、職員手当等及び共済費へ1,512万4,555円を充当いたしました。このほかに児童発達支援事業費の特定財源として1,337万1,786円と児童福祉事務経費の中のひまわり教室に係る普通旅費に400円を充当しております。以上、①から④の特定財源の充当額合計1,558万6,259円を支出済額1億3,389万1,371円から差し引いた1億1,830万5,112円が一般財源でございます。

次に、資料3ページ、子育て支援事業費でございます。子育て支援センターにおいて、育児不安や子育てについての相談、利用者支援事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センターによる会員相互の育児援助活動の支援、乳児家庭全戸訪問や養育に関する助言、指導が必要な家庭を専門相談員が訪問する養育支援訪問事業等を実施し、子育てに関する情報提供と育児不安の解消、児童虐待の防止に努めました。報酬、職員手当等共済費及び旅費は、養育支援訪問を行う子育て支援相談員や乳児家庭

全戸訪問を行う助産師や保健師の会計年度任用職員へ報酬や期末手当、交通費等を支給したものでございます。需用費の光熱水費は、子育てサポートセンターの維持管理委託の契約形態変更に伴い町が直接業者と契約し支払う場合を想定し、当初予算においては71万6,000円を計上しておりましたが、建物全体の設備維持や光熱水費等の業者との契約は全て建物所有者が行い、町は使用状況に応じた負担金として建物所有者にお支払いをすることとしたため、全て18節負担金補助及び交付金へ予算流用いたしました。修繕料は、子育て支援センターのトイレの小便器センサー故障に伴う部品の交換修繕を行ったものでございます。委託料と使用料及び賃借料の主な内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、先ほど光熱水費で申し上げた事情により光熱水費からの予算流用に加えて委託料からの予算流用も合わせた200万3,400円の予算現額に対し、実績額としましては87万2,343円を執行したものでございます。償還金、利子及び割引料は、令和2年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫返納金でございます。子育て支援センターの令和3年度利用者数は3,722人、相談件数は708件でした。利用者数につきましては、令和2年度より1,000人の増となったものの、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、支援センターの利用について午前、午後で予約制とし利用者数も制限させていただいたことから、コロナ禍より前の利用状況と比べると依然として低調に推移いたしました。また、ファミリー・サポート・センターの3年度末時点での会員登録者数は合計861人で、2年度末より209人の減となっております。厚生労働省から会員の登録、整理を年度ごとに行うことを徹底するようとの見解が改めて示されたことから、委託事業者において登録会員の継続意思の確認を行った結果、登録継続の意向がない方について整理したため例年より大幅な減となりました。なお、ファミリー・サポート・センターの利用件数につきましては2,964件で、令和2年度より421件の増となっております。

特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、子ども・子育て支援交付金4,554万5,000円と、1行飛びまして、歳入番号③、決算書は39、40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の2,712万2,000円は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに国で定める基準額に基づき、利用者支援事業に係る部分は国3分の2、県6分の1、それ以外の部分は国、県それぞれ3分の1の補助率で交付されたものでございます。充当額につきましては、乳児家庭全戸訪問を行う会計年度任用職員の報酬や、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターの委託料に国、県それぞれ充当額欄記載の金額を充当いたしました。このほかに母子保健コーディネーターの給料等として、保健衛生総務費の職員給与費や保育環境充実事業費などに充当しております。

続いて、歳入番号②、決算書は35、36ページの児童虐待DV対策等総合支援事業費国庫補助金276万2,000円は、児童虐待防止対策に係る市町村相談体制整備事業と市町村子ども家庭総合支援拠点運営事業に対する国の補助金で、国の基準額に対して補助率2分の1で交付されたもので、子育て支援相談員の報酬と期末手当、共済費、旅費に充当しております。これらの特定財源を除いた一般財源は2,409万7,267円でございます。

続いて、資料の4ページ、小児医療費助成事業費でございます。小児が病院等で受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成したもので、通院、入院共にゼロ歳から中学3年生までを対象としております。令和3年度から所得制限を廃止して実施しております。助成金額は扶助費の欄に記載の1億4,182万9,886円で、前年度と比べて約2,658万円の増となっております。対象者及び助成件数に

つきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出ですが、需用費の消耗品費は、医療証の用紙代、印刷製本費は、医療証郵送用窓付封筒の印刷代、役務費は、医療証等の郵送に伴う通信運搬費と国保連合会等による審査支払いに対する手数料、使用料及び賃借料は、小児医療システムの借上料を支払ったものでございます。不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございます。令和3年度につきましては、当初予算の段階では新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等の傾向が続くものと見込み、扶助費として1億2,500万円を計上しておりましたが、例年並みの医療費の伸びが見られたため12月補正予算で1億4,700万円の予算現額としたものの、結果的にそこまでは伸びず、見込みを下回る実績となったものでございます。

特定財源ですが、まず歳入番号①、決算書は39、40ページの小児医療費助成事業補助金2,212万7,000円は、神奈川県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。

歳入番号②、決算書は47、48ページの小児医療費助成金高額療養費返礼金15万3,666円は、町が助成した医療費の一部負担金のうち高額療養費に相当する額について医療保険者から返礼金として収入したものでございます。

同じく決算書47、48ページの歳入番号③、小児医療費助成金過誤請求過年度返還金7,842円は、過誤請求に係る医療機関からの返還金でございます。これらの特定財源の充当額合計2,228万8,508円を除いた一般財源は1億2,543万5,597円でございます。

次に、資料5ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関にかかった場合に医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を行ったもので、助成金額は扶助費の欄に記載の2,478万3,896円でした。対象者及び助成件数につきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出につきましては、消耗品費は、医療証の用紙代、役務費は、医療証更新に伴う郵送のための通信運搬費と国保連合会等による審査支払いに対する手数料でございます。扶助費につきましては、小児医療費と同様の傾向により12月補正予算で2,600万円の予算現額としたものの実績がそこまで伸びず、見込みを下回る結果となりました。

特定財源は、まず歳入番号①、決算書は39、40ページのひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,160万3,000円で、神奈川県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、歳入番号②、決算書45、46ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返礼金36万7,749円は、小児医療費と同様高額療養費に相当する額を医療保険者から収入したものでございます。これらの充当額合計を除いた一般財源は1,346万5,418円でございます。

次に、資料の6ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業等を行う団体に対して30万円を限度に補助するもので、備考欄記載の2団体に対して補助を行いました。充当している特定財源は、歳入番号①、決算書は39、40ページ、市町村事業推進交付金で、補助率は2分の1でございます。収入済額20万9,000円のうち5万円を不登校サポートネットワーク事業への補助金に充当しております。その他の一般財源は13万8,796円でございます。

次に、資料の7ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内9か所の児童の遊び場に設置している遊具の維持管理を行ったもので、修繕料は、大曲神社境内に設置している滑り台の階段踏板の溶接部分が一部外れていたことから緊急な対応が必要と判断し、予備費充用により修繕を行ったものでございます。委託料は、遊具点検を専門業者に委託して行ったもので、全額一般財源でございます。

続いて、資料8ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所であるひまわり教室に係る経費で、就学前の発達に心配のある児童に対して日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施したものです。令和3年度は22人の児童が通園しました。報酬、職員手当等共済費、旅費は、指導に当たる保育士や言語聴覚士、理学療法士などの会計年度任用職員の雇用に係る経費を支出したものでございます。需用費及び役務費につきましては、教室の運営及び維持のための消耗品費、光熱水費、電話料金、火災保険料などを支出したものです。なお、修繕料につきましては、保育室に設置したエアコンが経年劣化に伴い温度調節できない状態になったため利用児童の体調管理の観点から近々に機器の更新修繕が必要と判断し、予備費充用により対応したものでございます。委託料は、教室の機械警備委託とカーペットクリーニング委託、利用児童の歯科健診業務委託のための委託料を支払ったものでございます。使用料及び賃借料は、秋の野外指導時の大型バス借上料を計上しておりましたが、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止とし、その後職員の各種専門研修受講が決まったことに伴い受講料負担金に不足を生じたため、一部を負担金補助及び交付金へ予算流用しております。備品購入費は、利用児童の発達の評価を行うために用いる形式検査用セットと保育室の児童用テーブルや空気清浄機を購入したものでございます。負担金補助及び交付金は、サービス管理責任者研修や各種専門研修の受講に伴う研修受講料を支払ったものでございます。

特定財源ですが、歳入番号①、決算書は47、48ページの児童発達支援給付費等負担金2,849万6,741円は、先ほど職員給与費においてご説明したもので、事業費全額に当たる1,337万1,786円を充当しております。

続いて、資料の9ページ、特定不妊治療費等助成事業費は、不妊治療のうち医療保険が適用されない特定不妊治療費の一部について、県が実施している補助に上乘せする形で助成する特定不妊治療費助成と、同じように医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成する不育症治療費助成を行うもので、助成することにより対象者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。支出済額は、全て特定不妊治療費助成に係るもので、助成件数は24件でした。不育症治療費助成につきましては、令和3年度における助成申請はございませんでした。全額一般財源でございます。

次に、資料の10ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て会議の開催に伴う委員報酬を支払ったもので、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、書面会議により1回開催したものでございます。旅費は、子育て支援事業における児童虐待防止対策と児童発達支援事業に関わる研修等への出席に伴う職員の普通旅費を支出したものでございます。

特定財源は、歳入番号①の児童発達支援給付費等負担金から400円を充当しております。

続いて、資料の11ページ、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費ひとり親世帯分は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その影響で損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から対象児童1人当たり5万円の特別給付金が県から支給されたもので、町では事業の周知や申請の

受付、申請内容の確認等に係る事務を行いました。職員手当等は、この事業に要した職員の時間外勤務手当を、消耗品費は、事業に必要な物品等の購入費を、役務費は、案内通知等の郵送に伴う通信運搬費を支出したものでございます。支給実績については備考欄に記載のとおりでございますが、県を通じて国から事業の概要が提示され、令和3年度6月補正予算に計上するまでの間に5月中に給付金の支給が始まるなど、町の対応スケジュールが非常にタイトであったことと、全額補助金対応による事業であるため充当漏れのないよう積算したことなどから、実績が見込みより少ない結果となり、不用額が生じております。

特定財源は、歳入番号①、決算書39、40ページ、低所得の子育て世帯特別給付事務費補助金ひとり親世帯分で、補助率は10分の10でございます。収入済額全額を充当しており、一般財源は780円でございます。

次に、資料の12ページ、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費その他世帯分は、ひとり親世帯分と同様に新型コロナウイルス感染症の影響で損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、対象児童1人当たり5万円の特別給付金が支給されたもので、町では特別給付金の支給、事業の周知や申請の受付、確認等に係る事務を行いました。職員手当等は、この事業に要した職員の時間外勤務手当を、消耗品費は、事業に必要な物品等の購入費を支出いたしました。役務費は、案内通知等の郵送に伴う通信運搬費と給付金支給に伴う口座振込のための手数料を支出したものでございます。委託料は、申請内容の判定等に必要課税情報や児童手当等の受給情報、支給時に必要振込口座情報の集約のための既存システム改修委託料を、負担金補助及び交付金は、支給決定者へ特別給付費を支払ったものでございます。支給実績については、備考欄記載のとおりでございますが、ひとり親世帯分と同様令和3年度6月補正予算計上までの対応スケジュールがタイトであったことや、対象児童数については国から示された数字に基づき予算計上することとなっていたことなどから、不用額が多く生じております。

特定財源は、歳入番号①、決算書は39、40ページ、低所得の子育て世帯特別給付事務費補助金その他世帯分915万7,000円は、負担金補助及び交付金を除く支出済額に対して707万4,000円を充当しており、補助率は10分の10でございます。

次に、歳入番号②、決算書39、40ページ、低所得の子育て世帯特別給付事業費補助金その他世帯分4,480万円は、負担金補助及び交付金に2,350万円を充当しており、補助率は10分の10でございます。充当額合計3,057万4,000円を除いた460円が一般財源でございます。

続いて、資料13ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費は、コロナ禍で出産されたことへの敬意と感謝の気持ちと感染防止の願いを込めて、『「高座」のこころ。』の温かさ、優しさを伝える寒川町出産お祝いパッケージの配布を行ったもので、令和3年3月補正予算（第11号）で予算措置し全額繰越明許した繰越明許予算分と、令和3年6月補正予算（第1号）で予算措置した現年分を合算した決算内容となっております。需用費の消耗品費は、感染防止用マスクとマスクケース、育児用品カタログの購入費、印刷製本費は、町長メッセージカードの印刷代でございます。役務費は、繰越明許予算分の対象者と現年分対象者のうち予算措置後窓口でお渡しできるようになるまで間に出生された方の分のお祝いパッケージを郵送により配布したことなどに伴う通信運搬費でございます。なお、歳出中の繰越明許予算分について備考欄に記載しておりますので、ご参照ください。不用額につきましては、備考欄記載

のとおりでございます。

特定財源は、歳入番号①、決算書は33、34ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,942万7,000円で、このうち320万円を現年分の消耗品費に充当しております。

次に、資料の14ページをご覧ください。決算書は73ページから76ページをご覧ください。2目児童措置費でございます。児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等を支給するための事務経費で、報酬と職員手当等は、児童手当事務の補助のための会計年度任用職員報酬と期末勤勉手当、需用費の消耗品費は、新型コロナ感染拡大防止対策として現況届出を郵送で受け付けたことに伴う返信用封筒の購入、印刷製本費は、支払通知用の圧着はがきや現況届等郵送用の封筒印刷代、役務費は、現況届等各種通知の郵送に伴う通信運搬費、委託料は、児童手当法改正に伴う令和4年6月からの所得上限額の設定や現況届の原則廃止に対応するための児童手当システム改修委託料を支出したものでございます。不用額の理由は備考欄記載のとおりでございます。新型コロナウイルス感染対策として、現況届を郵送で受け付けるなど急遽の対応変更が必要な状況でしたので、返信用封筒購入費や郵送料追加などについて消耗品費や通信運搬費において予備費で対応させていただいた部分がございます。

特定財源でございますが、歳入番号①の子ども・子育て支援事業費補助金331万1,000円は、児童手当法改正に対応するためのシステム改修委託料に対する国の補助金で、補助率は10分の10でございます。この補助金を除いた257万4,324円が一般財源でございます。

次に、資料15ページ、児童手当支給事業費でございます。扶助費は、児童手当法に基づき子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給したものです。支給件数は延べ7万2,886件でした。償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度の児童手当負担金の精算に伴う国庫返納金でございます。

特定財源ですが、歳入番号①、決算書は33、34ページ、国庫支出金の児童手当負担金5億5,511万2,332円と歳入番号②、決算書は37、38ページ、県支出金の児童手当負担金1億2,159万1,332円は、児童手当法に基づき支給額のうち被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4の割合、それ以外の部分においては国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されたものでございます。

歳入番号③、決算書47、48ページの児童手当過年度返還金1万5,000円は、令和2年度に遡って資格喪失したケースの過年度分の返還金でございます。

歳入番号④、決算書47、48ページの児童福祉費国庫負担金過年度収入33万9,751円のうち30万9,001円と歳入番号⑤、決算書47、48ページの児童福祉費県負担金過年度収入8万5,042円のうち6万9,667円につきましては、令和2年度児童手当負担金の精算に伴う追加交付でございます。これらの特定財源の合計額6億7,709万7,332円を除いた1億2,151万1,002円が一般財源でございます。

続いて、資料の16ページをご覧ください。決算書は75、76ページをご覧ください。3目保育所費でございます。保育環境充実事業費につきましては、認可保育所に委託して保育を実施するための委託料や施設型給付の幼稚園等に対する給付費や補助金等を支出し、保育所等の設備及び運営基準の維持、事業の充実や保育士の処遇改善、保育サービスの供給増加を図るとともに、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う対象施設や保護者への施設等利用給付費等の支出により保護者の経済的負担

の軽減を図りました。令和3年4月の保育所の利用状況につきましては、町内認可保育所と認定こども園の保育所部分、家庭的保育事業、小規模保育事業を合わせた児童数として、町外からの受託児童も含めて724人、町在住で町外の保育所を利用している管外委託児童は34人という状況でございました。待機児童につきましては、令和3年4月現在では1人でしたが、令和4年4月現在では7人という状況でございます。委託料は、認可保育所への児童保育委託料で、町内4園、町外36園の認可保育所へ支出したものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、備考欄記載の内容が主な支出で、低年齢児受入れや延長保育、一時預かりなどに伴う運営費の補助や施設型給付の対象となる幼稚園や認定こども園、小規模保育事業や家庭的保育事業を実施する事業者への教育・保育に対する給付、また大規模修繕や認定こども園化など、施設の整備に対する補助などについて支出したものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度の子どものための教育・保育給付費国庫負担金等の精算に伴う返納金でございます。

特定財源でございますが、全部で18件と数が多くなっておりますので、歳入番号と再説明によりご説明させていただきます。まず①の子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保育料で、全額委託料に充当しました。②と⑨の子どものための教育・保育給付費負担金は、国及び県からの負担金で、認可保育所への委託料と施設型給付の対象となる幼稚園や地域型保育事業等に対する給付費として充当いたしました。補助率は、対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。③と⑩の子育てのための施設等利用給付費負担金は、幼児教育・保育の無料化により対象となる施設の利用に伴って施設に支給する給付費に充当しており、補助率は対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。④の子ども・子育て支援交付金と⑫の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明したもので、一時預かりや延長保育、副食費の実費徴収に係る補足給付等に対して充当しております。補助率はいずれも3分の1で、このほかに備考欄記載の内容で他事業に充当しております。⑤の保育所等整備交付金と⑦の認定こども園施設整備費交付金は、寒川さくら幼稚園の認定こども園化に伴う園舎建替工事のそれぞれ保育所部分、幼稚園部分に対する国の補助金で、補助率はいずれも2分の1でございます。⑥の保育対策総合支援事業費補助金は、地域型保育事業者の3歳児受入れのための連携施設となっている特定教育・保育施設への連携支援コーディネーターの配置と、新型コロナウイルス感染症対策として保育所等が消耗品や備品を購入する経費に対する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。⑧の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、職員給与費でご説明したもので、町内の認可保育所や認定こども園など8施設に交付いたしました。⑪の安心こども交付金事業費補助金は、旭保育園の内装等大規模修繕への補助金に対する県の補助金で、補助率は2分の1でございます。このほかに幼児教育・保育の無償化実施円滑化事業へ1万5,000円を充当しております。⑬の子どものための教育・保育給付費施設型給付費等補助金は、施設型給付の対象となる幼稚園を利用する児童の分に対する県の補助金で、補助率は対象となる給付費の26.2%相当額の2分の1でございます。⑭の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する県の補助金で、補助率は4分の3でございます。⑮の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えて低年齢児の受入れができるよう、年度当初から配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費や児童の健康管理のために看護師等を雇用する経費への県の補助金で、

補助率は2分の1でございます。⑯の児童福祉費国庫負担金過年度収入33万9,751円のうち3万750円と⑰の児童福祉費県費負担金過年度収入8万5,042円のうち1万5,375円につきましては、令和元年度子どものための教育・保育給付費負担金の国庫分及び県費分の確定額変更に伴う追加交付でございます。⑱の保育環境充実事業債は、寒川さくら幼稚園の認定こども園化に伴う園舎建替工事に対する町補助分へ充当しております。これら特定財源の充当額合計12億5,897万2,436円を除いた4億209万9,106円が一般財源でございます。

続いて、資料の17ページをご覧ください。保育等事務経費は、保育担当の業務に係る事務を円滑に行うための経費を支出したもので、報酬、職員手当等共済費は、保育コンシェルジュとして雇用した会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当、社会保険料負担金でございます。旅費は、職員の研修出席に伴う普通旅費、需用費の消耗品費は、参考図書を購入したもので、印刷製本費は、保育料納付書等の郵送窓付封筒と保育料決定通知や年度当初の支給認定通知用の圧着はがきを購入したものでございます。役務費は、保育料決定通知や納付書等の郵送のための通信運搬費と保育料口座振替の手数料を支出したものでございます。委託料は、保育料のコンビニ収納及びモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料でございます。主な不用額の理由につきましては備考欄記載のとおりでございます。

特定財源の歳入番号①、子ども・子育て支援交付金と②子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明したもので、保育コンシェルジュの会計年度任用職員の報酬、職員手当等共済費に充当いたしました。補助率は国が3分の2、県が6分の1で、このほか備考欄記載の内容で他事業に充当しております。充当額合計174万1,000円を除いた94万4,582円が一般財源でございます。

続いて、資料18ページ、幼児教育の無償化推進事務経費につきましては、幼児教育・保育の無償化事務を推進するために必要な経費を支出したもので、報酬は、無償化事務を推進するために雇用した会計年度任用職員の報酬、職員手当等は無償化の事務に伴う職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金を支出したものでございます。旅費は、会計年度任用職員の費用弁償と無償化事務に係る説明会や担当者会議等のための普通旅費を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により普通旅費の支出はございませんでした。役務費は、無償化に係る保護者や施設等への通知等の郵送に伴う通信運搬費を支出したものでございます。不用額の理由は備考欄記載のとおりでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの安心こども交付金事業費補助金は、幼児教育・保育の無償化事務に対する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。令和3年度は補助対象となる無償化事務が認可外保育施設にかかるものに限られたことから事業費全体の1%程度を対象経費として1万5,000円を充当しており、これを除いた151万9,840円が一般財源でございます。

続いて、資料19ページ、決算書は77、78ページをご覧ください。5目子育て世帯臨時特例給付費でございます。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、コロナ克服新時代開拓のための経済対策として、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、18歳以下の子どもへ1人当たり10万円相当の臨時特例給付が行われたもので、町では積極支給対象者である児童手当本則給付受給者へ先行給付分5万円を令和

3年12月に支給後、追加支給分の5万円を令和4年1月に支給するとともに、本則給付受給者と同様の所得状況にあるその他の対象者へも申請等により2月以降に10万円一括で支給いたしました。職員手当等は、給付金支給事務に係る職員の時間外勤務手当、需用費の消耗品費は、支給事務に必要な物品及び申請書の用紙や受給拒否申出書の返信用封筒等を購入、印刷製本費は、支給決定通知の圧着はがきを購入したものでございます。役務費は、案内通知や支給決定通知の郵送に伴う通信運搬費と給付金の振込のための手数料でございます。委託料は、給付費支給のためのシステム構築や改修とコールセンター窓口設置に係る委託料、負担金補助及び交付金は、対象児童分の特別給付金を支出したものでございます。償還金、利子及び割引料は、令和2年度に実施した児童手当本則給付受給世帯への対象児童1人当たり1万円の子育て世帯臨時特別給付金の支給に係る事業費及び事務費補助金の精算に伴う国庫返納金でございます。この事業については、年度内に事業が完了しない見込みであったことから、関係予算について繰越明許の議決をいただき、不用額の一部を令和4年度へ繰り越しております。

特定財源は、歳入番号①、決算書35、36ページの子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金8億2,345万8,000円で、給付金及び支給事務に係る費用として7億5,595万8,000円を充当しており、この額を除く一般財源は1,290万723円でございます。なお、この補助金の補助率は10分の10でございますが、補助対象は出納整理期間中を除く当該年度に支出したものとされている関係で、出納整理期間中に支出した分は翌年度の支出扱いとなり、一般財源分に対する精算につきましては、令和4年度繰越明許予算により執行した分と合わせて今後行われる予定となっております。

続いて、資料の20ページ、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費町単独事業分は、国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならなかった18歳以下の児童に対して、町独自に児童1人当たり10万円の給付金を支給したものでございます。需用費の印刷製本費は、支給決定通知の圧着はがきの費用を計上いたしましたが、在庫での対応が可能となったため執行しませんでした。役務費は、支給決定通知の郵送等に伴う通信運搬費と給付金の振込に伴う手数料、負担金補助及び交付金は、対象児童分の特別給付金を支出したものでございます。この事業につきましても、年度内に事業が完了しない見込みであったことから、関係予算について繰越明許の議決をいただき、不用額を令和4年度へ繰り越しております。

特定財源は、歳入番号①、決算書33、34ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,942万7,000円のうち4,540万円を負担金補助及び交付金に充当しており、これを除いた一般財源は5万1,073円でございます。

続いて、資料の21ページ、決算書は引き続き77、78ページをご覧ください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。職員給与費につきましては、子育て支援課7人分と健康づくり課8人分、合わせて15人分の給料、職員手当等及び共済費を支払ったものでございます。

特定財源ですが、歳入番号①の子ども・子育て支援交付金と③子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明したもので、母子保健コーディネーターの任期付職員の給料、職員手当等及び共済費としてそれぞれ記載の額を充当しております。

次に、歳入番号②、決算書は35、36ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4億4,514万3,000円は、後ほど健康づくり課からご説明いたしますが、職員の時間外勤務手当に2,108万1,219円を充当したほか備考欄記載のとおり他事業へ充当しております。これらの充当額合計2,593万

1,219円を除いた9,999万7,892円が一般財源でございます。

続いて、資料22ページ、母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき窓口での母子健康手帳の交付、父親・母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊婦健診や3歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問指導など母子の健康の保持増進のための事業を実施いたしました。報酬は、健診や講習会、育児相談等の実施に係る栄養士、看護師、歯科衛生士等の会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、会計年度任用職員の期末勤勉手当を支出しました。旅費は、会計年度任用職員の費用弁償で、職員の普通旅費については、新型コロナウイルス感染症の影響で研修等が中止やオンラインでの開催となったため支出がありませんでした。需用費の消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本と離乳食講習会等の食材料、乳幼児健診の際の感染防止対策として、テーブルや床等の消毒に使用するキッチンタオルやエタノール等を購入したものでございます。印刷製本費は、各種健診の記録票や新生児聴覚検査受診券等の印刷代、医薬材料費は、健診事業で使う使い捨て手袋や消毒液等を購入したものでございます。役務費は、各種健診の受診案内や未受診者への勧奨通知等郵送のための通信運搬費と未熟児養育医療費に係る国保連合会等の審査支払いの手数料を支出いたしました。委託料は、妊産婦健診や乳幼児健診等の各種健診事業に係るもので、神奈川県産婦人科医会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施いたしました。使用料及び賃借料は、乳幼児健診の中の歯科健診で使用する器具の借上料でございます。備品購入費は、歯科健診で使用する健診用LED照明灯を購入したもので、負担金補助及び交付金は、妊産婦健診や新生児聴覚検査で町の受診券が使える方に対する受診費用の助成金や、分娩取扱件数に応じて産科医師等に支給される手当の支給経費に対する産科医師等分娩手当補助金、扶助費は、母子保健法の規定に基づき町が負担する未熟児養育医療費を支出したものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度の母子保健衛生費国庫補助金などの精算に伴う返納金でございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページの未熟児養育医療費等国庫負担金62万500円は、母子保健法に基づき市町村が支出する未熟児養育医療費に対する国の負担金で、負担率は2分の1でございます。また、1行飛びまして、歳入番号③、決算書37、38ページの母子保健衛生費等県負担金34万2,750円は①と同様の県の負担金で、負担率は4分の1でございます。

戻りまして、歳入番号②、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金232万円は、国の母子保健医療総合対策支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。産婦健診の委託料及び償還払いのための財源として120万5,000円を充当しており、このほかに子育て世代包括支援センター事業費へ111万5,000円を充当しております。

続いて、歳入番号④、決算書39、40ページの産科医師等分娩手当補助金11万円は、分娩施設開設者が産科医師等に支給する分娩手当の支給経費に対する県の補助金で、町を経由して補助する仕組みであることから、町の産科医師等分娩手当補助金へ全額充当しております。これらの充当額合計を除いた3,744万5,408円が一般財源でございます。

次に、資料の23ページ、う蝕予防対策事業費は、乳幼児時期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に、歯科健診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を実施するとともに、父親・母親教室や様々な健診、相談などの機会を捉え、歯科保健指導や食育指導を行うなど妊娠

期から幼児期を通じての意識啓発に取り組みました。報酬と旅費は、歯科保健指導や食育指導に当たる歯科衛生士や栄養士等の会計年度任用職員報酬と費用弁償、需用費の消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットを購入、医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯みがきと歯ブラシを購入したものです。役務費は、2歳児歯科健診の案内と問診票を郵送した通信運搬費、委託料は、2歳児歯科健診の実施について茅ヶ崎歯科医師会に委託したものでございます。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料を支出したものでございます。財源は全額一般財源でございます。

次に、資料24ページ、子育て世代包括支援センター事業費でございます。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、助産師がきめ細やかに対応し、その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を実施いたしました。報酬、職員手当等共済費及び旅費につきましては、任期付職員の母子保健コーディネーター2人のうち1人について、ご家庭の事情により令和3年7月から会計年度任用職員として雇用形態を変更したことに伴い、当該職員の報酬等を支出したものでございます。委託料は、産後ケア事業の実施について、医療機関や助産院等へ委託したものでございます。償還金、利子及び割引料は、令和2年度の母子保健衛生費国庫補助金等の精算に伴う返納金でございます。令和3年度の実績としましては、助産師を中心とした母子手帳交付時の窓口での面接が295人、その後の妊娠期間中や出産後を通じての継続支援件数は、延べ3,067件となっており、届出数は昨年より15人の減、継続支援件数は375件の増という状況でした。また、産後ケア事業につきましては、助産師、保健師が継続した支援を行う中で産後ケアを利用したほうがよいと判断した産婦39人にご利用いただきました。母子保健コーディネーターの雇用形態が年度途中で一部変更になったものの、令和2年度も前年度より多くの継続支援を行っており、今後もさらにこの事業の必要性が増すものと見ております。産後ケア事業につきましては、母子保健法の改正により令和3年度から対象者の範囲が出産後4か月未満から1年未満に延びたことや母子保健コーディネーターが気になる妊産婦をよく把握して適切な利用を促していることなどにより、宿泊型、訪問型の利用が令和2年度と比べて非常に増えている状況がございます。

特定財源でございますが、歳入番号①の子ども・子育て支援交付金と、1行飛ばして、歳入番号③の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、子育て支援事業費のところでご説明したもので、母子保健コーディネーターの会計年度任用職員の報酬、職員手当等共済費及び旅費にそれぞれ充当額欄記載の額を充当しております。

歳入番号②、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金232万円は、母子保健事業のところでご説明したもので、111万5,000円を産後ケア事業の委託料に充当しております。これらの充当額を除いた108万1,998円が一般財源でございます。

続いて、決算書は79、80ページをご覧ください。2目予防費でございます。タブレットの資料は25ページ、母子予防接種事業費でございます。子どもにかかる個別予防接種等の実施に加え、国の風疹の追加的対策など成人の風疹抗体検査及び風疹予防接種を実施しています。報酬は、マイナポータルでの閲覧や自治体間での情報連携に必要な個人の接種データを健康情報システムに入力する会計年度任用職員の報酬、旅費は、予防接種事務に従事する職員の研修会出席に伴う普通旅費、需用費の消耗品費は、窓

口で配布する説明用小冊子と予防接種必携の購入費用、印刷製本費は、予防接種で使用する予診票の印刷代を支出いたしました。役務費は、予防接種未接種者等への勧奨用はがきや子宮頸がんのワクチンに関する情報を定期接種対象者へ周知する案内はがきの購入、風疹の追加的対策のクーポン券を対象者へ郵送した通信運搬費と風疹の追加的対策の実施に当たり抗体検査委託料や予防接種委託料について、全国の実施医療機関等と自治体との間に国保連合会が入る形で請求審査支払に関する事務を行うことに対する手数料を支払ったものでございます。委託料は、指定医療機関での予防接種について茅ヶ崎医師会等へ委託して実施したものと、風疹の追加的対策に伴う抗体検査や予防接種について全国知事会と日本医師会を代表者とする集合契約に基づき、全国の医療機関等において実施したものでございます。また、令和2年10月から新たに定期予防接種となったロタウイルスワクチンの接種履歴の情報を健康情報システムに登録できるようにするためのシステム改修を株式会社日立システムズに委託して行いました。負担金補助及び交付金は、保護者の里帰り出産などの理由により委託外の医療機関で接種を受けた場合の接種費用について、委託医療機関で受けた場合と同程度の負担になるよう償還払いによる助成を行ったものでございます。扶助費は、定期予防接種による健康被害を受けた方の救済のための障害年金手当等を支払ったものでございます。主な不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございますが、委託料につきましては、そのほかにロタウイルスワクチン、日本脳炎ワクチン等の実績について見込みを下回っており、出生数の減少や新型コロナウイルスへの感染を警戒しての接種控えなども影響しているのではないかと考えております。

特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページの感染症予防事業費等国庫補助金138万9,000円は、風疹の追加的対策のうち風疹抗体検査の実施に要する費用とロタウイルスワクチン接種情報入力のためのシステム改修費用に対する国の補助金で、風疹の費用に対する補助率は2分の1、システム改修費用に対する補助率は国の基準額の3分の2でございます。

充当額欄記載の135万1,000円を充当したほか支払事務等を行う会計年度任用職員報酬として、人事課の人事管理費へ3万8,000円を充当いたしました。

歳入番号②、決算書39、40ページの予防接種健康被害救済費補助金435万2,453円は、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の救済措置に要する費用への県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

歳入番号③、決算書は同じく39、40ページの風疹予防接種事業補助金8万7,000円は、風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生防止のために市町村が実施する事業に要する費用に対する県の補助金で、補助率は3分の1でございます。町では妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻疹・風疹混合ワクチン接種の委託料に充当しております。これらの充当額合計579万453円を除いた1億1,190万8,543円が一般財源でございます。

次に、資料26ページをご覧ください。令和3年度歳入決算の一般財源ほかの概要でございます。12款分担金及び負担金、決算書29、30ページの滞納繰越分65万5,360円につきましては、いわゆる保育料の滞納繰越分として17人分42件を収納したものでございます。

次に、19款繰越金、決算書45、46ページの繰越明許費繰越額繰越金1億7,966万2,510円は、令和3年度からの繰越明許に伴う一般財源の繰越金で、資料13ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費の

繰越明許予算分に対し335万1,912円を充当しております。

最後に20款諸収入、決算書47、48ページの実習生受入謝礼2万円は、ひまわり教室において保育実習生を受け入れたことに伴い鎌倉女子大学短期大学部より収入したものでございます。

長くなり恐縮でございましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【天利委員長】 ただいま子育て支援課の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたしますので、質疑のある方はお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 質問させてください。まず、子育て支援センターの利用者数なんですけども、参考資料を見ましたら、9,490人から3,722人になっているということですが、先ほどもお話がありましたように、コロナの関係で人数が減ったということは重々承知しておりますが、減ったことに対して子育て支援事業を行う子育て支援課としては、見えてきた課題が何かあると思いますが、それはどのようなものがありますでしょうか。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 利用者数は確かに減ってきております。2年度と比べると持ち直してきているかなというところはございますが、今感染防止対策の関係で利用に制約を設けさせていただいて人数に制限をかけている関係もございますので、このような状況になっております。

課題として考えておりますのは、ここに来られる、あるいは支援センターからも気になる方については過去の利用の状況とか、そういったところからも支援センターからも声かけといいますか、電話したりとかして状況を聞いたりしてくれていますが、ここに来られる状況にならない方、これはコロナの時期だけに限ったことでもないのかもしれませんが、ご自分から支援センターに行こうと思われる方については、まだ利用いただけるのでよろしいのかなと思うんですが、そうやってこない方をどう把握して、その方の心配とか不安な点をどう解消していくのか、そういったところの取組というのは今後も考えていかないといけないかな、コロナがどこまで続くかというのも分かりませんが、どういう形でそういう対応を取っていけばいいのか、これは支援センターでもいろいろ工夫して取り組んでくださっていますけども、我々としても課題として認識して、きちっと対応を取っていかなきゃいけないなと思っております。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 今後取組をされるということなので、それに期待したいなと思いますけども、子育て支援センターに来ればいいのかというわけでもないと思うんですね。宮崎課長がおっしゃったように、来られるようにするという状況が、そういう状況じゃない方もいらっしゃるということはお分かりになっていると思いますけども、子育て支援センターに来させればいいのかということではないので、来ないのは困っていないからということではないと思いますので、おうちで一人のお母さんが困ることがないように、その取組は確かに難しいと思います。お一人お一人にお電話したりということも、なかなかできないことだとは思いますが、それはこの事業をするという意味ではきっちりやっていただきたいというのがありますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう一つ、保育施設の定員のことで、ごめんなさい、お話は変わりますけども、質問がもう一つございました。参考資料を見ますと、入所率が120%から101%に減となっていました。減についてお聞きしたいんですけども、保育施設を希望される方が私の耳にも入っておりまして、結構多いとは思うんですね。ただ、減になっているということが、一体どういうことなのかお聞きしたいなと思って質問させていただきます。条件があるのか、地域といますか、場所によってなのか、数ある中の1つの場所に申込みの方が少なかったということなのか、分からないんですけども、120%から101%に下がった減について説明をしていただきたいなと思います。お願いします。

【天利委員長】 茂内委員、入所率の減だけでよろしいですか。1番目はよろしいということですね。徳江主幹。

【徳江主幹】 寒川町の総合計画2040の実施計画の保育環境充実事業費の中で、保育施設の定員に対する入所率のことかと思えます。目標値としては120%を掲げているんですが、令和3年度については101%になった理由について、定員についてはそれぞれ施設で設けているものなんですけども、面積要件、年齢によって何平米用意しないといけないというような決まりだとか、あと保育士さんも、この年齢は1対3で見ないといけないよというような国の基準があります。それに見合った形であれば定員を120%まで引き上げていいという決まりがありまして、待機児童がいる中でなるべく多くの児童を受け入れるよう施設もそれぞれ努力してくださっていて、その中で実績としては101%だったということなんですけども、施設によっては、面積的にそれ以上受け入れられないとか、あとは保育士さんが、予定はしていたんですけども、急に産休に入るようになったとか、お辞めになってしまった、そういう状況があったりで、そこまで達することができなかったという結果でございます。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 分かりました。ただ、条件とか、いろいろあるかとは思うんですけども、困っているお母さんがいる中で、町としては今後どのようにするかという課題とか、その対処法とかは今はありますか。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 対処法といますか、入所についてはその年その年の申込みの状況にもよりますし、実際待機児童の問題は、先ほど説明の中でも待機児童のことを申し上げましたけども、さくら幼稚園が認定こども園化して、我々も実は待機児童が減るかなというような認識を持っていたんですが、施設ができればというわけでもないでしょうけれども、毎年毎年の保育を希望するニーズというのがどのくらい増えるのかとか、どういう動きをするのかというのが非常に読みにくい部分もありますので、今回整備した以上の申込みの状況があって、結果的に待機児童も出ているという状況もありますので、もちろん我々としては待機児童を少しでもゼロに近づけていく、目指すべきはゼロというところの中で取組をしておりますので、今後もその部分をしっかり認識した上で努力してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 何点かありますので、よろしくお願いします。まず、詳細説明の9ページ、特定不妊

治療費等助成事業費の中で、不妊治療は件数として24件ありましたと、ただ、不育症については、令和3年度ゼロでしたよというご報告がございました。不妊治療よりも不育症治療のほうが少ないのは理解します。それから、不育症もこの中に入れていただいているというのは、寒川としては先進的な取組の1つかなと思っておりますけども、今年度たまたまゼロだったのか、ここに入れていただくときに大切なこととして不育症をしっかりと理解していただく、自らが不育症だということに気づかない方もいらっしゃるのでは、その広報ですとか、普及ですとか、啓発ですとか、その辺を重要視していただきたいということでお話をさせていただいたことがあるんですけども、不育症に対する理解とかはしっかりと進んでいるのかどうか、その辺だけお聞かせいただきたいと思います。

それから、ページでいうと13ページ、お祝いパッケージですね。これはやって喜ばれていると思いますが、反響がどうだったのか、それから様々ご意見等もいただいているかと思いますが、令和3年度の中でそういった意見を反映し、次につなげたことがあったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それから、ページでいうと16ページになるかと思いますが、保育園環境充実事業費に含まれるかなと思いますけど、これは提案に近いんですが、コロナで特になんですけども、今全国的に使用済みのおむつを園で処理するところが増えてきております。理由としては、まず持ち帰るという負担が保護者にあること、それから、園にとっては子ども別にしっかりと親が来るまで管理しなきゃいけないので、その辺が大変負担になっているということと、あとは衛生的な問題、そういう問題もあって、おむつを交換した際に園で処理ができる体制を構築するところが増えてきておりますけども、特にコロナという感染症を経験したことによって、絶対に園としては渡すものを間違えちゃいけないというようなところでの気遣いとかも増えている中で、園からそういうご意見があったりとか、保護者からそういう意見があったりとかというのはなかったのか。またそういう検討を町としてされたのかどうか、あともう一つ、おむつについては替えのおむつを保護者が登園するときに持っていき、それには名前を書かなきゃいけないというのがあるんですけど、その辺の負担、それから、園はその子に合ったサイズのを幾つか用意するんですが、足りなくなったりとか、十分な用意ができないとかということが一般的に言われているんですけども、そこで、おむつに関しては、おうちから持っていかないで園に全てストックしておいて、使った分だけ後からお支払いするというような制度を構築している市町も増えてきておりますけれども、その辺について町としての見解とかがあれば、できればそういう体制を構築していただけないかなという提案も含めてお答えをいただければと思います。

それから、ページでいうと21ページ、私の勘違いかもしれないんですけど、職員手当に国庫支出金で2,257万468円充当しましたと説明があったわけですけども、コロナの影響でワクチン接種体制確保事業費補助金か何かしたという説明でしたっけ。要はこの体制を構築するのに時間外で相当仕事をしないといけない状態があったのかどうか、そこをもう少し詳細に説明していただきたいんですけども、これを見ると、例えば給料の部分では4,870万円という金額が出ていて、手当が上回っていますよね。ほかのところを幾つか見たんですけど、給料より手当が上回るというところはあまりなかった、それから、この部分は職員の数も違うし、担当課も違いますけど、前年度と比べても2,000万円近く手当が増えているのかなという気がしているんですけど、この辺についてももう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 大きく4点いただいたかと思います。まず1点目、不育症の関係で理解は進んでいるのかということのお尋ねです。以前からもいろいろとご心配いただいている部分かと思いますが、これにつきましては、今年度ゼロ件でしたが、過去にはここ3年ぐらい続けて1件ずつの申請もあったという中で、確かに申請がなかなかないという状況はあります。治療期間が終わらないと申請もできないということもありますし、ただ、不育症そのものの理解という部分では、定義としては通常流産を2回繰り返したら不育症ですというような、ざっくりと、そういうことになってくるので、ご経験された方は治療を望む方が病院に行かれると思うんですが、医療機関においては、市町村で助成がありますということはアナウンスしていただいていると思っていますので、そういう部分では周知という部分で一定程度できているかなと思っているんですが、町では広報の中で助成制度があるということは周知していますが、不育症そのものがどういうものかとか、そういった部分の周知というのは確かにしていないところもございまして。厚生労働省でも研究班というのがあって、そこで厚生労働省のページから、ホームページなどで見られるようにはなっておりますが、町としても例えばそういうところにリンクするというような形で工夫して、例えば町のページから問合せ、入ってきた方をそこにつなげられればというようなことは改善していくような形で考えてまいりたいと思います。

それから、2点目のお祝いパッケージの反響のこととか、それから次に向けてということに関してなんですが、お祝いパッケージ自体は今回コロナの中でご出産された方に対する感謝の気持ちも込めてということの中で一義的には感染防止対策というところでマスクを配らせていただいて、併せて大変な中でご出産されたことへの感謝の気持ちでやらせていただいている事業ですが、やらせていただいている中で、お手紙とかで非常にありがたかったですみたいなことをいただいたことはございました。今後次に向けて何か考えているのかという部分については、現状ではまだコロナがどこまで続くのかというところがありますので、今まだ大きく変えるようなことというのは、5年度を迎えるに当たっては検討とかは特にはしてはおりませんが、いずれコロナが収束していったときに、これをどうしていくのかというのは、またこの事業の在り方として考えていく時期が来るのかなとは認識してございます。ですので、いずれにしても少子化という時代の中で、コロナが収束しても、やはり妊娠出産を寒川でしてくださったことというのは、何らかの形で気持ちを示していく、またそれに対して支援をしていくというようなことが必要だろうなどは認識はしていますので、そのところはまた今後研究していきたいなと思っております。

それから、3点目の保育所のおむつの関係ですね。そこについてはありがとうございます。現状ではまだ寒川町の場合は全部が民設園、民間の園ということもあるので、我々の側でそういったことを具体的に検討したとかということはまだございません。園、あるいは施設からも、そういったことを考えているんだけどといったこともお話をいただいたことはございませんので、まだ全然何も考えていない状況でございました。確かに今ご提案いただいている中では、私も自分の子どもが保育所へ行っていたときには、おむつを持ち帰りしましたので、そういう部分でいうと、確かに言われるようにご負担もあるのかな、また例えば車でお迎えとかができる方はいいですけど、そうじゃない方、自転車という方ですと、確かに言われるようなこともいろいろあるなと思います。また園の負担という部分で、特にコロナ

禍の中で間違えちゃいけないとか、そういう部分の負担というのが我々も考えが及んでいなくて、至っていなかったなというのは反省しているところです。ただ、いかんせん、民間園ですので、今後その部分をどうしていくかというのは、園の別の意味の負担というのも多分生じるでしょうし、今聞いていて考えていたのは、保育所に入れた方々のいろんなものが整っていくのもありますが、保育所に行けない方もいらっしゃるので、そちらの方のことも考える中で、どのぐらいどのような町として取組をしていくのが適切なのかということもよく考えなきゃいけないと思うので、この辺は先に向けて課題にさせていただくところかなと、今聞いていて認識したところでございます。

それから、4点目のコロナワクチンの体制の整備の補助の関係ですが、大変恐縮でございます。今回私が決算で報告させていただいている中に、説明でも申し上げたとおり、健康づくり課の部分も入っていきまして、充当している部分は健康づくり課の時間外に充当している部分であって、子育て支援課の職員が、例えばコロナワクチンの関係で時間外が増えて、そこに充てたということではなかったので、今ご質問に恐らくお答えできないかなと思っております、申し訳ありません。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 4点目については健康づくり課で詳細を伺いたいと思いますので、まず、不育症の部分については、不育症とはどういうものなのかということをもっと理解していただくことは大事ですよということ、これはスタートするときにもお話しさせていただいたので、今課長からもお答えいただいたので、国のページにリンクするとかでも、まずはいいと思いますけども、そういうところをもう少し積極的に取り組んでいただけるとありがたいなと思います。

お祝いパッケージについては、しばらくはコロナ禍ということもあって、現状で行っていきますということでしたので、ここについては了解しました。

おむつの処理、それからおむつの提供についてなんですけど、コロナ禍になって特になんですけど、保護者のネットワークってかなり強いものがあって、ほかでこういうことをやると、情報というのは伝播していくものですから、我々には保護者からは園でおむつ処理できないものかどうかというようなお話があったりとか、園でおむつを用意していただけるとありがたいなというお話は我々には届いてくるというのが現状なわけですね。確かに課長が言うように、今町内の保育園については、全て民間運営ということになっていますから、民間の園がどう考えるかというところがまずは重要になってくるかなとは思っています。全国的に広がっているところも、直接運営しているところからスタートしているというのが現状かなと認識しておりますので、この部分については、こういうご意見があったということで、園にも投げかけていただいて、もしそういうことができるようになったら、園としてはどう考えますかというような、園としての考えを聞いていただいて、町としてできること、それから園にお願いすることを調査研究していただいて、できることはやっていただくというような体制を取っていただけると、ありがたいと思いますので、その辺は園とのやり取りとかについての考え方だけお知らせいただけますでしょうか。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 先ほども申し上げたとおり、コロナの時代の中で園が不安といいますか、負担を抱えているというところは、正直申し上げて認識不足でしたので、今ご提案いただいたような部

分について、まず園にお話をして、その辺の認識についてはどうかというようなことで、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【天利委員長】 それでは、他に質疑がございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 まず、5ページの小児医療費助成事業についてお尋ねしたいと思います。こちらを前年度と比較しますと、役務費とか、扶助費が年々下回っているような感じに見受けられるんですね。令和3年から所得制限も撤廃ということになったんですけれども、その辺が減少している要因というのをまずお聞かせください。

それと、6ページの地域子育て環境づくり支援事業費、こちらは不用額が予算よりかなり下回っているんですけど、見込みに達しなかった理由というのをお聞かせください。

それと、子育て世帯臨時特別給付金事業費、こちらは寒川町の単独分でやったということで、全町的にカバーできたということは非常によかったとは思いますが、対象にならなかった方も対象にしたということはよかったんですけど、こういった取組というのを県内で行った自治体というのはあるんでしょうか。寒川町だけが単独で行ったというのでは、こういうことをやったというのであれば、非常に評価できると思うんですね。その辺をお聞かせください。

それと、22ページ、母子保健事業費、備考欄で産婦健診の償還払いの実績見込みが少なかったということ、産科医師分娩手当補助金の対象医療機関が令和3年8月から分娩を扱わなくなったということなんですけれども、8月から分娩できる医院がなくなったということなんですか。その辺を確認させていただきます。

以上です。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 4点いただいたと思います。まず1点目の小児医療費の、これは役務費のことでよろしいですか。小児医療費については、役務費については、今私、手元に昨年の数字を持っていなくて恐縮なんですけど、扶助費については、決算額としては昨年よりも、先ほど申し上げたとおり、2,600万円ちょっと増えていますので、役務費が減になっている要因ということなんですけど、郵送物が基本ほとんどなんです。あと国保連合会に払っている審査手数料になりますので、郵送物の数とか、そういった部分が今手元でも確認を取っていないので、何が要因で減になっているかというのは、今ここで明確にお答えするのが厳しいので、そこは確認させていただいて、後で資料として出させていただきますということでもよろしいでしょうか。

【天利委員長】 じゃ、それで。

【宮崎子育て支援課長】 それから、2点目でございますが、子育て環境づくりの見込みに達しなかった理由というお尋ねでした。ここにつきましては、予算としては上限30万円を見込んで、それを予算計上としては一応上限30万円の1団体分と見込んでいますけれども、実際には利用の申請があった場合には中身を審査して、それに対して交付決定していくというような形で、万が一もし不足している場合については、予算措置させていただいて交付決定していくというような形を考えて臨んでおりますが、今回補助させていただいている団体は、過去からずっと利用されている団体ということもあります。

の補助金については、前も申し上げたことがあります。確かに周知の部分では課題があるなという認識は持っておりますので、今回利用を希望する団体がお手挙げがなかったということに尽きるんですが、ただ、その部分については、我々の周知とか、そういった工夫がしっかりできていたかというのは、よく反省していきたいと思っております。

それから、3点目の特別給付金の町単独事業分、県内ほかのところの状況はというお尋ねでしたが、大変申し訳ありません。制度を始める検討をする段階で問い合わせた中では、考えているとおっしゃっていた自治体もございましたが、結果的に終わってみてどこがやっていたかというような把握はしておりませんので、申し訳ありません。お答えしかねる状況でございます。

それから、母子保健事業で分娩を扱うところが減ったということに関しては、医療機関がなくなったわけではなくて、もともと町内にある木島さんなんですけれども、そこが昨年7月いっぱい分娩を取り扱うのを終わりにしますという話があったので、医療機関がなくなったのではないんですが、分娩を取り扱わなくなったというところでございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つ目はよろしくお願ひします。2つ目なんですけど、今も周知がなかなかできなかったということで反省している部分があるということで、分かりましたので、この辺は周知していただいて、地域の子育て環境づくりをしていく上で、そういった団体があったほうがいいと思いますので、その辺はやっていただきたいということでお願いいたします。

それと、考えているという自治体があったんですけど、把握ができなかったということで、これは時期的なものということなんですかね。結果的に短い間のことなので、ほかの自治体があったらどうかというのは、確認できなかったということなんですかね。その辺を確認させていただくと、医療機関がなくなったわけではないんですけども、分娩を扱うお医者さんがいなくなったということで、いなくなったというのは唯一1件あったんですけども、1件しかなかったから、なくなったから、そんなに変わらないと言っちゃうとあれなんですけど、町民の意見というのは聞いたりしていないんですか。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、10万円の町単独事業分についての把握の関係ですけれども、そこについては時期的なというよりは、実際に町として支給することを決めた以上は、そこについて一度決めた部分で周りの状況がどうかと、周りと比較する話ではなくなったので、そういう意味で事業が終わった後でどうでしたという確認は特にしていないというところでございます。

それから、母子保健事業の分娩取扱いの機関の件ですが、そちらについては、特段町民の方からお声というのはいただいておりませんが、子育て支援を所管している我々としては、町内で医療機関が分娩を扱わなくなるということというのは、困るなという認識は持っております。実際そのことに伴って産後ケアの契約もそのことは終わりになりましたので、そういう影響がありますので、分娩を扱ってくださる医療機関というのは欲しいなという思いはございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 確かに支給を比べるというものじゃなくて、実を言うと、町の成果というのを知りたかったわけです。単独でやったということについては非常に評価できると思うので、やったということ

について、ほかのところがない、でも寒川がやっているということは誇れるというか、自慢できることなので、そこを確認したかったということなんです。別に比べてどうのこうのというわけじゃないです。その点だけご理解ください。

それとあと、分娩を取り扱えるお医者さんがなくなったことについては、町としても要望があるということなんですけど、なくなってから町としてそのことに対しての対策とか対応とかというのは、どういうふうにやってきましたか。今要望的なことしか言っていないんですけど、実務的になくなったら困るという気持ちはあったのは今伝わったので、その点で対策とか対応なんていうのは検討したんでしょうか。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 特段思いとしてはやはり困るという思いはございますが、現実の実務として対策として検討したかということになると、具体的に何かを検討したということはありません。

【天利委員長】 他に質疑をお受けしますがよろしいでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 皆さんと重複するところがありますので、簡潔に聞きたいのと、それから戦略的に見たところで総合的に見たところで質問させていただくところもありますので、よろしく願いいたします。

まず、青木委員からもありましたけれども、小児医療費の関係でもう一回確認させていただきたいんですが、昨年4月から所得制限の撤廃が行われたことによって、増えた金額というのが2,600万円かかった、ただし、見込みよりは少なかったという認識でいいのか、それをまずお答えください。それから今年4月から不妊治療に対する保険適用が始まりました。不育症に関する治療に関しては、補助はありましたが、寒川で独自に令和3年度は不妊治療に対する独自の補助みたいのってあったかどうか、勉強不足で恐縮なんですけど、確認させてください。それと、3つ目は、児童相談所との連携についてお聞かせいただきたいんですが、もちろんここにいる委員の方たちにもいろいろとそのような話があったと思いますが、児童相談所関連であると、シークレットにしなきゃいけないということがかなりある、その中で、いろいろと相談に来てくださった、対象のお宅ではなくて、周りの家の方たちから、やきもきするというような意見をもらったりするんですけども、実際児相との関係の中でシークレットにしなければいけない部分はあると思うんですが、ある程度情報公開していいような部分みたいな取決めというのをしているのかどうか、それと具体的に何か発生したときに、もしくは発生しそうな感じのときに児相とどのような形でどのような話をしているのかを教えてください。それからもう一件、最近あった話なんですけど、明石市なんかで養育費の不払いに対して、あそこは弁護士が11人職員としているらしく、養育費の不払いについては、それこそ代わりに払って取り立てちゃう、まず払ってあげて取り立てるみたいなことをやっているみたいなんですけど、仮にももちろん子育ての関係の話なので、養育費の不払いについては相談があった場合というのはどういう対応をしているか教えてください。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、1点目の小児医療費の2,600万円増えていることの内容が、所得制限を取ったことによるものかどうかということなんですけど、実は昨年からの増額という意味でいうと、

昨年はずももコロナの関係で、もともと想定していたよりも医療費が出が少なかったというところがあるので、単純に比較はできないかなとは思っています。おとしの元年の医療費、扶助費と比べると逆に下がっているんです。元年は約1億4,500万円決算額でありますので、そこから今回約1億4,200万円ということであると、額としては下がっていますから、前もこういう場で申し上げたことがあるんですが、必ずしも制度改正とか、あるいは対象者が増えているから、それに対して金額も増えているかというところが、必ずしもリンクしていないのが思いとしてありますので、そうすると今ここで今回2,600万円増えているのが、単純に所得制限を取ったことによって対象者が増えた分だけ増えているのかというのが、今読めない状況というのが正直なところです。コロナの受診控えが取れた要因がどれぐらいあるのかとか、そういうところの分析って多分我々では難しいと思うので、単純計算で撤廃した分ですというのが、一概には出せないかなと思うところがございます。それから2点目の不妊治療の助成制度で独自のものがあるのかというところで申し上げますと、今町がやっているのは県の補助の上乗せになりますから、独自に何か対象物を決めて補助しているということは、そういう意味でいうと、ございません。

1点飛ばしまして、4点目の養育費の件で相談があった場合ということなんですが、法的にどうするのかという話になってくると、今町の状況からすると、別の課でやっている法律相談などにご相談なさってみてくださいとご案内をすることでつないでいく、そういうことになるのかなと思っています。

【天利委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 3点目の児相との連携についてお答えさせていただきます。非常に難しいご家庭が本当に増えてきて、支援ですとか、連携体制の取組には日々頭を悩ませ、対応を考えさせていただいているところです。ご近隣の方ですとか、地域でよく周りを見てくださっている方ですとかから貴重な情報をいただいているところでもあります。本当にお気持ちは分かるんですけども、個人情報の観点、あともし何らかの形で私たちがそういう情報を話していることが当事者たちに分かっちゃったりしたことがあった場合、信頼関係も崩れますし、支援にも差し障ってしまう、そんなこともありまして、今どうなっていますとか、今後こうなる予定ですというようなことは、なかなかお話ができないですし、児相との情報公開の取決めというようなものも実際にはございません。本当に心苦しく思うんですけども、お話しいただいて、すぐに状況を改善するおうちも非常に少ないので、長い目で、また気になることがあったら、いつでもお話いただきながらということにしかならないのかと思っております。

以上です。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 まず、小児医療費の関係ですけども、必ずしも所得制限を撤廃したからじゃないかもしれないという読みだと、分かりづらいというのが正直あります。だから何が言いたいかという、次につなげていく上でどうなるのかというのを考えたいなと思っていて、当然この間日経新聞6月20何日かに出た日経電子版なんかには、東京23区特別区が高校生までの医療費の無償化というものを取り決めましたよね。そういうのも含めて次のステップをどうしても見据えたいので、データの裏づけが欲しいので、聞きたかったんですが、今の時点でどうしても言えない、分からないというならあれですけども、可能な限り、そちらが例えば、こんな言い方は変なんですけど、もうできませんよ、高校生はと

いう理由づくりのデータでもいいですし、僕はそれを逆に取って、これだったらできるじゃないですかという、ちゃんとしたデータづくりをしていただきたいと思うんですが、というか、分析ですね。をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、不妊治療の関係は分かりました。具体的には令和3年度においては、県からの補助の上積みというところだけでいいですね。なので、寒川町が独自に何かをやっていたというわけではないということでは分かりましたので、結構でございます。

それから、児相の関係の前に養育費の不払いの件は、僕もだから知人の弁護士のところ、こういう人がいますよという話で、やっぱり話を振るしかないなというところなんですね、現時点においては。なので、それはこれからの課題なのかなと、行政として本当に子育て支援湘南エリアナンバー1を目指す寒川としての課題なのかなと思いますので、それはまた別のところでお話しさせていただきたいなと思います。

それと、児相の問題というよりも、児童相談所との連携も含めて、そういった問題のある家庭に対する対処の仕方なんですけど、僕もずっと前から気になっていることがあって、野呂技幹のおっしゃったこともよく分かるんですけど、個人情報というのと命というのを比べたときに、どうするべきなのかなと、いつも個人情報というので確かに分かるんですよ。プライバシーも必要でしょう。個人情報というところで壁を作って、でもその先の本当に救わなきゃいけない命というのを救っているのかどうかというのがすごく疑問なんですね。それで逃げ切って、大体の場合、そういうことで逃げちゃったがために必ず問題になっているじゃないですか。1年に1回、2回、3回、4回って。新聞沙汰になるのはほとんどそれですよ。分かるんですけど、本当に子どもの命を守っていくとか、未来を守っていくという考え方の中で、何度も言うけど、湘南エリア子育てナンバー1というのを標榜するんだったら、ここのところもっと踏み込んで考えていかなきゃいけないと思うんですけども、それについてお考えというか、率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず、1点目の小児医療費の関係、確かに我々も今回この結果の中で、このコロナ禍のタイミングでのこういう費用の動きというところを、自分たちがきちっと分析できないというのは、情けなくもあり、またじくじたる思いもあります。ただ、どこまでどういう要因なのかというのは、今後これから事務を進めていく中で考えられ得ることは数字を見てみようかなとは思っていますので、ご理解いただきたいと思います。また、高校生までというお話も出ましたが、その部分については、現状の中でどうですと言い切れるものはございませんが、基本的に小児医療費の助成制度は、事あるごとに触れさせていただいていますが、基本的には今の時代の流れからすると、国がきちっと仕組みをつくってやるべきだとは思っていますので、その中で自治体競争の1つの種になってしまう部分もありますので、そういうところはどうかかなという思いはあります。ただ、最終的には子育て支援課、子育て家庭の負担軽減とか、そういった部分につながっていく仕組みではありますので、どうあるべきかなというのは、ずっと宿題になっていたのかなとは思っています。

それから、児相の関係ですね。その個人情報の取扱いの関係、今、委員がおっしゃった思いという

のは、実は実際に現場に立っている職員がみんな持っている思いでございます。そういう中で個人情報乗り越えて取り組むべきじゃないのかというのは、現場ではいつも思っていることはあるんですが、野呂からもお話がありましたとおり、そこを越えたがために、越えて結果的に命の問題までいかなかったときに、その対象からの信頼を失うというところも、今後の支援ということからいくと、それも大きな問題があるのは事実です。ですので、いろいろご通報いただく周囲の方々の気持ちというのも、もちろん非常によく分かりますので、すごく心配で連絡したのに、その後どうなったかというのは何も教えてもらえないというのは、ある意味それも、行政不信という言葉が適切なのかどうか分かりませんが、せつかく心配して教えているのに、そういうことだったら、もう言わないというようなことにもなりかねない、そっちの部分でも危うい部分ももちろんあるなと思っています。ですので、この部分の問題というのは、我々だけで解決できる問題ではありませんので、また、先日も申し上げたこども家庭庁とか、あるいはその後の子ども家庭センターの関係とか、そういったところの取組の中でも国もいろんなことを考えてきていると思いますので、そういったところで今度それが落ちてきたときに我々としてどういったことをやっていくべきかというのは、また考えていくことになるのかなと今は思っているところです。お答えになっているかどうか分かりませんが。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 ありがとうございます。逆に地方自治体からこども家庭庁なり、上への提言を積極的に現場の声というのは上げていく必要があるんだなということを、はっきりと自分の中で認識できたので、結構でございます。

以上です。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 私から、まず、保育環境で4点ほどあります。1点目が、令和3年コロナの影響というか、その前に保育環境というか、4つ類型がありますけれども、全般に対する質問ということで家庭教育、保育、認定こども園、保育所全般に関する質問ということで受け止めてください。令和3年コロナの影響で休園があったのかどうか。あったとしたら、どういった保護者への対応といたしますか、子どもへの対応というか、どういった対応をしたのかというところが1点目、2点目が、町内の保育施設で保育士不足の状況というのは、どのようになっているのかというところが2点目、3点目が、幼保の無償化が始まってから令和3年末で2年半がたったと思うんですね。大体状況というのが見えてきたと思うんですが、無償化の影響によってニーズが変わったのかどうか、普通に考えると、2号認定、3歳以上が増えて、それに伴って3号認定も増えてくるのかなというような感じもするんですが、その辺のニーズの変化というのは、幼保無償化の影響でどうなったのかというところが3点目、4点目が、先ほど120%の目標に対して101%という話があったんですが、これを最初に私が見て、101%だったらいいんだなと思ったんですが、さっきの答弁を聞いていると、101%しかニーズがなかった、ニーズに対応できて101%ではなくて、それ以上にニーズがあったんだけど、町としては120%にしたかったんだけど、101%しか受け入れることができなかったという認識でいいのかどうかをお答えいただきたいと思います。

以上が保育環境関係で、もう一点が、ファミサポですね。数字上お願い会員と任せて会員で、差とい

うのはずっとあるところなんです、実態としてどれくらい、数字と捉えていなかったら感覚でもいいんですけども、お願いしたい人がいて、受け入れることができなかった状況がどれくらいあったのかということをお答えいただきたいと思います。

以上です。

【天利委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 保育環境充実事業費の関係で4点ご質問を受けたところでお答えしたいと思います。

1点目の新型コロナウイルスの影響で休園したところがあるかということですが、家庭内感染とかで、お子さんも保育士さんも陽性になる方がいらっちゃって、国では保育園は原則解消とは言われていますけども、例えば1つのクラスで極端に陽性者が増えてくるというような状況があったときには、臨時休園に1クラスだけするとか、そういった対応はしております。令和4年度においても何件かそういったところはあります。それから2点目の町内保育施設における保育士不足についてです。どこも全国的に言われているところですけども、保育士が不足している、例えば先ほどのお話でも急に産休に入るようになった、育児休業に入るようになったといったところの代替の保育士については、どこの園も急なことなので、なかなか代わりになる方を獲得することができない、なので、例えばパートさん、時間が短い方が2人で対応とか、そのような工夫をして、受入れができなくなるようなことがないように各施設にさせていただいているところがあります。

それから3点目の令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が開始された後のニーズの変化というところですが、ここでほぼ3年間が終わるような状況ですが、幼稚園についても無償化になったことによって選択肢が広がった、例えば町外の幼稚園も少し保育料が高いところも、上限はありますが、保育料が無償になったというところで、入れる可能性が高くなってきたというところで、町外の園を選ぶ保護者の方も多く出ているところです。あと、最初のうちは保育園ではなく幼稚園に移行していくようなところが見られるのかなとは思ったんですけども、保育園もお申込みする方が増えていて、園によっては3、4、5全てとは言わないんですが、3歳児について申込者が多くなって、園によっては入れないような施設ができているというところがあります。保護者の方も、幼児教育・保育の無償化がかなり浸透してきているとはいえ、幼児教育が終わった後の一時預かりについても無償化になるというところをご存じじゃない方もいらっしゃるんで、また私のほうで、保育園ではなくても、そういった選択肢もありますよというようなご案内をしております。それと4点目の定員を超えての受入れについてなんです、定員目いっぱいを受けていただいているんですけども、町内の保育園は、今寒川さくら幼稚園を含めて8施設になりましたが、施設によっては面積要件上、定員以上受け入れられないというような施設もありまして、大きな施設、例えばさむかわ保育園さんとか、前からある施設については面積に余裕もあって、かなり定員以上のお子さんを受けてくださっているところがあるんですけども、全てが全て120%まで受け入れられる条件をそろえていないところがありますので、結果的に101%になってしまいました。

以上です。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 5点目のファミリー・サポート・センターの件でございます。お願い会員と任せて会員の差で利用できないことがないのかというお尋ねでしたが、資料に載せさせていただいて

いる会員数の差というのは、あくまで登録の会員数ですので、ここに載っている会員皆さんが全部いちどきにサービスを利用されているというわけではございませんし、任せて会員さんも全員が全員いちどきに活動しているわけでもないので、そういう意味でいうと、お願いさんの数がこれだけ多いから、じゃ、利用できないケースがないのかという、そこはファミリー・サポート・センターの事務局がマッチングさせますので、現状の中で利用できなかったというような苦情をいただいているということは特にありませんので、基本的には利用していただけるものと思っております。

【天利委員長】 1番目の休園の対応についてなんですが、ご説明をできれば細かくいただければと思うんですが。1番目の令和3年度コロナの関係で休園への対応というところなんですが。

【徳江主幹】 すみません。説明が不足していて申し訳ございません。保護者の方も臨時休園ということはあるんですけども、保護者の方がお仕事されている中で、急に休園になりますとなっても、預ける先がないとか、急にお仕事は休めないとかという状況がありますので、施設から例えば検査を受けている状態で検査の結果を待っているところですか、そういうご連絡があった時点で、玄関先なりに掲示をさせていただいて、その結果によってはもしかしたら臨時休園になる可能性もありますので、準備しておいてくださいとか、そういうことで町で代替保育をするところがございませんので、お仕事を休むにも早めに言ったほうがいいたろうということで、そういうことができるような対応はさせていただいています。すみませんでした。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、先にファミサポからなんですが、現状だとそんなに任せて会員が不足というわけではないという認識ですかね、今お答えの中で。であれば、そんなに問題はないのかなと思っているところなんですが、ただ、不足がないんだったらいいのかなと思うんですが、他市と比べて若干安いと思ったんですよね。だから高いのがいいこと、安いのがいいことじゃなくて、需要と供給のバランスが取れる金額というのがいいのかなというところもあったりして、ちょっと安いと思ったところで、その辺はどう捉えているのか、もちろん安いほうが預ける側としては当然いいと思います。ただ、預かる側はどうなのかなというところもあるので、金額について町としてどのように考えているのかというところをお答えいただきたいと思います。

休園への対応については分かりました。とにかく早めに伝えていただく、これは一般質問でもコロナ初期の頃にそういう答弁をいただいていますので、そのとおりにやられているということで認識させていただきました。

無償化の影響、全体的な動きというのは分かりましたので、これも大丈夫です。幼稚園が町外という話もありました。これは結構意外ですけど、大体の状況は分かりましたので、大丈夫です。

定員超入所のところなんですけど、今分からなかったところがあって、町としては120%の目標を設定しているわけじゃないですか。それが101%しかいかなかったということで、今答弁の中で、施設によっては定員超入所できないみたいな答弁があったんですけども、それを踏まえての恐らく120%という目標なのかなという私の認識ではいるんですけども、そうすると多分101%にしかいかなかった要因というのがあると思うんですね。その要因が何なのかなというところをお答えいただきたいなと思います。その要因が、もしかしたら保育士不足というのものもあるのかなと思っているんですが、そこも含めて

お答えいただければと思います。なので1点ですかね。ファミサポと2点です。失礼しました。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 それでは、私からまずファミサポの件でお答えさせていただきます。不足の認識がないかどうかということでは、決して充足しているとは思っておりません。任せて会員さんはいればいるほどいいと思いますし、また年齢的にも若い世代の方の任せてさんがまだ少ないというような傾向がございますので、そういう意味では充足しているとは思っておりませんが、ただ、金額のお話がありました。確かに利用される方からすると、預ける側からすると、費用的な部分は安いにこしたことはないんですが、それで受け取る側というんですか。お願いされる側、任せてと言う側からすると、ある程度のものがないと、今度成り手がありませんかというご懸念だと思っております。その部分というのは悩ましい問題だとは思っております。ただ、どこの自治体かは定かに認識していませんが、任せてさんの受け取る額を例えば最低賃金とか、そういう形で、その水準というお話がどこかで出たところが、ファミリー・サポート・センターの仕組み自体が総合支援の形なので、受け取る側の数字が上がっていくのはいかなものかというような議論があったというのを、定かじゃないんですが、記憶しておりますので、そういう問題も1つ制度としては、国の交付金を受け取って実施している事業である以上は、その範疇を超えてでもやっていくということになると、町としてこの部分を交付金を受けている事業としてではなくて、単体でしっかりやっていくのか、そこまでの議論が必要になってくると思いますので、金額の部分については、なかなかすぐにどうこう、どういふ変更ができませんという議論がなかなかできない問題かなと思っておりますので、任せてさんを増やすというのは重要なことだと思っておりますけれども、受け取る費用の兼ね合いの部分には課題かなと思っております。

【天利委員長】 徳江主幹。

【徳江主幹】 定員に対しての超過部分についてなんですが、要因としては保育士不足が理由ではないということでもなく、やはりそちらも要因の1つにはなっております。例えば毎月お申込みを受けるときに保育園の空き状況を確認するんですけども、退所する方、そこに対して保育士がいるかどうかということもありますので、定員まではもちろん受け入れられるだけの保育士さんは園ではいるんですけども、超過した部分となると、保育士さんが配置されていないと受け入れることができないので、そちらも1つの要因となっていることは確かです。

以上です。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 ファミサポのところは分かりました。一応課題としては捉えていただいているということなので、確かに寒川の場合すぐにどうこうしなきゃいけないとかではないと思いますし、今後状況はつかんでおいていただきたいなと思っておりますので、そちらは大丈夫です。定員超入所のところで、保育士も要因の1つという話がありました。あとは園側の都合とかも、どちらかといったら、保育士のことも含めて園側の都合が大きいと思うんですけども、そこに対して120%の目標に対して101%しかいかなかったことに対して、町としてできることというのはあるのか、それが保育士の確保かもしれないし、施設整備は置いておいたほうがいいですか。だから町として何らかの対策をして、目

標に今後近づけていくことができるのか、今のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

【天利委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 町として何をどうすると120%に近づけていけるかという部分ですが、例えば保育士を雇用する経費なんかについても、町として例えば補助を出せばということも考えられるところだと思うんですが、ただ、現実問題、人がいなければ雇用できないというところで、根本の解決にはならないということもあります。なので、この部分というのは悩ましい部分なので、今ここですぐにどういうことができそうですかとは申しかねるので、これも今後検討していくべき課題なのかなという認識でいるところでございます。

【天利委員長】 確認させていただきます。青木委員から、小児医療費の役務費の資料をお出しになられるということなんですが、そちらはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

【天利委員長】 じゃ、後日ご提出いただければと思いますので、よろしく願いいたします。その1点だけだと思いますので、ここで質疑の打ち切りをいたします。

以上をもちまして、学び育成部子育て支援課の質疑を終了いたします。長時間お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、学び育成部学び推進課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 引き続きまして、学び推進課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては芝崎課長より行いますので、よろしく願いいたします。

【天利委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 それでは、学び育成部学び推進課所管令和3年度決算について、決算特別委員会説明資料により説明させていただきます。よろしく願いいたします。

決算書は57から60ページ、2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費です。タブレット資料は2ページをご覧ください。国際交流基金積立金は、基金の利子積立金です。

続きまして、下の表をご覧ください。国際交流基金積立金の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は41、42ページ、国際交流基金利子へ全額充当しております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。生涯学習振興事業費は、学習の情報提供をはじめ様々な生涯学習事業を推進するものです。報償費は、生涯学習推進会議の委員への謝礼等となっております。旅費は、職員の普通旅費となりますが、執行はありません。需用費は、情報紙の用紙代等の消耗品です。役務費は、事業に係る連絡用の切手やはがき代で、不用額は、備考欄に記載のとおりです。財源は一般財源です。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。地域間交流促進事業は、姉妹都市である寒河江市との交流促進と国際理解、国際交流活動を推進するものです。旅費は、職員の普通旅費となりますが、オ

ンライン会議となったため執行はありません。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民が日常生活を送る上で必要な通訳の派遣に要する費用を支援するものです。旅費は、職員の会議に伴う普通旅費となりますが、オンライン会議となったため執行はありません。役務費は、県の委託事業となります。神奈川一般通訳支援事業を利用いたしまして、通訳を小・中学校等に派遣してもらった際の手数料で、派遣依頼は7件でした。負担金補助及び交付金は、外国籍の患者が安心して医療機関で受診できるように医療通訳を派遣する事業の負担金です。財源は一般財源となります。

続きまして、決算書は75、76ページ、3款民生費2項児童福祉費4目青少年育成費、タブレット資料は6ページをご覧ください。青少年健全育成事業費は、小学生体験学習、子ども議会、青少年創意工夫展、成人式などの事業を実施するとともに、青少年を取り巻く社会環境の維持改善に努め青少年の健全育成を推進するものです。報酬は、青少年問題協議会委員への報酬ですが、新型コロナウイルス感染症拡大により書面会議としたことから執行はありません。報償費は、青少年指導員への謝礼、旅費は、新型コロナウイルス感染症拡大により小学生の体験学習を中止、また県主催の会議等がオンラインや書面会議となったことから執行はありません。需用費は、成人式開催に伴う新型コロナウイルス感染症対策のため出席同意書などの必要書類を同封するための窓付封筒の印刷代となります。役務費は、成人式の開催に伴う郵送料、青少年指導員がけがなどをした際に対応するための保険料です。委託料は、成人式記念事業委託料、新型コロナウイルス感染症対策のため安心安全な成人式を実施するための成人式警備委託料です。負担金補助及び交付金は、単位子ども会及び青少年指導員連絡協議会への交付金です。不用額は備考欄に記載のとおりです。

続きまして、下表をご覧ください。青少年健全育成事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は39、40ページ、市町村事業推進交付金より団体への補助金の合計3万9,000円を充当しております。補助率は対象事業費の2分の1です。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。ふれあい塾運営事業費は、地域の方々にご協力をいただき各小学校の体育館で放課後の児童の遊び場を提供するものです。報償費は、ふれあい塾指導員への謝礼ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により開催することができませんでしたので、執行はありません。需用費は、感染対策用の手指消毒液、ハンドソープの消耗品、医薬材料費の執行はありません。役務費は、ふれあい塾支援員及び児童の保険料です。

続きまして、下表をご覧ください。ふれあい塾運営事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は39、40ページ、放課後子ども教室推進事業費補助金よりふれあい塾指導員及び見守りボランティアの保険料に充当しております。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。青少年広場維持管理経費は、大蔵の青少年広場の維持管理を行うもので、令和2年度に設置しました公衆便所について安心して使用できるよう、また青少年広場の利用者が安全に利用できるよう防犯カメラを設置いたしました。需用費は、賃貸借契約に伴う収入印紙代等の消耗品費、電気料及び水道料の光熱水費です。役務費は、防犯カメラの保険料、委託料は、広場の維持管理及び除草業務、使用料及び賃借料は、青少年広場の土地借上料、工事請負費は、防犯カメラの設置費用となります。財源は一般財源です。

続きまして、9ページをご覧ください。ちびっこ広場維持管理経費は、町内にあります3か所のちびっこ広場の除草委託料です。財源は一般財源です。

続きまして、10ページをご覧ください。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業で、町内にある7つの児童クラブの運営をNPO法人寒川学童保育会へ委託しております。需用費は、南小学校区児童クラブの排水ポンプ故障、一之宮小学校区児童クラブの小便器水漏れの修繕料です。役務費は、各児童クラブの建物火災保険料、委託料は、児童クラブの運営に伴う経費で、入所児童数に応じて配置する支援員等の人件費や光熱水費、また新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品など各クラブの運営に関わる経費です。使用料及び賃借料は、各クラブに設置しておりますAEDの借上料です。負担金補助及び交付金は、現場で働く支援員の処遇改善に伴う補助金です。償還金、利子及び割引料は、令和2年度に国から補助を受けました子ども・子育て支援交付金の実績に伴う返納金です。

続きまして、下の表をご覧ください。児童クラブ運営事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、子ども・子育て支援交付金、歳入番号③、決算書は39、40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、児童クラブの運営に対する事業費が対象となり、子育て支援課でまとめて説明したものとなります。

歳入番号②、決算書は35、36ページ、保育士等処遇改善臨時特例交付金は、児童クラブで働く支援員等に対する処遇改善を図るもので、全額を充当しており、子育て支援課でまとめて説明したものとなります。

続きまして、決算書は81、82ページ、4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費、タブレット資料は11ページをご覧ください。青少年広場公衆便所維持管理経費は、大蔵の青少年広場内の公衆トイレの維持管理を行うものです。需用費は、水道料、役務費は、建物災害に係る保険料、委託料は、公衆トイレの清掃委託となります。財源は一般財源です。

続きまして、決算書は105、106ページ、10款教育費4項社会教育費5目文化渉外費、タブレット資料12ページをご覧ください。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、19の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援、また地域の文化振興を図り、文化を通じ交流を深めるためのものです。旅費は、職員の普通旅費となります。負担金補助及び交付金は、寒川町文化連盟補助金となります。財源は一般財源です。

最後となりますが、タブレット資料13ページをご覧ください。歳入決算の一般財源の概要です。決算書は29、30ページ、13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料2節児童福祉使用料行政財産使用料は、青少年広場内にある電気事業及び電気通信事業のための支線及び支線柱使用料3年間分です。

次に、決算書は47、48ページ、20款諸収入4項雑入1目雑入3節民生費雑入児童クラブ水道料は、小谷小学校区げんきっ子クラブ、一之宮小学校区わんぱくクラブの水道料です。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【天利委員長】 ただいま学び推進課の説明が終わりました。質疑をお受けしますので、質疑のあるはお願いいたします。

横手委員。

【横手委員】 生涯学習でお聞かせください。3ページになるのかな、タブレットの。文教大学さんからの出張講座をいただいているというふうになるんですけど、基本的にどういう講座を考えていたのか、今リカレント教育というのがかなりいろんなところで言われていると思うんですね。それで生涯学習という考え方もあるけれども、学び直しの中でキャリアの再形成みたいなところに着眼している企業なんかもすごく増えているんですけども、そういうのも含めて今寒川町の生涯学習のこういった講座はどのようなポジションで捉えて、どういうことをやる予定だったのか、やれたものはやれたもので教えてもらいたいと思います。

【天利委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 文化大学出張講座というのを昨年度予定していたんですけども、コロナのために中止となったんですが、実際の会議の内容についてなんですけれども、予定としていましたテーマが「炭水化物は冷まして食べなさい、レジスタンススターチで腸活」というところで、そういう視点で講座は出させていただきました。実際に申込みを受けた後にコロナの拡大によって中止となりましたので、5名の方の申込みがありましたので、その方々は大変残念に思われていたので、できればまたもう一度機会を与えてほしいというお話がありましたので、今年度については、そういった部分も含めて検討しているところであります。

以上です。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 どっちかという講義スタイルに近い形でやられていると思うんですけども、リカレントというところに国もお金を多分つぎ込んでくるという中で、これはこれからの考え方なのかもしれないんですけども、内容は分かりました。非常に面白い、視点が面白いと思ったんですが、これを例えば受けたことによって、それが例えばキャリア形成につながるのか、何らかのことにもう少しつながるところか何か考えられていたのか、それとも、あくまでも暮らしの知恵の中で大学の先生がそれを話すことによって説得力を増したのか、視点はどっちにあったのか教えてもらえますか。

【天利委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 今のテーマについては、町民の方の暮らしを考えて設定はしております。また、昨年度は実施していないんですけども、例えばうちのほうには人材派遣の登録というのがあります。そちらで生涯学習の講座などを開いていただけるような講師の先生の登録等をしているので、そういった方が例えば今回コロナになってズームを使ってやるとか、そういったのを過去にはやっていたりとかもありますので、講師の方の視点に向けての講座というのも過去にありますので、その部分を考えていきたいとは思っております。

以上です。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。生涯学習というのはこれからリカレント、要は学び直しとキャリア形成という視点に立つべきだと思っているので、それについては改めて別のところで提案させていただきたいと思いますので、結構です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 10ページの児童クラブ運営事業費についてお聞きします。委託料ですね。備考だと、児童クラブ運営委託精算に伴う減ということなんですけど、減になった要因というか、その辺をお聞かせください。それと、待機児童がまだいらっしゃるのかどうか、その実態をお聞かせください。

【天利委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 まず委託料の部分についてなんですけれども、委託料については、予算を組む段階では入所児童が決定していない形になっておりますので、例えば障害をお持ちのお子さんですとかがいらっしゃった場合というのを想定して予算を組んでおります。また、開所日数等によって金額も異なってきますので、例えば土曜日児童クラブは開所しているんですけれども、結果的に土曜日に児童が来ない場合には、土曜日の開所はありませんので、そういった形で開所の日数によって最終的に金額が変更となる場合があります。結果として執行残が発生しております。そして待機児童についてなんですけれども、令和3年度で申し上げますと、4月1日の段階では待機児童が43名おりました。3月の最終的な段階では待機児童がゼロとなっております。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 予算のときは想定して多めにということで、いろいろな流れによって減ったということとは理解しました。令和3年当初は43名で、3月時点でゼロ名となった、一気になくなったというのはいいことだと思うんですけど、どういった要因でなくすことができたのかということをお聞かせください。

【天利委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 退会されるときには退会届出というのをご提出いただきます。その中で理由について記載していただいているところなんですけれども、例えばお留守番ができるようになったですとか、保護者の方がおうちにいて環境が整ったですとか、習い事を始めたのでという理由をこちらとしては確認しております。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 様々な要因で留守番もできるようになって、高学年になったりだとか、自立できたとかということでゼロ名ということで要因を分析したということですね。分かりました。そうしたら、また引き続き待機児童というのを心に留めておいていただいてゼロ名で進めていただきたいと思います。これは要望ということでよろしくお願ひします。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ確認させていただきたいんですが、この課だけの話ではないんですけど、例えば6ページの青少年問題協議会を書面会議としたので報酬としてはお支払いしなかったよというところなんですけど、報酬って考えたときに、書面会議であったとしても、委員としての役割は果たしていただいていると捉えることもできるかなと思うんですけど、当然現場には行かないんですけど、書面会議

に対しての意見をいただいているので、委員としてのお仕事はしていただいていると理解するんですよ。会議はやられなかったけど書面会議としてやった。会議自体がなくなって書面会議もしてないということであれば、報酬は当然発生しないというのは理解するんですが、書面会議であったとしても、意見をいただいて、その委員として役割を果たしていただいた部分についての対価というところの考え方というのは、町でまとまっているのかどうか。例えばこれがリモート会議で、リモート会議のハイブリッド、現場に行った方もいるし、リモートで参加した方もいらっしゃる、そういう環境の中でやった場合にはどういう判断をするのかとか、それは町としての取決めってあるんですかね。ここだけで聞いて申し訳ないんですけど。

【天利委員長】 芝崎課長。

【芝崎学び推進課長】 令和2年12月23日付で総務部長から通知が出されている内容に基づきまして、今回の青少年問題協議会というのが情報提供という内容になるものですから、そちらについての報酬の支払いというのが対象外であるという判断で報酬はお支払いしておりません。

以上です。

【天利委員長】 リモートになった場合は、それは報酬の対象になるのか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 ここだけに聞くのは酷な話なので、ほかで聞きますけど、どこが取り決めているのかな、最終的にそのルールは。総務ですか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員】 分かりました。

【天利委員長】 他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

これをもちまして、学び育成部学び推進課の審査は終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。再開は13時15分にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【天利委員長】 再開は13時15分でございます。よろしく申し上げます。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、学び育成部スポーツ課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、学び育成部最後の課となりますスポーツ課の審査をよろしく願いいたします。説明につきましては大八木スポーツ課長が行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【天利委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 皆さん、こんにちは。それでは、学び育成部スポーツ課所管の令和3年度決算につきましてご説明いたします。説明に当たりましては、タブレット資料030の説明資料を基に行いますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、8款土木費2項都市計画費2目公園緑地費でございます。決算書の91ページ、92ページ、概要書は43ページ、44ページとなります。まず、スポーツ施設活性化事業費でございます。この経費は、総合体育館の維持管理運営に要する経費です。まず、需用費の修繕料は、給湯循環ポンプの故障により交換、修繕を行ったものであります。次に役務費は、体育館建物災害共済保険料です。次に、委託料は、寒川総合体育館及びパンプトラックの指定管理委託料、また総合体育館図面電子化業務委託を行い、総合体育館各施設の故障等による修繕の増加から、紙媒体であった建築、電気、設備図面を電子化したもので、これは修繕等の業務を発注する際の経費削減と時間の短縮を図ったものであります。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。次に使用料及び賃借料は、寒川総合体育館中央監視システム更新賃貸借料であります。これは体育館全体の熱源、電気、空調等の集中管理を行っている中央監視システムが老朽化により緊急停止しました。これに伴いリース契約により更新したもので、令和4年2月から3月の2か月分のリース料でございます。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。次に備品購入費は、総合体育館各施設に空気清浄機を23台購入し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施しました。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。次に補償補填及び賠償金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、施設の利用時間や利用人数を制限したことに伴い指定管理者に支払った補償金でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は29、30ページの都市公園施設設置管理使用料全額及び歳入番号③、決算書は41から44ページの都市公園施設命名権収入のうち、シンコースポーツ寒川アリーナ分のネーミングライツ料100万円を寒川総合体育館指定管理委託料に充てております。

戻りまして、歳入番号②、決算書は33、34ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、当該交付金全体額のうち280万円を先ほどご説明いたしました総合体育館各施設に空気清浄機を23台購入した備品購入費に充ててございます。これらの特定財源の充当合計493万6,100円を事業費1億2,400万2,438円から差し引いた1億1,906万6,338円が本事業費に充てる一般財源となります。

続きまして、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。決算書の105ページ、106ページ、タブレット資料は8分の3ページをご覧ください。まず、職員給与費につきましては、スポーツ課職員5人分の給料、職員手当等及び共済費で全額一般財源でございます。

続きまして、決算書の105、106ページ、タブレット資料は8分の4ページをお開きください。保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に関するものでございます。まず、報酬につきましては、スポーツ審議会委員の報酬、こちらは書面会議を実施いたしましたが、報告では情報提供にとどまる書面会議でありましたので、会議報酬はありませんでした。支出済額は、指定管理施設のモニタリングを行った際の報酬となります。次の旅費は、担当職員が県の主催する会議等に参加するための交通費でございます。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。また、本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、決算書の105、106ページ、概要書は45、46ページ、タブレット資料は8分の5ページをお開きください。スポーツ活動応援事業費につきましては、町民のスポーツの推進を図るため、スポー

ツ推進委員が実施する講習会により、誰もが気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及啓発を行うための事業費、また、スポーツ活動推進を図るため若い世代から高齢者に対してスポーツを始めるきっかけづくりと場の提供を行うとともに、ストリートスポーツ普及啓発及びあらゆる種目の競技力の向上を目指す場として各種スポーツ教室やスポーツ体験会を実施するものでございます。まず、報酬につきましては、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や、町のスポーツイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬です。なお、不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。次に報償費は、スポーツ教室等講師謝礼でありましたが、こちらも不用額の理由にありますとおり、講師をお招きして多くの人を集めて開催する教室を自粛したことによるものでございます。次に旅費は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のため研修会に参加するための交通費でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、スポーツ推進委員が参加する予定の事業及び研修会や競技会のほとんどが中止となったことに伴い予算の不用額が発生しております。次に需用費の消耗品費につきましては、パラリンピック聖火フェスティバル採火式用消耗品費でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い規模を縮小して実施したことにより予算額の不用額が発生しております。次の被服費につきましては、新たにスポーツ推進委員の欠員2名分のユニフォーム等の購入費を想定しておりましたが、補充員が見つからなかったため不用額としております。委託料は、ストリートスポーツ普及促進事業委託費でございます。負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織である神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、体育協会及びレクリエーション協会への事業費補助金、寒川町野球協会への川とのふれあい公園野球場維持管理のための補助金となっております。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。また、本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、決算書の105ページから108ページ、概要書は45、46ページ、タブレット資料は8分の6ページをご覧ください。スポーツ施設活性化事業費につきましては、田端スポーツ公園や町営プール利用者への利便性の向上と利用を促進するため指定管理者制度の活用を行うなど、町民がスポーツ施設で快適に楽しむための環境整備を行うものであります。まず、需用費の消耗品費は、庭球場ほかスポーツ施設の維持管理補修等を行うための各消耗品の購入費です。次に燃料費は、さむかわ庭球場草刈機のガソリンの購入費です。次に光熱水費は、さむかわ庭球場の電気料、水道料及びプロバンス代、倉見スポーツ公園の水道料です。なお、不用額の理由については、備考に記載のとおりでございます。次に役務費は、さむかわ庭球場の電話料及び浄化槽定期検査料、町営プール、田端スポーツ公園の管理棟の火災保険料でございます。次に委託料は、さむかわ庭球場施設警備委託、さむかわ庭球場浄化槽維持管理委託、スポーツ公園維持管理委託料、田端スポーツ公園指定管理委託料、町営プール施設指定管理委託料、町営プールウォーターライダー定期検査委託料であります。次の使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園に係る共有地及び県有地等の借地料、またAED、これは自動体外式除細動器の機器の借上料でございます。次の原材料費は、田端スポーツ公園内グラウンドの土の購入費でございます。次の備品購入費は、庭球場事務室に空気清浄機を1台購入し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施しました。また、川とのふれあい公園サッカーグラウンド芝生化整備工事に伴い移動式のスプリンクラーの購入を

50万円で予算化しておりましたが、都市建設部都市計画課において施行するサッカーグラウンドの地盤整備と移動式スプリンクラーについては、公益財団法人日本サッカー協会へ1つの補助対象として申請を上げており、サッカーグラウンド整備工事の翌年度への繰越しに伴い移動式スプリンクラーの予算も令和4年度へ全額繰越明許とさせていただいております。負担金補助及び交付金は、いこいの広場共有施設の維持管理経費に係る負担金でございます。なお、不用額の理由については、資料記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の41から44ページになります。施設名等命名権収入は、HAYASHIウォーターパークさむかわのネーミングライツ委託料30万円で、当事業の委託料のうち町営プール施設指定管理委託料に充当しております。

歳入番号②、決算書の31、32ページになります。庭球場使用料223万6,200円のうち107万6,521円をさむかわ庭球場の維持管理費に充当し、残りの額を一般財源化してございます。これらの特定財源の充当合計137万6,521円を事業費7,351万1,473円から差し引いた7,213万4,952円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、決算書の105ページから108ページ、タブレット資料は8分の7ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業につきましては、町営プール建物購入費でございます。神奈川県公営企業管理者企業庁長より購入した金額の償還額のうち、令和3年度は初年度に当たり利息分のみを支払っております。なお、不用額の理由については、資料記載のとおりでございます。

最後に、歳入決算の一般財源についてご説明いたします。タブレット資料8分の8ページをご覧ください。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料03都市計画使用料行政財産使用料でございます。こちらは体育館ロビーに設置しておりますデジタル・サイネージ設置に係る使用料でございます。

次に、同じく1項使用料ですが、決算書は29ページから32ページになります。6目教育使用料04保健体育使用料行政財産使用料につきましては、寒川町営プールの自動販売機等設置に係る使用料です。

次に、決算書は45から48ページの20款諸収入4項雑入1目雑入でございます。08雑入自動販売機等電気使用料については、さむかわ庭球場に設置する自動販売機に係る電気使用料でございます。

以上で、スポーツ課所管の決算についての説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【天利委員長】 ただいまスポーツ課の説明が終わりました。質疑をお受けいたしますので、質疑のある方はお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 お願いいたします。総合計画2040の資料を見てご質問します。イベントの参加者数というのがあると思うんですけども、参考資料です、すみません。スポーツ教室イベントの参加者数なんですけど、こちらは目標値と実績値、もちろんコロナがあつてできなかったというのは重々承知しております。ここが減っているということなんですけども、下のまたもう一つ下のスポーツ施設の利用者数というのが、目標値、そして実績値を比べますと実績値が上がっております。私の見解なんですけど、そこから見えることが、年齢層は定かではありませんけども、健康に対する意識が皆さん強く高いのかな

と思いましたが。またコロナの中ではございますけども、皆さんやっばり外に出て体を動かすということの大切さとか、必要性を思っているのかなと思いましたが。この結果を見まして、何か気づかれたことといいますか、出た課題といいますか、町としては何かあるかなと思ひまして、お伺ひいたします。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの委員の質問についてお答えします。確かにこちらの教室等の人数は目標値よりかなり低い数字であります。逆にスポーツの施設利用者については増えてございます。こちらの理由といたしましては、スポーツ教室等については、町が主催となったりする教室については、密を防ぐために多くの方が一堂に会して不特定多数が集まるようなイベントについては、開催が難しいという判断の下に開けなかった部分が多分にあります。ただし、施設に関しましては、それぞれのガイドライン、例えば国のそれぞれのスポーツ協会がありまして、そこから出ているガイドラインというのが、令和2年度からコロナがかなり急激に拡大しまして、そこでガイドラインが出まして、ある程度のいろんな規制ができました。それを守った上できちんとした措置を施した上で行うことによって、利用人数が少しずつ増えており、またそれぞれの公共施設についても、それぞれ自分たちでもガイドラインを設けて、少しずつ人数を緩和していったという結果がこういった数値に表れておりますので、今、委員がおっしゃられたとおり、皆さんがコロナ禍で令和2年度に経験した例えば体力落ちているですとか、健康の大切さというもの十分認識した上で、そういったガイドラインを守りながら、ある程度の自粛を踏まえ、各協会、各施設がそれぞれ少しずつ緩和していきながら利用制限を緩めていった経緯があって、こういった数値となっております。

以上でございます。

【天利委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 そういう認識があるということなんですけども、今後寒川町としては、健康に対するといいますか、取組というものは何かあるんでしょうか。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 今後の町のスポーツ推進の取組ということではありますが、まだコロナの感染者というのは増えてございます。令和2年度の最終値より令和3年8月の段階の数値のほうが増えているのが現状です。ですから、そういった無視できないところに鑑みながらも、あらゆる媒体、例えばホームページですとか、あるいはいろんなアプリを使ったイベントへの参加ですとか、そういったものを考えながらも、徐々に今社会もウィズコロナということで、社会活動がいろいろと始まっておりますので、自粛もある程度規制しながら行う、例えば今後のスポーツデーですとか、そういったものについても、種目ですとかを考えながら普及活動は常に推進していこうかなという意思は持っております。

以上でございます。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 一括して聞きたいんです。スポーツ施設活性化事業費とスポーツ活動応援事業費とスポーツ施設活性化事業費の委託先を詳細に聞かせてください。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問でございます。まず、スポーツ施設活性化事業費の委託料でございます。これは寒川総合体育館指定管理委託料でございます。支払先はシンコースポーツ静岡ビル保善共同事業体でございます。次に、パンプトラック施設指定管理委託料で、こちらも同じ法人です。また、事業費としてもう一つは、寒川総合体育館図面電子化業務委託でございます。スポーツ施設活性化事業費については、以上の3つでございます。

続きまして、委託料のうち教育費02スポーツ活動応援事業費の委託料でございます。こちらはストリートスポーツ普及推進事業費で、支払先は株式会社内野となっております。

続きまして、01スポーツ施設活性化事業費、こちらの委託料につきましては6つございます。1つが、さむかわ庭球場施設警備委託料、こちらは株式会社特別警備保障に支払っております。2つ目は、さむかわ庭球場浄化槽維持管理委託料、こちらは株式会社オリエン特総業に支払っております。3つ目といたしましては、スポーツ公園維持管理委託料で、こちらはくみ取り委託と除草、それぞれ委託がありまして、くみ取り委託は有限会社寒川公衆衛生社、除草、草刈り委託は、寒川町シルバー人材センターでございます。4つ目といたしましては、町営プールウォータースライダー定期検査委託料、こちらは株式会社阿部設計でございます。5つ目といたしましては、田端スポーツ公園指定管理料、こちらは静岡ビル保善シンコースポ共同事業体に支払っております。6つ目が、町営プール施設指定管理委託料、こちらはハヤシグループ代表企業株式会社ハヤシに支払っております。

以上でございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 追加の質問なんです。今のは置かせていただいて、あと8分の7の公共施設再編計画実施事業費、こちらは償還が確定したということで、町営プールの総額というのが出てきたと思うんですけど、そこだけを教えてください。それと、今見た中で、ここに関連していないかどうかというのは分からないんですけど、THE PARK SAMUKAWAというのは、ここのスポーツ関連ということには入っていないのでしょうか。そこをお願いいたします。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、2つ目なんですけど、THE PARK SAMUKAWAの委託料については、今申し上げたとおり、02スポーツ活動応援事業費の委託料に含まれております。先ほど申し上げておりますが、ストリートスポーツ普及推進事業委託料、こちらで株式会社内野に支払っております。もう一つのご質問のプールの償還額につきましては、実際に20年の償還となっております、こちらは合計金額、利息も含めまして4億8,884万6,691円でございます。

以上でございます。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 すみません。ストリート内野さんのところがTHE PARK SAMUKAWAを運営する委託先ということでした。内野さんに対しての委託料の支払いと利用者の推移を、始まってからどういった推移になっているのかということをお聞かせください。それだけです。お願いします。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 利用者の推移から先に説明させていただきます。THE PARK SAMUKAWA、その前はFLATPARKと言われていたんですが、町営プールの跡地を利用した、初年度は平成30年度になります。こちらが232人、続きまして、令和元年度につきましては2,200人、続きまして、令和2年度につきましては、いろいろ引っ越し作業等もあったことから1,861人に減しておりますが、令和3年度につきましては、4,348人になっております。支払金額については、今調べます。お待ちください。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 令和3年度の支払額につきましては、1,645万4,400円となります。

以上です。

【天利委員長】 これで全てですか。

【青木委員】 だから令和3年だけじゃなくて、推移だから。

【天利委員長】 推移、平成30年からよろしいですか。

【青木委員】 何年からでもいいです。

【天利委員長】 大八木課長、出ますか。

【大八木スポーツ課長】 すみません。過去の推移については、手持ちがございませんので、委託料は。申し訳ございませんが、また後ほど提出させていただければと思うんですけども、よろしく願いいたします。

【天利委員長】 それは待てば出るんですか。

【大八木スポーツ課長】 出ます。

【天利委員長】 青木委員、いいですか。じゃ、後でということ。

他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 スポーツ課全体に関わることで伺いますけれども、令和3年は特にコロナということで、スポーツと感染症というのは、共存するのが非常に難しい性質を持っているかなと思います。スポーツ課としては、スポーツの振興というのを考えると、各種団体、それからその活動の応援というところをしっかりと行っていきたいという部分があるかなと思いますけれども、スポーツ課が管理する施設だけではなくところでの活動もあると思うんですよね。いろんなスポーツ団体からも様々相談だとか、いろいろなご意見を令和3年は特にいただいたんじゃないかなと思うんですけど、それに対して町としてどういう対応をしてきたのか、ここは本当に難しかったと思うんですよね、担当課としては非常に。感染症の対策を講じながら、特に屋内でスポーツをやるということの難しさというのを感じた1年ではなかったかなと思いますし、担当課としては、その部分でかなり苦労されたのかと思うんですけども、その辺についてどのような意見をもらって、町としてどういう対応をされてこられたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

【天利委員長】 スポーツ全体の団体の方を対象にした形でよろしいですね。

大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。確かに様々なお声をいただいております、まず、イベントを開催する際にも相談がございました。その際には令和2

年度においては、緊急事態宣言が発令されて以降スポーツ庁の方針もかなり厳しいものでありましたが、令和3年度以降になりますと、共存しながらも活動していく方針を打ち出されましたので、それぞれの町の団体が上部団体からのガイドラインをうまく活用しながら、模しながらガイドラインを作って、こんなものを作ったんですが、こういった形で開催してはどうでしょうかというような相談をいただきました。それに対して町としても、こうしたガイドラインと、あと施設管理者のガイドラインがありますので、取決めがございますので、そういったものと照らし合わせながら、例えば観覧者数はどうするか、それは指定管理者側の利用人数の規制もありますので、そちらと照らし合わせて整合を取った上で、感染症が拡大しないような方向で取り進めてくださいということで、町としては中止してくださいということは申し上げませんでした。そうしたいろいろガイドラインですとか、施設の規制、あとそれぞれの各協会の考え方等というものを一応確認しながら、施設の活用を許可するような形にさせていただきました。

以上でございます。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まだしばらくの間コロナとの共存、それからフェーズがこれからも変わる可能性もあると思います。あとは多分スポーツ団体からの施設の利用とかとなると、教育委員会絡みのことも出てくるかと思えます。その辺の連携と、それからスポーツ団体と話し合える場といいますか、しっかりとご意見を聞きながらお互いが納得できるような形で対応していただきたいと思うんですね。こちらはスポーツ課ですから、当然スポーツを振興していく立場ですから、できるだけ感染対策を施してスポーツの振興をしていただきたい。片やスポーツをやるためにはスポーツ課が管理する施設じゃないところを使っているところもいっぱいあるので、そうすると、どうしても施設の利用というのは厳しめな判断をするのが当然といえば当然なんですけど、その中でスポーツ団体との様々な意見交換があって、お互い納得していないと、今後のスポーツ振興に関わってくると思いますので、それにはスポーツ課の力が必要だなと思っています。今後も苦労は絶えないと思いますけども、その辺は丁寧に対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。結構です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 プールの利用者の件なんですけども、去年の9月会議では出ていたんですけど、今年と比較したかったんですね、人数。今年って出ていないのか。なので、それがなくて、何とも言えないので、去年のデータだけで教えていただきたいんですけど、ワンシーズンの中で実はリピート率がどのくらいになっているのかというのを、例えばワンシーズンの中でプールのリピート率がどうなっているのか、それからリピートの測定ができる仕組みができていないのかということも教えていただきたいのが1点目。それから、同じくプールを利用した方がプールの指定管理者がやっている事業に参加したか、そこからその関係のイベントなり事業なりに参加した率というのがどのくらいなのか、それがしっかりと測定できているのかというのを教えてください。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問に対しましてお答えいたします。実際にリピート率は、

例えば令和2年度の利用者数から判断したところによると、2年度の利用者がそれ以外の指定管理者が行ったイベントに参加したかというような集計については、取れてございません。そういった測定につきましても、今現在行っていないのが現状でございます。

以上です。

【天利委員長】 プールの人数は分かりますでしょうか。大八木課長、令和3年度の比較はできますか。

【大八木スポーツ課長】 失礼しました。利用人数については集計はできていますので報告させていただきます。

【天利委員長】 可能ですかね、令和4年度の。可能であれば令和4年度と令和3年度の比較をしたいんですけども、それは可能かな。

大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 失礼しました。2年度はまだオープンされていませんので、3年度につきましては、3万5人で行っていました。7月、8月の2か月間のプールの利用人数ですね。ちなみに本年度令和4年度につきましては2万3,721人、前年度比の約80%になります。

以上でございます。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 一番言いたかったのは、こんな言い方をしたら申し訳ないんですけど、数値的な部分で下がったねというところがもともとあれば、それと比較していろいろ言いたかったので、正直なところ、データベース化を何度も言っていますけど、これが進んでいないから、ありませんという答えで終わっちゃっているんだと思います。それと、何度も言いますが、個人情報とか何とかじゃなくて、データベース化は個人情報も何もないので、その人たちの好みに合わせた形でライフ・タイム・バリューを上げていくという方法は、マーケティングのごく当たり前の手法なので、こういう人を呼び込むようなものについては、スタジアム系のやつは必ずやっていくべきだと思うんですね。そこについては、また総括で言うか、また別の場で言うかもしれませんが、データがないという答えというのは、正直ないなと思っています。リピーター率がどのくらいなのか、そのワンシーズンに2回とか3回と来れば、あと年齢別に見れば、中学3年生以降は、高校生以降は全く来ていないのとか、いろんなことが分かってきて、どういうふうに手を打てばいいかというのが分かってくると思うんですね。3万人が2万3,000人になった、天候の理由とか営業日数とか、いろいろあるかもしれません。そういうのも理由になるかもしれませんが、ちょっと減り過ぎ。オープン2年目にしてこれだけの減り過ぎというのは、10年後が何となく見えている気がしてならない、そうならないために、データベースマーケティングするために、顧客データベースというのは、しっかり取っていかないといけないと思いますが、お考えがございましたらお聞かせください。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 確かに公共施設として大変費用をかけて建設した大切な施設でございます。データベース化は当然必要だと思っております。これを利用することによって集客率を上げることもそうですし、指定管理者もそれによって利益が上がってくると考えられますので、ただ、今の段階では券

売機での活用しかないものですから、その辺が取れていないといったのが現状でございます。これは現状のお話をさせていただいたところございまして、その必要性は感じているところでございます。

減の原因といたしましては、ここでコロナがある程度収束を見込んだのか、ほかの自治体がプールをオープンしまして、それぞれに分散したのかなと考えておるところございまして、ただ、減る一方の形を取らないように、右肩下がりにならないように、そうしたご意見をきちんと捉えながら、データベース化ですとか、リピーター率ですとか、そういったところが集計できて、それが様々な指定管理者の事業に対して反映できるような体系を取れるように、いろいろと試行錯誤していきたいと考えております。

以上でございます。

【天利委員長】 横手委員、令和3年度の決算なので、令和4年度の今答弁いただいたんだけども、横手委員。

【横手委員】 それはいいです。分かりました。データベース化できていないということが原因で様々な弊害がここに来て出てきているということが分かっていたかと思っておりますので、それは次に生かしていただければと思いますので、結構でございます。

【天利委員長】 最後に、佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点だけなんですけれども、ストリートスポーツの振興に対して、先ほど金額であったり、あとTHE PARKの人数のデータが出ましたので、人数的なものについては評価すべき数字のかなとは思っております。1年ストリートスポーツの振興を委託事業としてやってきたことに対する令和3年度の成果を担当課として、どのように捉えているかお答えいただきたいと思っております。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 成果ということでございます。町としては、スポーツ課としてストリートスポーツ自体が東京オリンピックを契機に今後の普及や発展を予測していち早く施策として取り組んできたんですけども、スポーツ振興の観点からは、健康づくりや地方創生事業を通じて特に若者世代がスポーツ離れしているというスポーツ庁のデータが出ております。そうしたものに鑑みますと、こちらは年齢別で分析しておりまして、10代から20代、30代までで4,700人のうちの90%が若者が利用してございます。スポーツ離れをしている層に対してアピールができていないかなということで、こちらは地方創生事業ですとか、健康づくりのさらなる進展、また人口減少社会で生産年齢人口の獲得に向けた一手としての位置づけでもありますので、そういった面ではストリートスポーツを普及していることが非常に効果があったのではないかなと考えております。また、地域経済の発展ですとか、倉見地区にそれだけの人数が集中して集まっているといったところで、そういった面も経済の活性化等につながっていると考えております。

以上でございます。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 スポーツ振興という観点では、これは答弁のとおり間違いなく成果があったなとは思っています。特に若者向けになかなか打ってこなかった、ほかの自治体でも打っていない政策だと思っておりますので、その点については大きく評価するべきだと思っております。一方で、答弁の中に

もありましたが、人口であったり、経済という言葉があったと思うんですけども、そもそもの目的として、これをやることによって町から発信して、人口の増加にも結びつけるという目的もあったと思うんですね。それを考えたときに令和3年、ちょうど1年前ですよ。ビッタビタとか、ゴン攻めとか、オリンピックでそういう言葉がはやって、スケボーの。忘れちゃっているかもしれないけど、ゴン攻めなんかヤフーのキーワードの上位に上がってきたりもしていましたけれども、令和3年度は、多分日本の歴史の中で一番スケボーという競技が注目された1年間だったと思うんですね。それを考えたときに、もうちょっとオリンピックでスケボーが盛り上がって、寒川にこの盛り上がりを持ってきて、町の発信につなげるんだというところ、そこが足りていなかったなという印象を受けているんですが、その点について、もし反省があるなら反省でもいいですし、逆にこういうことをやってきたというのがあればでもいいんですけども、お答えをいただきたいと思います。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまいだきました町の発信力というものが少し足らなかったんじゃないかなといったところで、正直なところ不足していたと感じております。ただ、近隣市町村がどのような動きを取ってくるのかですとか、その辺の情報を取るために各イベント会場、例えばXゲームが千葉県で行われました世界規模のかなり高いレベルのもので、株式会社内野の代表者ですとか、そこに所属する白井空良選手等がそういった大会に出てくるときには、どういった盛り上がりや、展開を開催市町村が行っているのか等を現場に確認しに行ったり、また、横須賀市で今回行われた大会においても、うみかぜ公園で行われた市のイベントについても、こちらで見学に行きまして、どういった形で盛り上がるのか、機運を高めるためにはどういったバックアップが必要なのか、その辺は調査に行っております。ただ、多分に情報発信ができていくところについては、少し弱いところがあると思いますので、これからパリオリンピックに向けて、また一波上がってくると思いますので、それをうまく活用しながら、こういった利用人数がさらに増えて、さらに町民利用が増えるような形の方策を考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 しっかり考えていただいているのかなとは思いましたので、今の答弁どおり進めていただきたいと思います。パリオリンピックに向けて、これは恐らく2023年、来年度ぐらいから盛り上がってくるのかなと思いますので、そういった点も含めてしっかりやっていただきたいと思うんですが、2問目に聞けばよかったのかもしれないんですけど、ストリートスポーツの振興という観点では、例えばパリオリンピックから新しいストリートスポーツ、具体的にはブレイクダンスだったりというのが正式競技としてなる、そういった競技というか、ブレイクダンスを例えばTHE PARKを練習会場にしたりだとか、そういった新しく取り入れられないのかなと思っているところなんですけれども、その辺はどうなんですかね。町の見解をお答えいただけたらと思います。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの質問の展開については、初めて私どもが気づいた点でありますので、こういった発想もあるのかなということで、相談することはできるのかなと、ただ、施設の今利

用人数が非常に増えています。そういった中で、それが原因の例えば事故なども発生していくことも考えられますので、そういったところのバランスを考えながら、また指導者についても、たまたまBMXですとか、スケートについては指導者がいたのでうまく適応できたんですけれども、そういった指導者の面ですとか、経営の面もありますでしょうから、そういった委託業者に対して調整はしていきたいなと思っています。ただ、施設としてはブレイキングができるようなことで話は伺っております。

以上でございます。

【天利委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 先ほど資料提供ということで、青木委員からご質問があったストリートスポーツの推進事業の令和元年からの費用について、支払額について資料が出てまいりましたので、報告させていただく時間をいただいてよろしいでしょうか。

【天利委員長】 どうぞ。

【大八木スポーツ課長】 大変失礼いたしました。3年間になります、令和元年度につきましては440万400円、令和2年度になります。1,572万7,662円、令和3年度は先ほど申し上げたとおりでございます。大変失礼いたしました。

【天利委員長】 じゃ、そのデータをいただきましたので、特にはないですね。

それでは、ここで質疑を打ち切りたいと思います。

以上をもちまして、学び育成部スポーツ課の審査を終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩です。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここから進行を代わらせていただきます。ここからは健康福祉部の審査に入ります。まず、健康福祉部福祉課の審査に入りますので、執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。これより健康福祉部4課の決算審査をお願いいたします。まずは福祉課からとなりますが、福祉課長が事情により不在でございますので、本日につきましては、柏木主査及び越原副主幹より説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 柏木主査。

【柏木主査】 それでは、健康福祉部福祉課所管の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明参考資料により説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

タブレット資料040福祉課の資料をご覧ください。また決算書は69ページから74ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費から2項児童福祉費1目児童福祉総務費になります。タブレット資料は2ページをご覧ください。決算書は69、70ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。職員給与費は、福祉課15名と高齢介護課3名、健康づくり課2名の給料、職員手当及び共済費などの人件費でございます。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金74万9,000円と歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補

助金37万4,000円、歳入番号③、決算書は47、48ページの広域連合委託金1,023万円とともに交付され、福祉課窓口に配置している精神保健福祉士と手話通訳士及び健康づくり課に配置している保健師と管理栄養士に係る給料、職員手当、共済費に充当しております。

タブレットは3ページをご覧ください。社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に係る事務経費でございます。報償費は、町地域福祉計画推進会議委員14名分の記念品の購入費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、参考図書の購入費でございます。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの遺族等援護事務交付金8万1,000円は、県の配分基準にて交付されるもので、需用費の消耗品費に充当しております。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりでございます。

タブレットは4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費は、地域福祉の要としての確かな相談、支援へつなげるための活動をしている民生委員児童委員の活動を推進するための経費でございます。報酬は、町民生嘱託員70名分及び町民生委員推薦会委員の報酬でございます。なお、民生委員を推薦する機関である町民生委員推薦会につきましては、2回の開催を予定しておりましたが、民生委員候補者がいらっしゃいませんでしたので、令和4年の民生委員一斉改選に向けた選任方法を議題とした1回のみ開催となりました。そのため報酬の執行残は、民生嘱託員の欠員3名分の報酬と民生委員推薦会未開催分の報酬の合計額となっております。旅費は、職員の普通旅費でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から担当者会議がオンライン開催となったため旅費の執行はございませんでした。負担金補助及び交付金は、県が負担する民生委員児童委員活動費と地区民生委員児童委員協議会活動を町経由で民生委員児童委員協議会へ補助したものでございます。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページの民生委員児童委員活動費等負担金472万1,150円は、民生委員推薦会委員報酬と民生委員児童委員協議会補助金に充当しております。

タブレット資料は5ページをご覧ください。社会福祉協議会補助事業費は、地域福祉活動の推進を図るため様々な事業を展開している町社会福祉協議会の事業費等の補助を行ったものでございます。令和3年度は年間を通じて新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の規模の縮小、あるいはオンラインの活用などウィズコロナに対応した事業運営でございましたが、中でも社会福祉協議会主催でフードバンクの立上げに向けての情報交換会を開催し、地域住民とともに進める食料支援の拠点づくりに取り組んでこられました。

タブレット資料は6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費は、災害発生時において避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うために避難行動要支援者情報を提供し、避難誘導等支援体制の整備を推進していくものでございます。需用費の印刷製本費は、対象者への通知を郵送する封筒代、役務費は、その郵送料でございます。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者名簿と地図情報が検索できるシステムを導入したパソコンの借上料でございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。行旅死亡人等関係経費は、身元不明や引取者のないご遺体が発見された場合、行旅病人及び行旅死亡人取扱法や墓地埋葬等に関する法律に基づき町が埋火葬を行う費用でございますが、令和3年度は取扱いがございませんでした。

タブレット資料は8ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族の援護や原子爆弾の被爆者へ見舞金を支給する経費でございます。需用費の消耗品費は、町秋季慰霊祭への生花代でございます。負担金補助及び交付金は、町遺族会への補助金でございます。扶助費は、原子爆弾被爆者14名に見舞金14万円を支給いたしました。

続きまして、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの遺族等援護事務交付金2万6,880円は扶助費に充当しております。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりでございます。

タブレット資料は9ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費は、障害者の福祉の増進を図る施設である町福祉活動センターの建物の維持管理を社会福祉法人翔の会に指定管理委託しているものでございます。役務費は、建物保険料で、委託料は、指定管理者による維持管理業務委託費でございます。備品購入費は、福祉活動センターから前面道路に出る際の交通安全対策として道路反射鏡を設置したものでございます。

タブレット資料は10ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費は、社会を明るくする運動や保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図る保護司会の活動を支援することを目的とした経費で、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

タブレット資料は11ページをご覧ください。災害等見舞金支給事業費は、自然災害等の被災者に対し見舞金を支給し福祉の増進を図るもので、水害による家屋の床上浸水及び火災による家屋の全焼、全壊に伴う小災害見舞金を支給いたしました。

タブレット資料は12ページをご覧ください。社会福祉基金積立金は、社会福祉の増進を図る事業の財源とするために積み立てるもので、下表のとおり利子による歳入を充てております。残高につきましては、決算書の166ページ(11)社会福祉基金をご参照ください。

総務担当分については以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 越原副主幹。

【越原副主幹】 次は、障害福祉関係でございます。決算書は71ページから74ページでございます。

まず初めに、タブレットの33ページをご覧ください。資料1寒川町の障害者の状況について年度別、障害別の手帳所有者でございます。年度当初の4月1日基準としての集計でございます。手帳所有者数としては、身体障害者の総数は微減傾向ですが、知的と精神障害者及び精神の自立支援医療証の所持者は年々増加傾向にあります。令和3年度は、障害者手帳所有者総数のうち身体障害者が60.3%、知的障害者が19.6%、精神障害者が20.0%の割合でございます。

次に、タブレットの34ページの2障害支援区分認定状況でございます。1年間に認定した障害支援区分ごとの集計で、身体、知的、精神の計でございます。令和2年度はコロナ禍の影響で審査会の開催回数が8回だったことや障害支援区分の認定期間の延長特例がありましたが、3年度は審査会の回数が12会に戻り、認定期間が延長された方も審査会に諮られたことなどから、身体、知的、精神共に件数が増えています。

次に、タブレットの35ページの3支給決定状況でございます。一番下の合計欄をご覧ください。障害

福祉サービスの利用を申請され、決定した件数でございますが、障害当事者の重度化や家族の高齢化、また知的、精神の手帳取得等の増に伴い支給決定も増加傾向にあります。

それでは、タブレットの13ページにお戻りください。2目障害福祉費でございます。障害福祉事務経費は、障害福祉事業全般にわたる事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、相談支援従事者研修受講時の教材費でございます。次の印刷製本費は、窓付封筒代でございます。役務費は、自立支援医療受給者証の郵送料でございます。委託料は、障害福祉総合システムの保守作業委託料、税制改正や報酬改定に伴う障害福祉総合システムの改修委託料でございますが、不用額の理由は、備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、コンピューター借上料でございます。負担金補助及び交付金は、県下全市町村が使用している障害福祉サービス費の支払いシステムである神奈川自立支給給付費等支払システムの再構築に伴う町負担金でございます。

次に、下表をご覧ください。特定財源でございます。歳入番号①、決算書35、36ページの障害者総合支援事業費補助金は、障害福祉総合システム改修委託料に81万9,000円を充当しております。

タブレットの14ページをご覧ください。障害者自立支援給付事業費は、障害者総合支援法に基づく事業で、報酬は、障害支援区分認定審査会の経費として審査会委員4人分の報酬です。報償費は、審査会委員の研修に伴う謝礼でございますが、不用額の理由は、備考に記載のとおりです。役務費は、支給決定等の郵送料と認定用医師意見書作成手数料及び自立支援給付費等審査支払手数料でございます。委託料は、障害支援区分認定調査を相談支援事業所に委託した費用です。

次に、扶助費でございますが、別紙資料でご説明いたします。タブレットの36ページをご覧ください。資料2令和3年度自立支援給付費等支払実績でございます。1介護給付費は、障害者総合支援法により障害者とその家族等に日常生活の介護を中心とした援助を行うもので、居宅介護から施設入所支援までの8事業の経費でございます。

次に、2訓練等給付は、障害者の生活及び就労のための訓練を行うもので、共同生活援助は、グループホームで生活されている方への支援費で、就労継続支援B型は、雇用契約のない就労の場としての事業支援費で、共同生活援助から就労定着支援までの8事業の経費でございます。

続いて、3その他でございます。地域移行支援は、施設入所者や長期入院者の地域移行に向けての支援を行います。計画相談支援は、サービス等利用計画やそのモニタリングを作成したときに作成事業所へ支払う給付費でございます。高額障害者給付は、障害福祉サービスを複数利用している同一世帯等に対し、世帯の負担を軽減する観点から、一定の基準額を超える場合、償還払いをするものです。1から3までが全国共通の国のサービスとなっております。

次に、4県の単独事業でございますが、地域で生活する知的障害者や精神障害者の自立生活を促進するため、グループホーム運営の安定化や重度障害者の介護の加算など県が上乘せして行っている事業で、県制度とともに助成したものでございます。

次に、5町事業は、障害者等が円滑に外出できるよう障害者等の移動を支援した移動支援事業、日中一時的に障害児・者を預かり、障害児・者を持つ介護者の負担の軽減及び就労促進の立場から支援する日中一時支援事業、家庭において入浴の困難な重度の障害児・者に対して、心身の機能の維持向上及び家族の身体的労苦の軽減を図るため実施する訪問入浴サービス事業でございます。6の児童通所事業に

つきましては、後ほどご説明いたします。

タブレットの14ページにお戻りください。扶助費の内訳は、ただいまご説明いたしました自立支援給付費のとおりでございます。扶助費は、障害当事者の重度化や家族の高齢化に伴い障害福祉サービスの利用が増えており、対前年度比で約5.28%の増となっております。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費への充当でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者自立支援給付費等国庫負担金は、4億1,146万5,500円の充当で、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1です。

歳入番号②、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金は652万7,000円の充当で、補助割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1ですが、割落としがあり国の予算内の配分で歳入されています。

歳入番号③、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金は、2億642万6,845円の充当で、負担割合は歳入番号①と同様です。

歳入番号④、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金は、326万3,000円の充当で、補助割合は歳入番号②と同様です。

歳入番号⑤、決算書は39、40ページの市町村障害者福祉事業推進補助金は、558万3,000円の充当で、補助割合は2分の1です。これら特定財源の充当合計6億3,326万5,345円を事業費から差し引いた2億7,079万3,441円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの15ページをご覧ください。補装具交付等事業費につきましては、障害者の更生のために必要な補装具の購入、または修理を行った際の費用を支給したものです。交付等の実績は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費に充当しております。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者自立支援給付費等国庫負担金464万9,158円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金212万1,222円とともに交付され、充当してございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

歳入番号③、決算書は39、40ページの在宅障害者福祉対策推進事業補助金は、1万2,000円を充当しております。これら特定財源の充当合計678万2,380円を事業費から差し引いた251万1,313円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの16ページをご覧ください。療養介護医療費助成事業費は、医療と介護を常時必要とする障害者が国で定める病院において機能訓練、療養等の管理、看護、医学的な管理下で介護を受ける場合、その医療分を給付したもので、役務費は、国保連等への事務手数料で、扶助費は、7名分の医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者医療費国庫負担金357万4,950円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金142万7,924円とともに交付され、扶助費へ充当してございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計500万2,874円を事業費から差し引いた189万7,158円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの17ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費は、障害者虐待防止法に基づ

き24時間365日障害者虐待に関わる通報、届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることによって障害者の権利擁護を図るもので、委託料は、居室確保のための体制整備費用でございます。

続いて、下表をご覧ください。全て委託料へ充当しております。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金19万円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金9万4,000円とともに交付され、充当してございます。補助金は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計額28万4,000円を事業費から差し引いた9万3,000円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの18ページをご覧ください。更生・育成医療費助成事業費は、身体障害者に対しその障害を除去または軽減するために必要な医療を受けた場合の医療費等を給付したもので、18歳以上を対象とした更生医療費助成事業と18歳未満を対象とした育成医療費助成事業を合わせて1つの事業としております。役務費は、国保連等への事務手数料で、負担金補助及び交付金は、医学的判定の業務負担金でございます。扶助費は、更生・育成医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費に充当しております。歳入番号①、決算書は33、34ページの障害者医療費国庫負担金4,115万7,500円は、歳入番号②、決算書は37、38ページの障害者自立支援給付費等県費負担金2,010万1,304円とともに交付され、充当しています。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計6,128万8,804円を事業費から差し引いた1,329万7,113円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの19ページをご覧ください。相談支援事業費は、障害者本人、保護者または介護を行う者等からの相談に応じ、福祉サービスの調整や必要な情報の提供、助言を行い、障害者の自立を支援する事業でございます。報酬、職員手当等共済費は、精神保健福祉士である会計年度任用職員2名に支出したものでございます。報酬の不用額は備考に記載のとおりです。報償費は、町地域自立支援協議会委員14名分の謝礼でございます。旅費は、会計年度任用職員の交通費及び普通旅費です。役務費は、判断能力が不十分な重度の知的障害者や精神障害者の財産や権利を守る制度で、成年後見人等を選出する必要があり、町が家庭裁判所に2件の申立てを行い、その費用を手数料として支出しました。委託料は、委託相談支援事業を社会福祉法人翔の会、生活相談室すまいる及びNPO法人藤沢相談支援ネットワークゆいっとに委託し、実施したものでございます。また相談支援の充実強化を図る目的でNPO法人藤沢相談支援ネットワークに委託し、寒川基幹相談支援センターを町内に1か所設置しております。扶助費は、成年後見人への報酬でございますが、被後見人に資力、財力がないことから、町で2件分を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金1,282万2,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金640万4,000円とともに交付され、報償費以外の全ての科目に充当しています。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

次の歳入番号③、決算書47、48ページの成年後見制度申立費返戻金は、役務費へ充当しています。これら特定財源の充当合計1,933万2,668円を事業費から差し引いた3,468万2,893円が本事業の一般財源で

す。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの20ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費は、手話通訳者等の設置及び派遣により、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を進め、福祉の向上を図る事業です。報酬、職員手当等共済費は、会計年度任用職員として福祉課に設置している手話通訳者1名分の費用で、福祉課窓口にて週5日の勤務でございます。報償費は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣費用に伴う謝礼を支出したもので、主な派遣先といたしましては医療機関です。派遣件数は微増となっておりますが、不用額は備考欄に記載のとおりです。旅費は、会計年度任用職員の交通費です。需用費の消耗品費は、手話通訳者が使用する透明マスクなどでございます。役務費は、手話通訳者等派遣事業に伴う保険料です。委託料は、手話通訳者のインフルエンザ予防接種です。使用料及び賃借料は、設置通訳者が派遣先で利用した際の駐車場料金ですが、実績がございませんでした。備品購入費は、展示プリンターの購入費です。また、役務費及び委託料の不用額は、備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金118万4,000円は、歳入番号②、決算書39、40ページの地域生活支援事業費補助金59万3,000円とともに交付され、使用料及び賃借料及び備品購入費以外全てに充当しています。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。また、歳入番号③、決算書は43、44ページのまちづくり基金繰入金56万7,600円は備品購入費に充当しています。これら特定財源の充当合計234万4,600円を事業費から差し引いた202万4,145円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの21ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅重度身体障害者等に対し日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図るものでございます。役務費は郵送料で、扶助費は、ストマ用装具、紙おむつ及びその他の日常生活用具を給付したものでございます。給付件数等は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金332万2,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金166万1,000円とともに交付され、扶助費へ充当しています。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計498万3,000円を事業費から差し引いた575万7,920円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの22ページをご覧ください。地域活動支援センター機能強化事業費は、地域の実情に応じ障害者の創作的活動や生産活動の提供、社会との交流促進等を目的として実施しているもので、委託料は、町内にあります地域活動支援センターFの運営をNPO法人ともだちに委託したものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの利用に対する町民の利用分を茅ヶ崎市との相互利用協定に基づき支出したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金46万5,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金23万3,000円とともに交付され、委託料へ充当しており、補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

歳入番号③、決算書は39、40ページの市町村障害者福祉事業推進補助金32万円は、委託料へ充当しており、補助率は、県2分の1、町2分の1でございます。

歳入番号④、決算書は47、48ページの地域活動支援センター負担金40万円は、茅ヶ崎市民が寒川町内の地域活動支援センターを利用した場合の茅ヶ崎市からの負担金でございます。負担金補助及び交付金へ充当してございます。これら特定財源の充当合計141万8,000円を事業費から差し引いた764万7,000円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの23ページをご覧ください。就業・就労支援事業費は、障害者の就業、就労を支援する事業で、負担金補助及び交付金は、障害者の職業能力に応じた就労の場の確保や職場定着を支援するための湘南地域就労援助センターを2市1町藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の広域連携で行っているもので、これに係る寒川町分の運営費負担金を支出したものでございます。負担割合は人口割で、藤沢市59%、茅ヶ崎市34%、寒川町7%となっております。令和3年度の障害者就労実績は備考に記載のとおりで、業種、職種としては、全般的にコロナ禍で飲食業は厳しいものの、事務補助やプログラミング作業といった職種に新規就労しています。

ここでタブレットの37、38ページをご覧ください。資料3令和3年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達実績についてご説明いたします。物品、役務合わせて5件、調達先は寒川町障害者事業所連絡会で、実績は合計で267万4,149円でございます。調達目標が260万円以上でしたので、目標を達成しております。

タブレット38ページは、寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達品目の一覧になります。町内福祉事業所から調達できる内容の一覧となっております。

続きまして、タブレットの24ページをご覧ください。社会参加支援事業費は、障害者の社会参加を促進するため、スポーツ教室の開催、スポーツ大会参加支援、手話通訳者養成講習会の開催、福祉タクシー利用助成などの事業でございます。なお、コロナ禍の影響で県のスポーツ大会は中止となっております。委託料は、手話講習会を町聴覚障害者協会に委託し、上級コース全13回、初級1コース全25回を開催したものでございます。負担金補助及び交付金は、障害当事者、その家族の団体や支援者の団体が集まった寒川町福祉団体協議会への補助金です。扶助費は、在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成しました。なお、不用額については、備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金14万9,000円は、歳入番号②、決算書は39、40ページの地域生活支援事業費補助金7万5,000円とともに交付され、委託料に充当しています。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計22万4,000円を事業費から差し引いた113万5,200円が本事業の一般財源です。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの25ページをご覧ください。在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。在宅の障害者が安心安全な在宅生活を送る上で必要な各種サービスを提供する事業です。委託料は、障害者のためのSOSネットワーク事業委託料です。なお、令和3年度は在宅重度障害者緊急システム委託料に関して利用実績がなかったことによる不用額となっております。続いて、負担金補助及び交付金は、在宅重度障害者の生活環境の整備を図るため、既存住宅をその障害に適するように住宅改修する費用の一部を助成することにより、経済的負担及び福祉の向上を図る住宅設備改善費助成事業として支出いたしました。なお、委託料及び負担金補助及び交付金について、不用額の理由は備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は39、40ページの在宅障害者福祉対策推進事業補助金20万円は、負担金補助及び交付金へ充当しています。補助割合は、県2分の1、町2分の1でございます。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの26ページをご覧ください。地域生活支援拠点整備事業費は、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え地域全体で障害者の生活を支えるため、障害者の生活支援を実施する地域生活支援拠点を位置づけ、緊急時を含めたサービス提供の体制整備を図るものです。委託料は、保護者や介護者のけが、入院等の緊急時の受入体制としての居室の確保や支援員の派遣費用でございます。令和3年度は地域生活支援拠点事業所として町内に1か所確保いたしました。コロナ禍で施設や事業所への働きかけが十分に行えなかったことにより、当初想定しておりました事業所数には至っておりません。引き続き拠点事業所の確保に努めてまいります。なお、不用額の理由は、備考に記載のとおりです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は35、36ページの地域生活支援事業費補助金1万5,000円は、歳入番号②、決算書39、40ページの地域生活支援事業費補助金8,000円とともに交付され、委託料へ充当しています。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの27ページをご覧ください。重度障害者等医療費助成事業費は、心身障害者の健康維持と福祉の増進を図ることを目的として、心身障害者が医療機関等で支払う保険診療の自己負担分を助成するものでございます。需用費の消耗品費は、医療証の用紙購入代、役務費は、郵送料と医療費の審査支払手数料を支出したものです。扶助費は、対象となる1、2級の身体障害者手帳所持者、3級の内部機能障害の身体障害者手帳所持者、A1からB1の療育手帳所持者、知的障害と認定された方のうち知能指数が50以下の方、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者の医療費を助成したものです。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は39、40ページの重度障害者医療費給付補助事業補助金4,030万3,000円は、役務費と扶助費に充当しています。補助率は、県2分の1、町2分の1でございます。

歳入番号②、決算書は45、46ページの重度障害者等医療費助成金高額療養費等返戻金1,621万818円は、本来保険者の負担する高額療養費の返還分で、扶助費へ充当しています。これら特定財源の充当合計5,651万3,818円を事業費から差し引いた6,614万1,621円が本事業の一般財源です。

タブレットの28ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費は、医療的ケアが必要な在宅の重度障害者等で、障害特性により通常のサービスでは支援困難な人や緊急的な支援が必要な人に24時間365日対応できるよう、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及び鎌倉市の広域連携により短期入所の拠点事業所を配置し、サービス提供体制の整備を図ったものです。内容といたしましては、寒川町分の運営費負担金を支出したもので、負担割合は人口割、登録割、利用者数で算出されます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①、決算書は39、40ページの市町村障害者福祉事業推進補助金23万7,000円を充当しています。補助率は、県2分の1、町2分の1でございます。なお、ほかの充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの29ページをご覧ください。過年度国庫支出金等返納金につきましては、国庫負担金の過年度精算により生じた返戻金でございます。

続きまして、決算書は73ページから74ページになります。タブレットの30ページをご覧ください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費児童福祉給付事業費でございます。児童福祉法に基づき身体や知的、精神障害のある児童等に対し、日常生活や社会生活を営むために児童通所支援を行うものです。役務費は、国保連等への通所給付費等支払運営手数料で、扶助費は、児童通所支援の給付費を支給したものでございます。

給付内容の詳細について、もう一度タブレットの36ページ、資料2令和3年度自立支援給付費等決算資料をご覧ください。6児童通所のうち児童発達支援は、主にひまわり教室の利用に伴うサービス費でございますが、令和2年度に比べ利用人数の増による利用増となっております。次の放課後等デイサービスも同様に利用増となっております。児童通所給付費全体で対前年比約21.45%の増となっております。

タブレット30ページにお戻りください。下表をご覧ください。歳入番号①、決算書33、34ページの障害児施設措置費給付費等国庫負担金7,025万円は、歳入番号②、決算書37、38ページの障害児通所給付費負担金3,907万9,839円とともに交付され、いずれも扶助費の児童通所給付費へ充当しております。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1です。これら特定財源の充当合計1億932万9,839円を事業費から差し引いた8,790万7,929円が本事業の一般財源です。

続きまして、タブレットの31ページをご覧ください。令和3年度歳入決算一般財源ほかの概要でございます。決算書は37、38ページです。15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金社会福祉費負担金22万2,770円でございますが、これは行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく令和2年度分の官報掲載料及び行旅死亡人葬祭委託料に対する県からの行旅死亡人取扱費負担金を歳入したものです。

続きまして、決算書45、46ページになります。19款繰越金1項繰越金1目繰越金前年度繰越金1億7,966万2,510円でございますが、これは繰越明許費繰越額繰越金が歳入されているもので、このうちの82万円が障害福祉事務経費の委託料に充当されております。

続きまして、決算書47、48ページになります。20款諸収入4項雑入1目雑入民生費雑入2万2,302円でございますが、これは事業所の過誤請求に伴う障害福祉サービス費の返還金を歳入したものです。次の2目過年度収入障害福祉サービス費過年度返還金21万1,550円でございますが、これは指定障害福祉サービス事業所の指定取消しがあったことに伴う返還金を歳入したものです。次の障害福祉費国庫負担金等過年度収入899万6,932円でございますが、これは令和2年度の障害者自立支援給付費国庫負担金と令和2年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の精算不足分として追加交付された分を歳入したものです。

以上で、福祉課所管の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレットの6ページ、避難行動要支援者の把握調査を行ったとなっているところで質問させてください。たしか対象者は決まっているかと思うんですけども、先ほど郵送したということ

なんです、100%戻ってきたのかということをお聞きしたいです。それとまた寒川町での対象者は、幾つか対象者となっている中で、要配慮で家族などによる必要な支援を受けられない人及び独りで避難できない人のうち支援を希望する人となっていますが、こちらは直接申請となっているんですが、その方についての把握というか、それもきちんとできているのかなと思って、教えていただければと思います。

【佐藤（正）副委員長】 柏木主査。

【柏木主査】 ただいまいただいたご質問にお答えいたします。避難行動要支援者支援事業につきまして、名簿登載の対象者でございますが、避難行動要支援者の全対象者数につきましては、2,207名となっております。そのうち情報提供の同意をいただいた方が1,218名となっております。同意率といたしましては、約55%となっております。また、自ら支援を希望する方の把握につきましては、この事業にご協力いただいている民生委員であるとか、そういった避難支援等関係者の方からの周知並びに私ども町役場からの周知により情報をお届けしているところがございますので、その情報をお知りになられた方からのお申出によって登録をするという現状となっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 分かりました。把握調査の人数とかはきちんと分かっていたほうがいいと思うんですけど、結構人数もいますので、その結果によってだとは思うんですけども、実際の災害のときの支援の方法とか、そういったことは決められているといいますか、ちゃんとマニュアルがあるというか、そういうのはあるのでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 柏木主査。

【柏木主査】 ただいまのご質問、災害発生時の避難支援のマニュアル等の存在につきましては、まず町避難行動要支援者絆プラン、避難支援全体計画といったものを策定すると同時に、避難行動要支援者支援マニュアルというものも併せて策定いたしまして、避難支援等関係者の皆様に配布をし、いざ災害が発生したときにどのような行動を取るべきかというようなところをお示ししているところでございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 まず、タブレット資料15ページの補装具の交付等事業費、こちらは交付と修理ということだったので、どういったものを交付したのかということと、どういったものを修理したのかということをお聞きします。それと16ページ、療養介護医療助成事業費、これは聞いていて分かりづらかったので、病院だけなのか、それとも自宅も含めてのものなのかということなんです。病院代だけ助成したのか、それとも自宅で介護ということなので、自宅でも介護のそういった点で助成したのかということを確認させてください。それとあと17ページの障害者虐待防止対策支援事業費、こちらは委託になっているんですけど、通報が5件あったということで、町が委託しているので、直接関わってはいないとは思いますが、町としてどういった対応をされたのかということについてお聞かせください。

それと19ページの相談支援事業費、こちらは成年後見人制度についてお聞きしたいと思ひまして、今回町として助成した件数が2件と、今いろいろ聞いてよく分かったんですけども、本人が判断できないからという方に対して町が裁判所へ申請したということなんですけど、できない方というのは、相談はできないんですけども、町としてはそういった方々に対しての、障害者の方なので、把握はされていると思うんですけど、判断できなかった、成年後見人として後見人をつけたほうがいいなという、そういう判断基準というのがあればお聞かせください。それとあと社会参加支援事業費で、扶助費でタクシー利用の52人は助成しましたよという話なんですけど、利用者の声というんですかね。評判というのか、もう少し助成されてもいいような感じがしたので、その辺の声をお聞かせください。それとあと地域生活拠点充実事業費、住み慣れた地域で暮らすためのいろいろなお助けということで、助成しているということなんですけど、どういった機能の整備をしたということをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 袴田主査。

【袴田主査】 まず、補装具についてお答えします。補装具につきましては、修理ですとか、交付について例えば車椅子ですとか、補聴器などの交付及び修理を行っております。種目としては、多いのが補聴器ですとか、車椅子という形になってきます。あと義足、装具、体を補うための装具などを交付しておりますので、使用年数に伴ってその修理が発生してきているという状況になります。

続きまして、療養介護につきましては、医療的ケアと介護の両方が必要な方のための医療機関が行うサービスというものになりますので、基本は入院など病院におけるサービスと考えていただいてもいいと思います。虐待につきましては、虐待の通報があった場合は町が直接動いております。ここについては居室の確保、虐待があったときにその場に置いておけないといった場合に確保する居室、その方の一時的な保護をするための居室を確保しているという予算になりますので、虐待の通報があったときは町が動いているという形になります。

続きまして、相談支援事業で成年後見の関係ですが、こちらはもちろん被成年後見の状態になっている方は自ら申出というのはできませんので、ほとんどの相談が例えば施設の職員の方からの相談ですとか、病院に入られている方の相談、そういうところからお父様、お母様自体も例えば認知になって判断能力がないので、このまま進むと契約ができない、だから困っているとか、相続が発生した時点において相続の手続が取れないのでということで、本人からというよりは周りの支援者からお話があって、町で行うべきものなのか、親戚の方などの申請でできるものなのかというところを判断して、状況申立ての必要があれば対応させていただいているという形になります。

次に、社会参加のタクシーの関係ですが、タクシーについては、実際にタクシー券を交付しているうちの66%の今利用率になっていて、特に例えば足りないですとか、何か大きなお声というのは届いておりません。タクシー券については、例えば軽自動車などの自動車の税金の控除などを受けるとタクシー券の交付は並行してはできないなんていうものもありますので、どちらを選択されるかというのは、ご家庭の事情などもありますので、そういったところですか、発行している中で何か大きな声が届いているということはありません。

拠点整備につきましては、今年メインで行ったのが、緊急時支援プランというプランのご案内を障害

をお持ちの方に福祉団体などを通じて案内をさせていただきました。こちらについては、障害児・者の重度化、高齢化などで親亡き後などで支える方がいなくなったときに、支える体制をつくるために、例えば緊急時に駆けつけられる緊急ステイといった委託をしたり、まだ今開拓途中ではあるんですが、虐待と同じように居室の確保なんていうことで事業所に協力を今仰いでいるところではあるんですが、そういう周りの整備ができて、ご本人様の状況が分かっていないと急な助けというのができませんので、緊急時支援プランにまず登録していただいて、その方の状況をしっかり把握させていただいた上で適切な支援をしていくという流れになります。こちらのプランの登録者につきましては、今3世帯3名という形になっております。こちらについては、本当に周りに手助けできる方がいないときに使うサービスということになっておりますので、件数だけが増えればいいかというよりは、本当に必要な方に登録してもらってということなので、周知活動は引き続き続けていきたいと思っておりますが、現在登録されている方は3名といった状況になります。

長くなりましたが、以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 補装具については、車椅子と補聴器がメインで、それぞれ使用年数が来たら、それに対応されるということで、分かりました。車椅子に対してもそういうことですね。あとは義足ですとか、義歯ですとか、そういったものが対象ですよということで、この辺は分かりました。とはいっても、いろいろとそういった方々に対しての、障害者の方々の要望というんですかね。そういったことについては基本的には対応されているとは思うんですけども、要望に対応できて満足されているのかなということが気になったところで、やったんだけど、しっかりこないということはなかったのかということをお聞かせください。

それとあと受給者の状況ということで、基本的にはメインは病院だということで、分かりました。実を言うと、何で聞こうとしたかという、自宅も含んでいれば病院費が変わってくるのかなと思ったんですけど、基本的に病院だということで、分かりました。ここは結構です。

あと町が基本的に一時保護するためのということで、分かりました。それで、町として基本対応したということで、単純に言いますと、これは解決につながったのかどうか、保護したとか何とかということとはしているとは思うんですけど、単純に言いますと、解決につながったのかなということが気になったところで質問させていただいたので、そちらをお答えください。

あと成年後見については、今障害者の方々が増えて、併せて判断がつきにくくなって、自分の財産を守るために成年後見制度というのは必要なものだと思うんですね。町も当然裁判所に相談に行ったということは、非常によかったと思うんですけど、助成については、引き続き人数が増えていくでしょうから、決算で言うのもあれなんだけど、どういった対応を続けていくのかという、姿勢についてお聞かせください。

それとあとタクシー券が66%って、少ないような感じがするんですけど、100%使っていただくような、タクシーに障害者の方で補助が必要で乗れないなんて、そういう事情があって、こういった形になっているのか、その辺を確認させてください。

それとあと、住み慣れた地域で基本的には緊急プランで3世帯ということでしたので、これは周知し

ていくということでしたので、また、これから結局独り身になっていって、こういう対象の方々というのが増えていく状況であると認識しているんですよ。自分なんかも独りなので、いつそういう状況になるか分からないというのもありますので、ぜひそういった部分でこの事業については積極的に進めて、こちらはお答えしなくていいので、よろしくをお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 4点ですかね。答弁をお願いします。

袴田主査。

【袴田主査】 補装具につきましては、新規の場合、きちんとフィッティング作業というのをするので、基本的には納品当初はきちんと体に合ったもので納品されていると考えますが、使用年数がたてば合わなくなるかもしれませんので、そこについては随時修理なども、状況によりますが、申請をしていただくことがあります。虐待につきましては、町が調査に入って状況を把握するんですが、そこですぐ解決になかなか至らないこともあります。もともと福祉サイドで既に支援している家庭での虐待というのも多いので、引き続き支援を続ける、見守りを続ける、続けていく中で徐々に改善していくという流れになりますので、入ってすぐ解決というよりは、例えば一旦分離して、状況が落ちついた後も見守りをしていくという形を取っておりますので、こちらは基本的に支援を継続していく、福祉だけで足りなければ、お子様がいる家庭であれば児童相談所などと連携をしながら対応しているという状態になります。タクシーにつきましては、多分コロナ禍の影響などもあって、もらったはいいいけども使えなかったというのもあるのかと思います。支給分が大きく足りていないなんていうお話がまた上がれば、そこも検討ということなのかもしれませんが、今こちらの枚数での支給で特に大きなお話もありませんので、このまま状況は見つつ、事業を継続していければなと思っております。

【佐藤（正）副委員長】 成年後見人の事業は今後こういった姿勢でやっていくかということがあったと思うんですね。

【袴田主査】 ありがとうございます。成年後見人につきましては、申請自体が昨年でいけば2件という形になりますので、また本当に相談があったとき必要に応じて職員が手分けして、通常の業務とは違う形にはなるんですが、分担して対応していきたいと思っておりますので、当面はこの体制のまま必要な聞き取りをして対応していきたいと思っております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 ここで聞くのが正解なのかどうかも含めてお聞きしますが、事業としては社協が担うものだと考えるので、ここでお聞かせいただきたいと思うんですが、令和3年は、コロナによって様々な影響が大きくなってきた年だと思っています。その中で国は、女性の活躍を目指す社会をつくっていくという中で、コロナの影響で女性が例えば経済的な問題を抱える、それから就業についても非常に厳しい問題がある、そういった様々な問題が、特に女性は、コロナ禍で悩みを抱える女性が増えましたよというデータが出る中で、国は、女性活躍推進交付金のメニューを拡充して、各行政でこういった不安を抱える女性を支援するための事業を、町が直接ではなくて、地域の福祉団体に事業を委託した場合、国から事業費の4分の3が出ますよと、そういうメニューができたわけです。取り組んでいる

ところは、大体その事業の担い手としては社会福祉協議会にお願いしているケースが多いわけですが、国からメニューが出てきて新しいことを始める、しかも福祉団体との連携が必要な場合に、事業を始めるに当たってどちらが先行してやるべきものなのか、私は、行政にまず情報が入るので、そこは行政が主体的に動いて、福祉団体にこういう事業はできませんかという働きかけをしていくのが筋かなと思うんですけども、まず、その辺の流れについて町の見解をお聞かせいただきたいのと、今実際コロナ禍が長引く中で、こういった女性の活躍を支援するような、また、そういう相談があった場合に、どこでどういう対応ができるのか、その部分については、もしかしたら男女共同参画なので、2階ですよという話になるのかもしれないけど、その辺についても、もし福祉課で何かあればお聞かせいただきたいのと、それから、現状の中で福祉団体の中でそういう相談が受けられるのかどうかとか、その辺も含めてお知らせいただきたい。ただ、我々にそういう相談が来たときに、いろんな課に回るんだけど、どうしても途中で八方塞がりになるケースが多い、ただ、そこは福祉の部分にも関わってくるので、行政でお手伝いできることがあれば、お手伝いすべきだと。先進的な取組をしているところでは、社会福祉協議会に支援員さんを設置していただいて、そういうことをしっかりとやっていますよということが広報されて、相談だけではなくて一緒に前に進んでいく、いわゆる伴走型支援とよく言われますけれども、そういう支援策が取られているケースが多い、なので、まず町としてこのメニューが拡充されたことをご存じだったかどうか、それからこのメニュー採用について検討されたかどうか、実際にコロナ禍が続く中で女性からの相談というのが実際増えているのかどうか、ここだけで受けているとも思えないんですが、その辺についての現状をまずお答えいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 柏木主査。

【柏木主査】 女性のお困りごとに対する行政の姿勢や相談経路などのご質問だったかと思います。現在委員がおっしゃられた交付金の詳細につきまして、福祉課が主体となって申請等を行っているわけではございませんで、例を挙げさせていただきますと、昨年度いわゆる生理の貧困問題で町民窓口課が主体となりましたが、生理用品の無償配布をしたことがございました。また、その配布につきましては、社会福祉協議会に全面的な協力もいただいたということもありまして、福祉課といたしましても、当然社会福祉協議会を補助金の部分、事業運営の部分で所管する一部署といたしまして関わりまして、配布にどのような方法があるのか、チラシの作成、どういう配布があるのか等々一緒になってお話をしたということがございますので、そういった形で関われる部分で関わってきたというところはございます。ただ、今後はまた他課、町民窓口課であるとか、先ほど委員もおっしゃられた男女共同参画の関係であるとか、そういった横方向のつながりを必要とする支援になっていくのかなとは福祉課としては考えておりまして、また新たな情報の展開、国、県を通じて情報が来ましたら、それに従ってどういった支援ができるのかというのは模索していきたいと考えているところでございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 あと、まず相談が増えているのかどうかというところと、女性からのですね。今の答弁だと、行政か社協かどちらが主導か、含まれていたのかな、捉え方次第だと思うんですが。社協が最終的には受けるという話ですかね。だからそういうメニューがあるときに行政が主導してやっていくのか、それとも社協が主導してやっていくのかというところが結構大きい質問としてあったと思

うんですよ。あと、相談件数自体が増えているのかどうかというところは、漏れていたかなと思うんですが。

柏木主査。

【柏木主査】 失礼いたしました。今2点でございます。まず相談件数の実績につきましては、正直に申し上げて、把握していない状況でございます。町に直接相談などがあれば、その件数はカウントしてということにもなるかと思いますが、直接なかなかご相談いただけないというところ、ひいてはどこに相談すればいいのか分からないという現状もあるかと思いますが、そこは努めて周知していきたいと思っております。また、行政主体で行うべきか、社協主体で行うべきかというものにつきましては、内容によりけりと言ってしまうたら、はっきりとしなくて申し訳ないんですけども、交付金を使って等々であれば、もちろん行政主体で動くべきとも考えますし、ただ、現状社協さんで総合相談は断らない相談と銘打った総合相談窓口がありまして、正直申し上げて、住民に対して近い位置での窓口を展開していただいておりますので、そこの活用はこれまでもしてきましたし、今後もぜひしていきたいと思っております。

はっきりとした回答にならなくて申し訳ありませんが、以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、町で相談が増えているかどうか分からないというのは、窓口がもともとないからです。町でどこが女性の活躍を担当するのかというのは、一義的には多分男女共同参画なのかもしれないけど、今コロナの問題とかが出てくると、福祉部門にも大分関わってくるわけですよ。ただ、いわゆる障害福祉とは離れる部分については、地域の福祉団体に担ってもらう部分が今は大きくなっているから、町が直接ということではなくなってきたので、そこの連携が必要になってくるのかなと思うんですよ。多分社協さんにそういう相談が増えていますかという、多分増えているのかなと思います。ただ、社協でも、そういった方々にしっかりと支援員とかを新しく人材として用意しないと、なかなか寄り添っての対応ができないと思うので、あとは町が、国が今推進している女性活躍社会の構築に向けてどう捉えていくのかというのは、これは多分福祉課の問題ではなくなってきたかもしれないけど、そういう捉えをどうしていくのかということにも関わってくるのかなと思いますけれども、まずはそういったところをどう展開していくのか、それから、こういった支援員ということになると、福祉の分野に精通している方じゃないとなかなか難しいと思うので、これは女性のことから男女共同参画ですよということではなくなってきたのかなと思うんですよ。だから町全体としてどう考えていくのか、まずは福祉的な支援の部分も今回は多いので、内容的にも、ここで聞かせていただきましたけど、今後は社協との連携、それから男女共同参画との、町民部との連携、この辺も深めながら、福祉課として必要なことも考えていただければと思いますけれども、町の見解をお聞かせいただいで終わります。

【佐藤（正）副委員長】 三橋部長。

【三橋健康福祉部長】 ありがとうございます。役場全体的に町の行政の仕事って今そういう傾向にあるのかもしれませんけども、どこか縦割りではうまくいかない場面が多く出てくるとは思います。なので、委員おっしゃられたように、庁内での連携もそうですし、福祉団体との連携をよく考えて、町民

のためになるように考えていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 障害者の就労促進というか、就労支援について実態がどうだったのか教えてください。訓練等の給付の36ページを見れば、大体どのぐらいの人数の方がいるかというのが分かりますよね。就労移行支援と継続支援のAとB、それから定着支援、このくらいの方たちが多分ここに関係している方なので、ここから民間企業といひますか、一般就労に行けた方たち、もちろんいろいろあると思うんですけど、その人数は把握していらっしやるか教えてもらえますか。

【佐藤（正）副委員長】 袴田主査。

【袴田主査】 令和3年度で新規で就労された方が13名おります。就労移行支援から一般就労に結びついた方が8名で、就労継続支援B型から行かれた方が1名、あとは養護学校卒業後に就労支援センターなどの登録をしておいて、それを活用して行かれた方などがいますので、そのような状態になっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。ということは、就労移行支援が3分の1以上か、4分の1の方が民間企業に移れているというか、行けている。もちろんいろんな計算の方法があるでしょうけど、半日だけの短時間の労働の方もいるでしょうし、そのまましっかりとできる人もいるでしょうし、いろいろな状況だと思ひんですけども、特にAとBについては、多分ここでそのまま就労していくということが意外と多いのかなと思ひんですけども、就労移行支援って2年の限られた期間の中でこのまま結局一般企業、でも今2021年4月だか3月で、企業の中に障害者の方を雇用するというのが2.3%ぐらいまで増えているような気がするんですけど、たしか、にもかかわらず、でも40何人以上、たしかそのぐらいだったと思ひんですけど、の企業が大体2.3%の方を雇用するようにと、障害者を雇用するようにというように義務づけられているのかな、努力義務なのかな、あると思ひんですが、これは2年間で、特に就労移行支援32名の方たちは2年間という限られた中で今8人、4分の1、正直言って、このまま就労できないという方が結構いる現実なのかどうかというのを教えてもらえませんか。

【佐藤（正）副委員長】 袴田主査。

【袴田主査】 具体的に就労移行で結びついた方の把握はしていたんですが、結びつかないで終わった方の把握は、申し訳ありません、きちんとできておりませんが、今言われたように、実際に8名の方となりますと、全員が一般就労には結びついていないと考えられます。原則は2年なんですけど、必要に応じて、あとコロナ禍でなかなか就労移行支援に通えないということもあるので、3年まで特別には認められているので、その中できちんと定期的に報告もサービス事業所からいただくようになっていますので、そういったのもしっかりと見て、就労に結びつくような助言というか、働きかけをしていけたらなと思ひております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員。

【横手委員】 一番実はこの手の方たちで、言っちゃうと、自分自身は努力したのになかなか行けなかったかと、雇用されなかった、就職できなかったという方たちをフォローしていくのも我々の責務なのかなと、行政の責務なのかなと思っていますので、令和3年度の状況は分かりましたので、それはまた今後その辺にしっかりと結びつけていって、就労できなかった人たちのフォローというところにも着眼していただきたいと思います。これは要望で結構でございます。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、よろしいですかね、他に質疑は。他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、健康福祉部福祉課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、健康福祉部高齢介護課の審査に入ります。まず、一般会計の審査に入りますので、執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、続きまして、健康福祉部高齢介護課所管分の審査をお願いいたします。三橋高齢介護課長からご説明いたします。よろしく申し上げます。

【佐藤（正）副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の一般会計令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料一般会計により説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

決算書は71ページ、72ページ、そして73、74ページです。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費です。高齢介護課が所管する事業費は、0002生涯を通じた健康づくりの充実事業費と0004後期高齢者医療事業特別会計繰出金を除いたものとなります。タブレット資料は050高齢介護課一般会計2ページをご覧ください。高齢者社会活動推進事業費です。こちらは公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営補助と県シルバー人材センター連合会負担金となっております。支出は、負担金補助及び交付金で、そのうち県シルバー人材センター負担金は6万円です。補助費の内訳は、主に人件費で、そのほかに消耗品費や用具備品の修繕費があります。シルバー人材センターは、高齢者の就業機会拡大と社会参加、生きがいの増進に努めるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されております。事業といたしましては、除草、清掃、ふすまの貼り替え、植木の剪定、広報紙のポスティングなどの仕事を行っております。令和3年度末現在の会員数は、男性187人、女性72人、合計259人です。

次に、3ページをご覧ください。敬老事業費は、高齢者に対し敬老祝い金を支給することにより、長年にわたり社会に貢献されてきた方々に対して長寿をお祝いするとともに、福祉の増進を図ることを目的としております。敬老金につきましては、100歳の4名の方に3万円分、99歳の6名の方に1万円分、88歳の189名の方には5,000円分の寒川町共通商品券を送りました。主な支出の扶助費は、敬老祝い金の共通商品券購入費となります。消耗品費は、100歳の方へ町長訪問の際手土産代等をお渡しする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問を自粛したため残となっております。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいきづくり等支援事業費は、シニアクラブの会員相互の親睦、地域での生きがいと健康づくり推進のため、シニアクラブ連合会と各単位シニアクラブの活動を支援したものです。支出については、シニアクラブ連合会への補助金となっております。補助金の内訳は、シニアクラブ事務局職員1名の人件費を含むシニアクラブ連合会運営費と単位クラブ14クラブへの活動補助金です。不用額は、新型コロナウイルス感染症対策として、総会や健康づくり事業の一部開催自粛による残及び事務局職員の時間外勤務分の人件費の残です。

下表をご覧ください。高齢者生きがいきづくり等支援事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は39、40ページの在宅福祉事業費補助金43万3,000円は県補助金で、補助率は、県が定める補助基準額の3分の2です。シニアクラブ連合会は、令和3年度末現在単位クラブが14、会員数は606名です。主な活動としましては、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響下でしたが、感染防止対策を行った上でシニア健康体操教室を開催し、健康維持、生きがいきづくり、地域交流を図っております。

次に、5ページをご覧ください。旧措置者等利用者負担軽減事業費は、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担減免などにより利用者の負担軽減を図るものですが、令和3年度は対象者がおりませんでしたので、実績はありません。

次に、6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。役務費は、建物の火災保険料、委託料については、指定管理業務を町シルバー人材センターに委託し実施した施設管理運営委託料、備品購入費は、空気清浄機2台分の購入費でございます。

次に、7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費は、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援を行うものであり、こちらについては、5つの委託事業を行っております。1つ目のひとり暮らし老人緊急通報システム事業は、ひとり暮らしの高齢者等の緊急事態に対し迅速な救援態勢が取れるよう機器を貸与する事業で、令和3年度末現在の貸与件数は10件です。救急搬送に至ったものが1件ございました。2つ目の寝たきり老人等戸別じん芥収集事業は、家庭ごみを収集所まで運ぶことが困難な世帯に対して家庭ごみを運搬するとともに安否確認を行う事業です。令和3年度の利用は延べ505世帯3,589件でした。3つ目のひとり暮らし老人等給食サービス事業は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方や独居の方などに栄養バランスに考慮した昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に安否確認を行う事業です。令和3年度の利用は延べ324人3,501件でした。4つ目の寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は、在宅で常時紙おむつが必要とされている高齢者の方を介護している世帯に対し紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業です。令和3年度の利用は延べ590人でした。5つ目の生活管理指導短期宿泊事業は、身体的には自立している高齢者であるものの、一時的に養護する必要がある方に対し、養護老人ホームで短期間の宿泊を提供することにより日常生活を支援することを目的とした事業です。令和3年度の利用は4人でした。不用額は、利用者数が見込みを下回ったことによるものです。

次に、決算書は71、72ページ、タブレットは8ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費です。報償費は、入所判定委員会の謝礼ですが、令和3年度につきましては2回開催しました。役務費は、入所措置費負担金の口座振替手数

料、扶助費は、老人ホーム入所措置費です。扶助費の不用額は、入所措置費の措置費額変更に伴う残によるものです。

下表をご覧ください。老人保護措置事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は29、30ページの老人保護措置費負担金510万7,957円は、入所者からの負担金で、扶助費の入所措置費に充てております。

次に、9ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、老人福祉事業を担当する職員の事務経費で、職員の普通旅費です。不用額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で出張による会議の開催がなかったことによる残です。

次に、10ページをご覧ください。介護施設等整備事業費は、新規に開設されたグループホームより令和3年5月26日に補助申請のあった令和3年度寒川町介護施設等整備事業費補助金でございます。

下表をご覧ください。介護施設等整備事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は39、40ページの県支出金の地域医療介護総合確保基金事業費1,426万3,000円を負担金補助及び交付金に充てております。

11ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険法第124条に基づき一般会計から介護保険事業特別会計の保険給付費、地域支援事業費、事務費、低所得者負担軽減分などへ負担割合に応じて繰り出したもので、支出科目は全額繰出金となっております。職員給与費と介護保険事業運営上の事務経費等につきましては、全額町の負担となっております。

下表をご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金の特定財源です。歳入番号①、決算書は33、34ページの国庫支出金の低所得者保険料軽減負担金1,661万7,330円、歳入番号②、決算書37、38ページの県支出金の低所得者保険料軽減負担金866万926円は、ともに国、県から交付され、介護保険事業特別会計繰出金低所得者保険料軽減繰出金へ充当しております。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。

次に、12ページをご覧ください。過年度分国庫金等返納金は、備考欄にありますとおり、低所得者保険料軽減負担金返還金13万990円です。

次に、13ページをご覧ください。歳入の一般財源分について説明させていただきます。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節老人福祉使用料の行政財産使用料9,757円、こちらは内訳として2つございます。1つは、寒川町ふれあいセンター地内にNTT東日本が設置する公衆電話1台と第1種電話柱1本分で、6,170円の収入となっております。2つ目は、同センター内にシルバー人材センターが設置する自動販売機があり、その使用料として3,587円となっております。

次に、決算書47、48ページの20款諸収入4項1目8節雑入の自動販売機等電気使用料1万2,977円は、町ふれあいセンター内に設置された自動販売機の電気使用料です。

以上で、高齢介護課所管の一般会計の説明を終わります。

【佐藤（正）副委員長】 一般会計分の説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

横手委員。

【佐藤（正）副委員長】 暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。
質疑を受け付けます。

横手委員。

【横手委員】 そうしたら、7ページの高齢者在宅福祉サービス事業費、これは前からいろいろ言わせていただいているやつなんですけども、まず、支出済額578万1,553円について、5つの事業があると思うんですが、金額の内訳を教えてくださいませんか。

【佐藤（正）副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、1つ目のひとり暮らし老人緊急通報システム事業なんですけども、内訳は総通報件数が214件、金額は45万780円です。2つ目の寝たきり老人等戸別じん芥収集事業は、217万1,345円、ひとり暮らし老人等給食サービス事業は89万6,256円、寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は193万9,322円、5つ目の生活管理指導短期宿泊事業は32万3,850円です。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員。

【横手委員】 ありがとうございます。これは1個1個の事業で、いろいろあるとは思いますが、取引先企業については、随意契約の形を取っていらっしゃるのか、もし随意契約であるならば、その理由を教えてくださいのと、そうじゃなくて、ちゃんと入札が行われているものなのか、それについて5つ全てお答えいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 それぞれの入札方法ということになります。ひとり暮らしの緊急通報システム、これは指名競争入札でやっております。次の寝たきり老人介護ごみ収集事業なんですけども、こちらにつきましては随意契約で、シルバー人材センター、皆さん身近に事業をやっているシルバー人材センターと随意契約しております。給食サービスにつきましては、こちら随意契約になりまして、俵屋さんで、町内ほかにも町の事業ではなくて、既にこういった事業を展開しているというようなこともありまして、俵さんをお願いしております。それで、寝たきり高齢者おむつ代助成事業につきましては随意契約になりまして、社会福祉協議会、こちらもおむつ等の取扱いで同じような事業をやられていますので、精通しているということで随意契約をお願いしております。最後に、生活管理指導短期宿泊事業につきましては、こちらは随意契約になりまして、短期の入所になりますので、緊急性を帯びています。そういったためでも、すぐに入所できる町内にあります湘風園と随意契約ということで契約を締結させていただいています。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。随意契約が納得できるものもあるんですけども、あと指名入札はいいとして、随意契約に納得できるものもあれば、これってどうしてだろうというようなものがあつたりするんですけども、例えばなんですけども、金額的に大きいものについてとは言いつつも、実は町と関係しているものだったり、社会福祉協議会とか、そういったところがあるんですけど、全くの民間企業であるところと随意契約になっている理由が、金額的なものでいって寒川町の条件に合っているのかどうか照

らし合わせて、随意契約にしてもいい金額というのが多分あるのと、それから内容的に絶対的にこれは大丈夫です、問題ありませんと言い切れるのかどうか、そこについて見解をお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 三橋部長。

【三橋健康福祉部長】 契約方法についてのお尋ねだったと思いますが、随意契約につきましては、最近も町の財政課からも随意契約に係る基準というようなものが出されましたので、それにのっとなって進めなければいけないものと思っております。今ご説明させていただいている高齢介護課所管のこの事業につきましては、中には見直しが必要かなと思われるものもありましたので、今年度については形を変えているものもあります。そういった形で疑念を持たれないような形で契約を進めたいと思っております。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 4ページ目の生きがづくり支援事業なんですけど、前年度を見たら、15クラブあるんですよ。今回14クラブなんです。人数からいったら50人ほど減少しているんですけども、1つ減少した要因というのはどう見ているのかということをお聞きします。それと今横手委員も質問されていた高齢者住宅福祉サービスについてなんですけども、サービス内容についてはいろいろと分かりました。その額と人数、利用数というのも分かったんですけど、これも前年度見込みより下回っていて、今回も見込みより下回っているんですよ。というのは、どういった要因があったのかということ町としてどう見ているのかということをお聞きします。それと、老人保護措置事業費ですけど、これは単純に対象者が何人いるのかということ、町としては現時点で増えていく見込みがあるのかということをお尋ねします。

【佐藤（正）副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、1つ目のシニアクラブが15から14に減ったということなんですけども、一時的に休眠というんですかね。一旦解散して、また新たに立て直すという状況で、まだ立て直していないんですけど、今そういう状況ではあります。2つ目の高齢者住宅福祉サービス事業の見込みより下回っている理由ですね、前年度に比較して。これは伸び率とかを見てはじき出しているんですけども、見込数より下回っている、実情はそういうことになっています。3つ目の措置人数ですね。養護老人ホーム湘風園の措置人数令和3年度末で6名となっています。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員、大丈夫ですか。答弁漏れはありましたか。だから今後の見込みはどうなっているのかということですか。人数の見込みはどのように見ているのかということですかね。

三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 見込みということなんですけども、措置者って、そういう事由があった方が入るところなんですけど、湘風園さんは、高齢者の方が増えていくということで、それに伴って増える見込みではあるんですけども、今のところはそういったことを考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 理由として一時的に一旦立て直すということで、クラブが今1つ減っているということなんですけど、一時的に立て直すということの理由というのは、はっきりと聞けなかったなのでその辺をお聞かせください。こちらは先ほど聞いたのは、年々減少しているから要因と、自立することで必要だと思っただけでも、年々サービスの予算額から見ると、使った額から見ると、減少しているというのはどういうところを見ているんですか。だって、介護を受ける人というのは増えていっているわけじゃないですか。増えていっているのにもかかわらず、サービスが減少していくというのはなぜなんでしょうということなんですけど、そこをもう一度お聞かせください。3つ目は分かりましたので、いいです。

【佐藤（正）副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 シニアクラブの減少の理由ということなんですけども、詳しいことはこちらでは把握していないところです。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 2番目の総数が減っている見込みということなんですけども、件数自体は毎年前年に比べて増えています。件数の伸び率を見て金額を設定しているんですけど、それが見込みより甘かったというような状況になっております。

【佐藤（正）副委員長】 他にありますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 シニアクラブの件で質問しますけど、今、青木委員の質問の中で、人数は減っていますよねというお話がありました。実施計画の目標値をちゃんと数字で出しているんですよね。担当課としては、年々増やしていきますよという数字の目標としては出しています。会員が増えることによって2040の総合計画の「つながる力で新化するまち」、これをしっかりとここの部分については表現していくんだということの数字の表れだと思っただけで、今、課長の説明の中では、減少した原因が分かりませんというお話だったんですけど、少なくとも目標値として増やしていきますよという数を出しているの、増やすための施策、それから努力、それからシニアクラブ団体に対してどういった支援をしているのか、その辺はお話いただいたほうがいいのかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 現状として、会員数があまり増えていなく、コロナ禍の影響もあるんですけども、活動数も少々減っているんですけども、単位クラブもおおむね数は維持できているということをお大切にしていきたいんですけども、今後シニアクラブの方と会員数を増やす手立てとかを一緒に話していきたいと思っています。それは補助金のこととかにつながるのかもしれないんですけども、そういったことも踏まえて話していければいいなとは思っております。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 一生懸命取り組んでいただいていることは大前提として、ただ、実施計画として出している以上、ここについては、担当課としてしっかりと見ていかなきゃいけない部分なのかなと思うんですよね。いたずらに新しい総合計画ができて、いたずらに数字だけば一と出しましたよといういい加減な気持ちではないと思いますから、そこに対して増やすことによってどういう社会を実現しようとしているのかとか、増やすためにはどうしたらいいのか、もしかしたら地域のニーズとしてここにはないというところを把握ができれば、次の見直しの令和7年度以降については違う施策を展開していくということも、もしかしたら必要になってくるかもしれないので、そういうところを、実施計画の初年度からそういうところにはこだわっていかないと、6年度見直しのときに目標を達成できませんでした。その理由もよく分かりませんでしたということになってはいけないんだと思うんですよね。だからそれは総合計画ができるときにいろいろ言わせていただいたんですけども、進行管理をどうしていくんだという話をさんざんした、議会から審議会の委員も出さなくなるので、議会に対して実施計画の進行管理はどうしていくんだというような話もさせていただいたわけなんです。なので、担当課としては、今回2040になってからの実施計画に出てくる目標値が定められている事業というのは、大分精査されて出ているわけですよね。前回の総合計画は全事業にこういう目標値がしっかり定められていたんですけど、そうではなくて、町の喫緊の課題を捉えて、その課題を解決するためには、実施計画として載せる事業は精査していきましょうということで、限られた計画にされていると思うので、そこには担当課としてはこだわりを持っていただかなきゃいけないのかなと思うんですけど、その辺についての見解だけお聞かせいただければと思います。

【佐藤（正）副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 ありがとうございます。全ての事業に通ずることかと思うんですけども、基本的には高齢者の方が住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせるというのが、全ての事業の目標であると思います。高齢者が住み慣れた地域で長生きできるよう、要介護状態になることとかを遅らせる、なくすために自立支援や介護予防とか、そういった取組の一部としてシニアクラブの事業もあると思いますので、そういった必要性を念頭に置いて、今後いろんな面で検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

続きまして、高齢介護課所管の特別会計について執行部の説明を求めます。

三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の介護保険事業特別会計令和3年度の決算につきまして、決算特別委員会説明資料介護保険事業特別会計により説明させていただきます。

決算書は143、144ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。タブレット資料は051高齢介護課介護保険事業特別会計タブレット資料2ページをご覧ください。職員給与費は、高齢介護課介護保険担当職員13名分の人件費です。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの職員給与費等繰入金、歳入番号②、決算書は同ページ中ほどの前年度繰越金、歳入番号③、決算書は同ページ下ほどの雑入よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、3ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業運営のための事務経費です。報酬は、介護保険運営協議会委員の報酬、旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品費は、窓口説明用のパンフレットなどの購入費、印刷製本費は、被保険者証等の印刷費です。役務費は、被保険者証等の郵送料や国保連合会専用回線使用料、国保連合会共同処理手数料です。委託料は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料、使用料及び賃借料は、介護保険システム及び住基システムのコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、介護サービス情報提供システム、県町村情報システム、介護保険指定基幹管理システム等の負担金です。

下表をご覧ください。介護保険運営事業事務経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は137、138ページのシステム改修費補助金、歳入番号②、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号③、決算書は同ページの前年度繰越金よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、4ページをご覧ください。2項徴収費1目賦課徴収費介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収に関わる経費です。需用費印刷製本費は、納入通知書、窓付封筒代等です。役務費は、納付書等の郵送料と口座振替及び特別徴収に係る手数料です。委託料は、コンビニやモバイルレジ等の収納代行委託料と納入通知書封入処理委託料です。

下表をご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号②、決算書は同ページの第1号被保険者延滞金よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、5ページをご覧ください。3項1目介護認定審査会費介護認定審査会経費は、介護保険の要介護、要支援認定の申請を受けた場合に、認定調査員が本人と面接調査をし、主治医の意見書を添えて認定審査会に諮り、審議し、その結果を通知するための経費です。報酬は、審査会の委員報酬で、審査会の開催回数は49回でした。また、審査判定に関わる大幅な制度改正が令和3年度はなく、その研修会の出席報酬分と新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにより、認定の有効期間延長の対応が行われたため、介護認定審査会の予定回数が70回から49回に減少し、不用額となりました。報償費は、委員の内定者研修の受講謝礼で5名分を見込んでおりましたが、委員の方の入替えがなかったため不用額2万5,000円となりました。旅費は、審査会委員の費用弁償と審査会委員の研修旅費、需用費の消耗品費は、プリンターのトナーカートリッジとドラムカートリッジの購入費、役務費は、認定審査結果通知書の郵送料です。

下表をご覧ください。介護認定審査会経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの前年度繰越金より財源充当しております。

続きまして、6ページをご覧ください。2目認定調査等費認定調査等経費は、要介護、要支援認定申請による介護認定審査会経費以外の認定調査等の事務経費です。報酬は、認定調査員4名の報酬、職員手当等は、認定調査員の期末勤勉手当、共済費は、認定調査員の社会保険料、旅費は、認定調査員の通勤手当と認定調査のための交通費、認定調査員の研修は、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラ

イン研修となり、旅費は残となりました。需用費消耗品費は、認定調査の用紙代とマスク代などの購入費、印刷製本費は、認定結果通知用の封筒代です。役務費は、主治医意見書、依頼書の送付と受取人払い等の郵送料の通信運搬費及び主治医意見書の作成手数料です。不用額につきましては、審査件数が見込みより少なかったことによる手数料の執行残です。委託料は、県外の施設に入所されている方の調査委託料、使用料及び賃借料は、調査時の病院等の駐車場料金と有料道路通行料です。

下表をご覧ください。認定調査等経費の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの事務費繰入金、歳入番号②、③、決算書は同ページの前年度繰越金、雑入、決算書139から142ページの要介護状態等の審査判定等に関する委託料よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、7ページをご覧ください。決算書は145、146ページです。2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費の介護サービス事業費は、要介護1から5までの方に介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付及び償還払いしたものです。サービス内容等につきましては、この後令和3年度介護保険事業の状況の中でご説明いたします。支出は全額負担金補助及び交付金でございます。

下表をご覧ください。介護サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの滞納繰越分普通徴収保険料、歳入番号④、決算書同じページの国庫支出金介護給付費負担金の現年度分と、歳入番号⑤、決算書は同じページの調整交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は137、138ページの介護保険災害臨時特例補助金の現年度分、歳入番号⑦、決算書は同じページの介護保険災害時等臨時特例補助金の現年度分、歳入番号⑧、決算書は同ページの支払基金交付金介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑨、決算書は同ページの県支出金介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑩、決算書は137から140ページの一般会計繰入金介護給付費繰入金の現年度分、歳入番号⑪、決算書は139、140ページの所得者保険料軽減繰入金の現年度分、歳入番号⑫、決算書は同ページの基金繰入金介護給付費等準備基金繰入金、歳入番号⑬、決算書は同ページの繰越金前年度繰越金、歳入番号⑭、決算書は同ページの預金利子、歳入番号⑮、決算書は同ページの雑入、歳入番号⑯、決算書は同ページの第三者納付金よりそれぞれ財源充当しております。保険給付費は、居宅給付費と施設等給付費とに分けられ、その財源割合は、居宅給付費は国が25%、県と町がそれぞれ12.5%、施設等給付費は国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。なお、国は調整交付金を含む割合となっております。残りの50%は被保険者分となり、居宅給付費、施設等給付費とともに65歳以上の第1号被保険者は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者は27%と設定されております。

続きまして、8ページをご覧ください。介護予防サービス事業費は、要支援1、2の方に介護保険給付を行ったもので、介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付及び償還払いしたものです。サービス内容等につきましては、さきの介護サービス事業費と同様に後ほどご説明いたします。支出科目は、全額負担金補助及び交付金です。

下表をご覧ください。介護予防サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書は同ページの国庫支出金介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書同ページの県支出金介護給付費負担金

の現年度分、歳入番号⑥、決算書は139から140ページの一般会計繰入金介護給付費繰入金の現年度分よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、9ページをご覧ください。2項その他諸費1目審査支払手数料は、介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料です。国民健康保険団体連合会へ4万9,485件分を支払いました。支出は、全額役務費の手数料です。

下表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書は同ページの国庫支出金介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、決算書137、138ページの支払基金交付金介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は同ページの県支出金介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は139から140ページの一般会計繰入金介護給付費繰入金の現年度分よりそれぞれ役務費に充当しております。

続きまして、10ページをご覧ください。3項1目高額介護サービス等費の高額介護サービス事業費は、介護サービス費の利用者負担額が高額な世帯に対し、所得に応じて高額介護サービス費を支給して利用者負担の軽減を図ったものです。全額負担金補助及び交付金です。

下表をご覧ください。高額介護サービス事業費の特定財源です。これらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、説明を省略いたします。

続きまして、11ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費は、要支援1、2の方に対する利用者負担額の軽減を図ったものです。

下表をご覧ください。高額介護予防サービス事業費の特定財源です。これらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の高額介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、説明は省略いたします。

続きまして、12ページをご覧ください。4項1目高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、要介護1から5の人で、先ほどの高額介護サービス費のほかに医療保険と介護保険を利用されている方で、医療費と介護サービス費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分について、介護保険該当額を高額医療合算介護サービス費として支給し、負担軽減を図ったものです。支出は全額負担金補助及び交付金です。

下表をご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費の特定財源です。これらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の高額介護予防サービス事業費と同一の財源構成ですので、説明は省略いたします。

続きまして、13ページをご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費は、介護予防サービス費を利用されている方の医療費合算による負担軽減を図ったものです。

下表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の特定財源です。これらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の高額医療合算介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略いたします。

続きまして、14ページをご覧ください。決算書は147、148ページです。3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び事業対象者の訪問介護と通所介護の総合事業移行に伴い保険給付費から地域支援事業費に移行した分で、第1号訪問事業、第1号通所事業として世帯の所得状況に応じて9割、8割、7割を現物給付し、介護予防に努めていただいたものです。支出は、全額負担金補助及び交付金でございます。

下表をご覧ください。介護予防・生活支援サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金介護予防事業等交付金の現年度分と歳入番号④、決算書同ページの保険者機能強化推進交付金、歳入番号⑤、決算書は137、138ページの支払基金交付金地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は139、140ページの県支出金介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑦、決算書同ページの一般会計繰入金介護予防事業等繰入金の現年度分、歳入番号⑧、決算書は同ページの前年度繰越金、歳入番号⑨、決算書は141から142ページの訪問型サービスAに関する利用者負担金よりそれぞれ負担金補助及び交付金に充当しております。地域支援事業費の介護予防日常生活支援総合事業の財源割合は、国が25%、県と町がそれぞれ12.5%で、国は調整交付金を含む割合となっています。残りの50%は、保険給付費と同じに第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%となっています。

続きまして、15ページをご覧ください。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援1、2及び事業対象者の前段の介護予防・生活支援サービス事業を利用するためのケアマネジメントの費用です。

下表をご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの支払基金交付金地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書同ページの県支出金介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書139、140ページの一般会計繰入金介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ委託料に充当しております。

【佐藤（正）副委員長】 説明の途中ですが、暫時時間延長いたします。

続けてください。

【三橋高齢介護課長】 続きまして、16ページをご覧ください。2項1目一般介護予防事業費の介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化、改善、社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業の実施の費用です。元気はっけん広場の定員数を減らし申込制にするなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策をしながらの介護予防教室を実施いたしました。感染状況に鑑み、高齢者健康トレーニング教室をワンクール中止したり、介護予防講師派遣事業の一部を中止いたしました。可能な範囲での事業実施をいたしました。支出につきましては、報償費は、次年度の介護予防事業者選定プレゼンテーションの評価者への謝礼等です。需用費の消耗品費は、介護予防事業参加者への通知用の封筒代です。役務費は、参加申込者への通知等の郵送料、委託料は、介護予防事業の実施委託料です。不用額は、新型コロナウイルス感染症予防のため事業の中止による執行残となっています。

下表をご覧ください。介護予防事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの国庫支出金介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号②、決算書同ページの国庫支出金介護保険保険者努力支援交付金分、歳入番号③、決算書は137、138ページの支払基金交付金地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号④、決算書同ページの県支出金介護予防事業等交付金の現年度分、そして歳入番号⑤、決算書139、140ページの一般会計繰入金介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ資料記載のとおり財源充当いたしました。

続きまして、17ページをご覧ください。3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。役場本庁舎での相談業務に加え、北部公民館で毎週1回ずつ出張相談を開催しました。また、南部公民館では常設で相談業務を実施しました。相談は、高齢者本人やその家族だけではなく、地域の人やケアマネージャーなどからも受けています。介護サービス計画を作るため、本人の身体状況や課題を見つけていく過程で、本人のみならず家族も問題を抱えているケースを見つけ、その対応について相談を始めることもあります。このような場合は、包括支援センターの持つネットワークを活用しながら適切な機関を案内したり、町の関係部署などと連携して課題解決を図ったりしております。高齢者に関わる相談の窓口として社会福祉士や保健師など多職種の職員を置き、それらが協働して相談に対応しております。支出科目は全額委託料で、不用額は、予定人員が確保できなかったことによる残となっています。

下表をご覧ください。地域包括支援センター事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金包括的支援事業費等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書同ページの県支出金包括支援事業費等交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は139、140ページの繰入金包括支援事業等繰入金の現年度分、そして歳入番号⑥、決算書同ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ委託料に充当しております。地域支援事業費の包括的支援事業任意事業費の財源割合は、国が38.5%、県と町がそれぞれ19.25%、第1号被保険者が23%です。第2号被保険者の費用負担はありません。

続きまして、18ページをご覧ください。2目任意事業費の任意事業費は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業や成年後見制度に係る費用、認知症啓発用チェックサイトの提供等を実施したものです。報償費は、介護相談員6名分の謝礼を計上しましたが、新型コロナウイルス感染拡大とその防止のため介護相談員の施設訪問を中止したため執行残となりました。旅費につきましては、予定していた介護相談員の研修が中止となり、参加しなかったことによる残となっています。需用費の消耗品費は、認知症サポーター養成講座用の副読本の購入費、役務費は、成年後見申立ての費用と住宅改修理由書の作成手数料、委託料は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク実施の委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページに掲載中の「これって認知症？」という認知症のチェックサイトの提供に伴う使用料、扶助費は、成年後見制度利用の申立費用や報酬の支払いが困難な方に対して費用の扶助を行う成年後見人報酬費用扶助です。

下表をご覧ください。任意事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページ、県支出金包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書は139、140ページの繰入金包括的支援事業等繰入金現年度分、歳入番号⑥、決算書同ページの雑入をそれぞれ資料記載のとおり、財源充当いたしました。

続きまして、19ページをご覧ください。3目在宅医療介護連携推進事業費の在宅医療介護連携推進事業費は、茅ヶ崎市と共同で行っている医療と介護の両方の援助が必要な人のために包括的に支援できるような仕組みの検討や研修を行う、在宅医療介護連携推進事業を実施するための費用の本町分の負担金です。支出は、負担金補助及び交付金で、茅ヶ崎市へ支出しております。不用額は、医師らがメンバーとなる医療介護連携推進部会や在宅ケア相談窓口検討グループなどの会議の開催や多職種連携研修会がコロナ禍により予定どおり実施できなかったことによるものです。

下表をご覧ください。在宅医療介護連携推進事業費の特定財源です。歳入番号②、決算書135、136ページの国庫支出金介護保険保険者努力支援交付金、歳入番号①、これに加え、それぞれ負担金補助及び交付金に充当しております。この在宅医療介護連携推進事業では、会議や検討を行う委員には医療職や介護職から派遣をお願いしていることから、対面での会議ではなくウェブを活用した会議としました。また、多職種連携研修会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェブでのセミナーを実施し、併せてユーチューブ配信を行いました。

続きまして、20ページをご覧ください。決算書は149、150ページです。4目生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて地域の実情に即した基盤の整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、生活支援コーディネーターを配置した事業です。支出の報償費は、推進会議委員の謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーター1名を配置したものです。

下表をご覧ください。生活支援体制整備事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書同ページの国庫支出金介護保険保険者努力支援交付金、歳入番号⑤、決算書は137、138ページ県支出金包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑥は、決算書は139、140ページの繰入金の包括的支援事業等繰入金の現年度分より、それぞれ資料記載のとおり財源充当しました。

続きまして、21ページをご覧ください。5目認知症総合支援事業費の認知症総合支援事業費は、認知症状のある人ができるだけ住み慣れた環境で暮らし続けられるように、専門医や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による活動を通して本人や家族の支援をしました。支出につきましては、報償費は、認知症初期集中チーム会議のサポート員への謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して認知症地域支援推進員を配置したものです。

下表をご覧ください。認知症総合支援事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの国庫支出金包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号②、決算書同ページの国庫支出金介護保険保険者努力支援交付金、歳入番号③、決算書は137、138ページ、県支出金包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④は、決算書139、140ページの繰入金包括的支援事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ資料記載のとおり財源充当しました。

続きまして、22ページをご覧ください。6目地域ケア会議推進事業費の地域ケア会議推進事業費は、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、民生委員児童委員協議会や介護サービス事業所連絡会、社会

福祉協議会など多職種協働による会議を開催し、個別の事例から地域包括支援ネットワークの構築と地域課題の把握などについて協議し、町としての課題を検討したものです。支出の報償費は、会議出席に伴う参加者への謝礼です。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページ、県支出金包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤は、決算書139、140ページの繰入金包括的支援事業等繰入金現年度分よりそれぞれ報償費に充当しております。

続きまして、23ページをご覧ください。4項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料は、要支援1、2の方が総合事業の訪問介護と通所介護を利用した4,611件分の審査支払手数料です。支出科目は、役務費手数料です。

下表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書は137、138ページの支払基金交付金地域支援事業交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書同ページの県支出金介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書139、140ページの一般会計繰入金介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ役務費に充当しております。

続きまして、24ページをご覧ください。2目高額介護予防サービス費相当事業費の高額介護予防サービス費相当事業費は、保険給付費の高額介護サービスに準じ自己負担が高額な世帯に対し世帯の所得状況により定められた額を超えた額について給付を行い、利用者の負担の軽減を図ったものです。支出科目は、全額負担金補助及び交付金となっております。

下表をご覧ください。高額介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。歳入番号①から⑥は、前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、省略いたします。

続きまして、25ページをご覧ください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、保険給付費に準じ医療費と総合事業費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分について給付し、利用者の負担軽減を図ったものです。該当は5件でした。

下表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の特定財源です。歳入番号①から⑥は、前段の高額介護予防サービス費相当事業費と同一の財源構成ですので、省略いたします。

続きまして、26ページをご覧ください。4款1項基金積立金1目介護給付費等準備基金積立金の介護給付費等準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費等の増による保険料の不足の際に充当するために基金に積み立てておくもので、支出科目は、積立金となっております。

下表をご覧ください。介護給付費準備基金積立金の特定財源です。歳入番号①、決算書は135、136ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書は139、140ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ積立金に充当しております。

続きまして、27ページをご覧ください。5款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合において金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うた

めのもので。令和3年度は借入れを行っておりませんので未執行です。

続きまして、28ページをご覧ください。決算書は151、152ページです。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金です。償還金利子及び割引料は過誤納還付金で、令和2年度分以前の介護保険料過誤納還付未済分のうち377件の保険料の還付金です。主な理由といたしましては、死亡、転出等の資格喪失等及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免によるものです。

下表をご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ償還金、利子及び割引料に充当しております。

続きまして、29ページをご覧ください。2目償還金の介護給付費過年度分返還金は、令和2年度の国庫支出金、県支出金などを精算した結果、交付が多過ぎた分を返納したものです。支出科目は、全額償還金利子及び割引料です。内容につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。

下表をご覧ください。介護給付費過年度分返還金の特定財源です。歳入番号①、決算書は139、140ページの繰入金の事務費繰入金、歳入番号②、決算書は同ページの繰越金の前年度繰越金より記載の充当額を充当しております。

続きまして、30ページをご覧ください。7款1項1目予備費につきましては、充用がありませんでした。

次に、31ページからの決算特別委員会提出資料令和3年度介護保険事業の状況につきましては、決算書の説明の後にいたします。

続きまして、決算書156ページをご覧ください。介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額37億1,566万円、歳出総額34億6,849万5,000円、歳入歳出差引額2億4,716万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は2億4,716万5,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、こちらはございませんでした。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わらせていただきますが、引き続き、決算特別委員会提出資料の令和3年度介護保険事業の状況について、タブレット資料31ページからご覧ください。

【佐藤（正）副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 引き続き、令和3年度介護保険事業の状況について、31ページ以降の資料にてご説明いたします。32ページの資料1をご覧ください。令和4年3月末時点での認定者数等について掲載しております。

①の表は、認定者数です。全体として令和4年3月末時点で2,150人でした。昨年の同時期は2,034人でしたので、比べると116人の増で、5.7%の増となります。認定者数の区分別の割合としましては、要支援1、2及び要介護1の比較的軽度と言われる認定度の方は1,078人で50.1%、要介護2及び3の中度と言われる認定度の方は577人で26.8%、要介護4、及び5の重度と言われる認定度の方は495人で23.1%でした。昨年同時期と比べ軽度の方で1.7ポイントの増、中度と言われる方は1.1ポイントの減、重度と言われる方は0.6ポイントの減でした。寒川町では軽度と言われる方の割合が多い傾向にあります。

次に、②から③の3つの表については、介護サービスを利用した方を大きく3つのサービスごとに介

介護度別に利用者数で表して、令和4年3月の利用者を集計したものです。②の表は、居宅介護サービス、自宅にいて介護サービスを利用した人数です。居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスの利用者数合計の1,771人のうち1,253人の利用があり、サービス利用者の70.7%に当たりますので、大半の方が自宅でのサービス、また自宅から通いのサービスを利用しています。③は、地域密着型サービスで、グループホームなどを利用した人数です。182の方が利用した状況です。④の表は、施設介護サービスの利用者数と内訳として施設区分ごとに介護度別に利用した人数を表したものです。施設サービスの利用者は、昨年度は利用者に対し20.4%でしたが、今年度は19%と1.4ポイント減りました。⑤の表は、介護度別に利用者数と未利用者数を表したものです。令和4年3月の利用者の中で複数のサービスを使用している方もいるので、軽度、中度、重度の区分での延べ人数になります。要支援1、2及び要介護1の軽度の方は、利用者数が730人、認定者は1,078人でしたので、67.7%の方が利用していました。また、要介護2及び3の中度の方は、認定者577人のうち利用者が延べ590人でしたので、認定者のほとんどが介護サービスを利用しております。要介護4及び5の重度の方は、認定者495人のうち利用者451人でしたので、91.2%の人が利用していました。全体としては82.4%の利用者がいました。中度から重度の方については、何らかのサービスを利用していないと生活が成り立っていないという方も多く、そのため利用されている方が80%を超えております。

33ページ、資料2-1をご覧ください。このページでは、介護サービスごと介護度別に介護給付として給付した実績を表にしております。上段には件数、下段には給付額となっております。毎月国保連合会を通して請求があったものをまとめております。

34ページ、資料2-2をご覧ください。このページでは介護保険4施設やショートステイを利用する人の食事、居住費については、本人負担が原則ですが、低所得と言われる人について負担軽減を行っております。その給付の状況についてまとめたものです。

35ページから36ページ、資料3をご覧ください。令和4年6月サービス提供の保険料段階別、要介護度別のサービス利用件数、給付額、サービス未利用者を表にしたものです。保険料段階は町で決めている10段階で表にしてあります。この表につきましては、国保連合会の審査後、保険給付が終わったもので直近の月のデータの6月分でまとめたものです。

以上で、高齢介護課からの説明を終わります。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 まず、5ページの介護認定審査会経費、こちらは前年度と比べると申請人数というのは増えているんですけど、認定している割合というのは落ちているんですね。令和2年が、計算してみると67%で、今年度は56%なんですよ。その減少した理由というのをお聞かせください。それと、7ページの介護サービスです。こちらは去年の予算でも質問したんですけども、厚労省は省令を令和3年度に改正したと、要支援者から要介護者に進んだ場合、本人が希望して市町村が認めれば介護予防生活支援サービス事業の住民主体のサービス（総合事業訪問・通所型サービス）を継続的に利用されることを可能にしたということになっているんですけど、令和3年度だから、そういうことになっているん

だと思うんですけど、そこで、変わったことについて今どうなっているのかという現状をお聞かせください。それと17ページの備考欄に書いてある予定数が確保できなかったことによる残ということなんですけど、何人に対して何人必要だったのか、足りなかったのかということをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 一番最初にご質問がありました申請件数が減ったことはいかがかということでもよろしかったでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 件数は増えているけど認定率が減ったということだと思うんですけど。

【伊波主査】 審査判定件数が減ったということでもよろしいでしょうか。そちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いというのがございまして、認定調査が新型コロナウイルス感染症対策のためにできない場合、認定調査を望まない方に対しましては、認定審査会や認定調査を通さずに有効期間を最長12か月延長していいという制度がございまして、そちらを利用させていただきましたことによりまして審査判定件数が減っているということになっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 先に3番目の質問で、包括支援センターの人員のことでよろしいでしょうか。3年度の当初のこちらからお願いする人数は、非常勤とかも入れて9.1名だったんですけども、非常勤も正職もなかなか集まらない状態で、その分の人員が不足しているという形になります。

【佐藤（正）副委員長】 何人という数字は示せないですか。今9.1名と細かく出ましたけれども。

【秋庭副主幹】 できれば正職1人来ていただきたいんですけど、非常勤でも構わないというような状況にあります。

【佐藤（正）副委員長】 1.0人足りなかったんじゃないかと。

三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 すみません、前後して。2番目の質問、介護サービスは見込みが下回っているということでしたかね。

【佐藤（正）副委員長】 介護サービスの制度が変わったことによって現状どうなっているかという趣旨だったと思うんですけども、そんな感じですよ。令和3年に省令が改定されたという質問がありましたけども。

三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 7ページの介護サービスの件で、令和3年度で特に変わったところはないところなんですけども。

【佐藤（正）副委員長】 とのことです。

青木委員。

【青木委員】 認定者数は、コロナの影響によって12か月延長というような措置があったりして、実際のところ認定数は減っているようには見えるんですけども、コロナの影響なんかによって絶対数が減ったというわけじゃないということをもう一度確認させてください。それと、あと、変わっていないということなので、こちらは質問しようがないんですけども、去年の予算のときにそういう質問をしているん

ですけど、変わっていないと言うのであれば、これ以上聞けないんですけども、もう一度その辺を確認していただければということで。あと、包括支援事業というのが1.0人不足しているということで、何とかしたかったんだけどできなかったということで、働いていらっしゃるの、少ないとなると、各職員の方々の労働状態に影響がないのかということで気になったので、質問させていただきました。その辺はいかがなんでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 委員おっしゃるとおりで、今いる職員に負担がかかっていると思うんですけど、ベテラン職員、年数も長い職員なので、そこでカバーしているという状況になっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 2点目はいいとして、1点目は答えてもらったほうがいいのかなと思うんです。

伊波主査。

【伊波主査】 1点目の認定審査判定は減っておりますが、有効期間を延長したことによって介護サービスは継続して使えますので、絶対量は減っていないと思います。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。確認した上で数字的には認定数は減少しているんだけど、そういった措置があったということで、ここは理解しましたので、結構です。

町として何か対策を取らなきゃいけないと思うんです。今も重々認識しているので、どういったことに町としては寄り添っていくかということを最後にお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 町としても包括に雇用をお願いしているのと同時に、なかなか申込みとかがないものですから、先日なんですけど、窓口で介護の資格を持った介護職の方なんかも、何か協力できることはないかというようなお問合せもあったときには、ぜひというお話はさせていただいています。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、健康福祉部高齢介護課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、健康福祉部保険年金課一般会計の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、引き続き、健康福祉部保険年金課分の審査をお願いいたします。原田保険年金課長からご説明申し上げます。

【天利委員長】 原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和3年度一般会計の決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、決算書は69、70ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費であります。タブレット資料は060保険年金課（一般会計）の2ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金になります。決算書の繰出金の内容は71、72ページになります。この繰出金は、一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、繰出額の内訳は備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。この繰出金の特定財源ですが、歳入番号①、決算書の33、34ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険者支援分、1つ飛びまして、歳入番号③、決算書の37、38ページの県費による保険基盤安定負担金の保険者支援分が共に交付されております。これは保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合が交付されるものです。その間の歳入番号②、県費による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、一定所得以下の世帯を対象として保険料を軽減した場合に交付されるものであります。

次に、決算書は71、72ページ、3目老人福祉費であります。タブレット資料は3ページの後期高齢者医療事業特別会計繰出金になります。こちらも決算書の繰出金の内容は73、74ページになります。この繰出金は、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ事業費を繰り出すもので、繰出額の内訳は備考欄記載のとおりです。

下表をご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金の特定財源であります。歳入番号①、決算書の37、38ページ、県支出金の後期高齢者医療基盤安定制度負担金は、一定所得以下の方に対して保険料を軽減した場合に交付されるものであります。

次に、決算書は73、74ページの4目国民年金費であります。タブレット資料は4ページをご覧ください。年金事務は、日本年金機構藤沢年金事務所と連携しながら国からの法定受託事務の業務を進めております。年金制度の普及や制度への理解を深めていただくため、窓口での相談や広報紙での啓発、また保険料免除申請や学生納付特例等の手続を行っております。では、まず職員給与費であります。こちらは課長を含む職員3名分の人件費であります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源であります。歳入番号①、決算書の37、38ページの国民年金協力連携事務費委託金は、法定受託事務に付随する事務などに交付され、全て本事業に充てております。歳入番号②、国民年金特別障害給付事務費委託金は、任意加入期間中に発生した障害給付事務に対して交付され、全て本事業に充てております。歳入番号③、国民年金事務費委託金は、法定受託事務に対して交付され、本事業に充てるほか備考欄記載の事業に充てております。

続いて、タブレット資料5ページ、年金事務経費ですが、これは国民年金の事務に係る経費であります。旅費につきましては、説明会等出席のための普通旅費でしたが、備考欄記載のとおり執行いたしませんでした。需用費は、事務用品などの消耗品費、役務費は、年金事務所等事務連絡用の切手代、使用料及び賃借料は、年金システム借上料であります。

下表をご覧ください。年金事務経費の特定財源であります。歳入番号①、決算書の37、38ページの国民年金事務費委託金を充てております。

一般会計最後になります。タブレット資料6ページをご覧ください。国民年金推進事業費です。こち

らは窓口対応業務のための会計年度任用職員1名分の報酬等であります。

下表をご覧ください。国民年金推進事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書の37、38ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てております。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしくお願ひします。

【天利委員長】 ただいま保険年金課一般会計の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたしますので、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 これで質疑を打ち切ります。

続きまして、保険年金課が所管いたします国民健康保険事業特別会計の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 では、引き続き、令和3年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。タブレット資料061国民健康保険特別会計の、まず参考資料として添付しております37ページからの寒川町国民健康保険事業状況につきましてご説明させていただきます。内容につきましては、過去5年間の国民健康保険事業概要で、今回は平成29年度から令和3年度までをまとめております。

では、タブレット資料の39ページをご覧ください。資料上段の1国民健康保険加入状況です。中ほどの国保の世帯数、3年度は一番下段ですが、6,522世帯、前年度比2.04%の減、被保険者数は1万112人で3.81%の減であります。後期高齢者医療保険への移行による減少分が大きいと思われまゝ。国保の加入率といたしましては、町人口の20.61%となっております。

次に、タブレット資料は40ページをご覧ください。下段の表5、保険料の推移ですが、こちらは保険料現年分の推移と収納率を記載しております。コロナ減免の影響もあり、1人当たりの調定額、収納額は減っているのですが、収納率は93.06%と前年度に比べ0.29ポイント増加しております。

続きまして、41、42ページには歳入の決算状況を、43、44ページには歳出の決算状況をそれぞれ記載しております。45ページから50ページにつきましては、医療給付状況で、被保険者全体では前年度の受診控えの反動で費用額、件数共に増加しております。また、51ページには、高額療養費や出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金の状況を、52ページには、保険料率及び賦課限度額の推移、財政調整基金の状況を、53ページには、昨年度の国民健康保険運営協議会の開催状況等を記載しております。54ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、神奈川県から提供された令和2年度の県内市町村の比較表等になります。ご参考までにご覧いただければと思います。ちなみに55ページの2列目、これはこの後の健康づくり課の特定健康診査の受診率ですが、寒川町が見事県内1位となっております。

それでは、国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。決算書は117、118ページ、タブレット資料は2ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費になります。こちらは健康づくり課の国保特別会計分も合わせておりますので、給料、職員手当等、共済費につきましては、担当職員9名分の人件費であります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書の113、114ページの職員給与費等繰入金を充てております。これは給与費のほか国保の事務経費に要する費用を一般会計より繰り

入れるものです。

次に、タブレット資料3ページ、国民健康保険運営事業事務経費で、これは国保事務に関する事務経費であります。旅費につきましては、研修や会議出席のための普通旅費で、この旅費の決算書の数字は健康づくり課との合計額になります。需用費は、国民健康保険被保険者証などの印刷代等、役務費は、被保険者証等の郵送料、委託料は、システム改修委託料であります。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①、決算書の111、112ページ、県支出金の特別調整交付金及び歳入番号②、決算書の113、114ページ、職員給与費等繰入金であります。

続いて、タブレット資料4ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費になります。これは県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理する費用であります。この委託料の決算書の数字は健康づくり課との合計額になります。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源として、歳入番号①、決算書の113、114ページ、職員給与費等繰入金及び歳入番号②、決算書の115、116ページ、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備補助金を充てております。

次に、タブレット資料5ページ、2目連合会負担金の国保連合会負担金につきましては、備考欄にありますとおり、保険者割と被保者割を合わせた令和3年度負担金とオンライン資格確認システム運営等負担金を支出しております。

下表をご覧ください。本負担金の特定財源は、歳入番号①、決算書113、114ページ、職員給与費等繰入金であります。

タブレット資料6ページ、2項徴収費1目賦課徴収費国保料賦課徴収事業事務経費は、国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務経費であります。需用費は、納付書封筒などの印刷代等、役務費は、納付書、督促状等の郵送料や口座振替手数料、委託料は、コンビニやモバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行業務委託料、使用料及び賃借料は、コンピューターシステム等の借上料、負担金補助及び交付金は、財務会計システム共同利用負担金であります。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

下表をご覧ください。本事務経費の特定財源は、歳入番号①、職員給与費等繰入金であります。

タブレット資料7ページ、3項1目運営協議会費国保運営協議会運営経費につきましては、委員9名分の報酬等であります。

下表をご覧ください。本経費の特定財源は、歳入番号①、職員給与費等繰入金であります。

次に、タブレット資料は8ページをご覧ください。2款保険給付費です。保険給付費につきましては、ここ数年被保険者数の減少等で減少傾向にありましたが、令和3年度は前年のコロナの影響による受診控えの反動により、支出額は昨年より約6,000万円増加しております。

ではまず、1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費です。これは一般被保険者の疾病及び負傷に対し保険給付を行ったものです。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①、決算書は111、112ページの県支出金の普通交付金であります。

次に、決算書は119、120ページ、タブレット資料9ページ、2目退職被保険者等療養給付費です。これは退職被保険者等の疾病及び負傷に対し保険給付を行うものですが、制度廃止に伴い対象者数の減少により支出はありませんでした。

タブレット資料10ページ、3目一般被保険者療養費です。これは一般被保険者の疾病、負傷に対し療養給付を受けないものの費用及び医療用装具の保険者負担費用の支給を行いました。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①の県支出金普通交付金であります。

タブレット資料11ページ、4目退職被保険者等療養費ですが、制度廃止に伴い対象者数の減少により支出はありませんでした。

タブレット資料12ページ、5目審査支払手数料です。これは医療機関の診療費請求額について国民健康保険団体連合会等に委託している審査点検手数料であります。全レセプトの点検を行うことにより医療費の適正化を図っております。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源は、歳入番号①、決算書の111、112ページの普通交付金及び歳入番号②、決算書の113、114ページ、職員給与費等繰入金になります。

続きまして、タブレット資料13ページ、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費です。一般被保険者の所得段階等に応じ一部負担金が一定金額を超えた場合、現金または現物給付するものです。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、普通交付金であります。

タブレット資料14ページ、2目退職被保険者等高額療養費ですが、制度廃止に伴い対象者数の減少により支出はありませんでした。

タブレット資料15ページ、3目一般被保険者高額介護合算療養費であります。これは一般被保険者の医療保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給するものであります。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、普通交付金であります。

タブレット資料16ページ、4目退職被保険者等高額介護合算療養費ですが、制度廃止に伴い対象者数の減少により支出はありませんでした。

タブレット資料17ページ、3項移送費1目一般被保険者移送費と次の18ページの2目退職被保険者等移送費は、疾病等により移動が困難な患者が、緊急的に必要性があり、医師の指示により一時的に移送された場合に現金給付されるものですが、3年度は支出がありませんでした。

続いて、決算書は119ページから122ページ、タブレット資料は19ページをご覧ください。4項出産育児諸費1目出産育児一時金であります。これは被保険者が出産した場合、出産児1人につき42万円を支給するものです。不用額の理由は備考欄に記載のとおりです。

下表をご覧ください。特定財源は歳入番号①、決算書の113、114ページの出産育児一時金繰入金で、出産育児一時金総額の3分の2を法定で繰入れしております。

タブレット資料20ページ、決算書は121、122ページ、5項葬祭諸費1目葬祭費は、被保者が死亡した場合、その葬祭を行った者に5万円を支給するもので、財源につきましては一般財源であります。

次に、タブレット資料21ページは、6項1目傷病手当金であります。これは新型コロナウイルスの感染等により労務に服することができなくなった被保険者に支給するものです。不用額の理由は備考欄に記載のとおりです。

下表をご覧ください。特定財源は歳入番号①、決算書の111、112ページの県支出金特別調整交付金であります。

タブレット資料22ページ、3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分につきましては、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものであります。

下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書の111、112ページの県支出金の特別調整交付金、歳入番号②も県支出金の県繰入金（2号分）で、保険料収納向上対策や医療費適正化対策の取組に対して交付されております。歳入番号③は、決算書の113、114ページになりますが、保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号④は、保険基盤安定繰入金保険者支援分であります。歳入番号⑤、財政安定化支援事業繰入金は、高齢者が多いなど市町村の責めによらない理由による国保財政への影響を勘案して算出されるものです。歳入番号⑥、一般会計繰入金は、障害者の医療費助成等の町単独事業の実施により国保負担分の減額分を一般会計から繰り入れるものです。歳入番号⑦、国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため積立額を確保しつつ保険料上昇抑制のため活用するものであります。歳入番号⑧は、決算書の115、116ページになりますが、災害等臨時特例補助金の新型コロナウイルス感染症対応分で、保険料を減免した額の一部が国から補助されたものです。

タブレット資料23ページ、2目退職被保険者医療給付費分につきましても、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものであります。

タブレット資料24ページの2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものであります。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、決算書113、114ページの保険基盤安定繰入金保険料軽減分及び歳入番号②、保険基盤安定繰入金保険者支援分であります。

タブレット資料25ページ、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましても、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものであります。

タブレット資料26ページ、3項1目介護納付金分は、国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの方の分で、介護保険制度に要する費用に充てるため県へ納付するものであります。

下表をご覧ください。特定財源は、歳入番号①、決算書113、114ページの保険基盤安定繰入金保険料軽減分、歳入番号②、保険基盤安定繰入金保険者支援分、歳入番号③、国保財政調整基金繰入金であります。

タブレット資料27ページ、決算書は123、124ページ、4款1項共同事業拠出金1目その他共同事業拠出金につきましては、退職被保険者の資格確認のために年金受給権者一覧表を作成する経費であります。

タブレット資料28ページ、5款1項保健事業費1目保健衛生普及費の国民健康保険制度周知事業費につきましても、需用費は、国民健康保険制度広報用の小冊子代、役務費は、医療費通知の郵送料であります。この役務費の決算書の数字は健康づくり課との合計額になります。

タブレット資料29ページ、6款1項基金積立金1目保険給付基金積立金は、国保財政調整基金への積立金であります。これにより年度末基金残高は、備考欄のとおり、現金、債権合わせまして5億6,216万2,809円となります。

下表をご覧ください。特定財源ですが、歳入番号①、決算書111、112ページの国保財政調整基金積立金利子及び歳入番号②、一般会計繰入金であります。

タブレット資料30ページ、決算書は123ページから126ページになります。7款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、国保特別会計の運営で資金不足となった場合に、一時的に借入れをしたことによる利子で、令和3年度は借入れを行っておりませんので、支出はありませんでした。

タブレット資料31ページ、決算書は125、126ページ、8款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険料還付金であります。

続いて、タブレット資料32ページは、2目退職被保険者等保険料還付金で、3年度は支出がありませんでした。

タブレット資料33ページ、3目保険給付費等交付金償還金につきましても支出はありませんでした。

タブレット資料34ページは、2項1目指定公費負担医療立替基金です。これは特例措置として一部負担金、自己負担額を1割としている70歳から74歳までの被保険者の療養費の差額を一時町が立て替えるものですが、3年度は支出がありませんでした。

タブレット資料35ページ、9款予備費になります。備考欄記載のとおり、葬祭費ほか2事業へ充用しております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。こちらは健康づくり課分も合わせた国保特別会計の数字となります。では、タブレット資料36ページ、決算書は111、112ページの1款国民健康保険料につきまして、例年の上段の表ですと、現年分と滞納繰越分の数字が2か所に分かれておりまして、口頭でしか説明を今までしておりましたので、一番下に参考として表を追加いたしました。そちらをご覧ください。まず現年分の、1列飛ばして、収入済額9億4,779万7,060円から還付未済額126万7,740円を差し引いた実質収入額は9億4,652万9,320円で、先頭にもどりまして、調定額10億1,713万3,610円に対する収納率は93.06%となり、昨年度より0.29ポイントの増となっております。一方、滞納繰越分は、収入済額4,470万7,740円から、還付未済額5万4,690円を差し引いた実質収入額は4,465万3,050円で、調定額1億7,639万1,898円から不納欠損額4,269万1,730円を差し引いた額に対する収納率は33.40%となり、昨年度より1.17ポイントの増となっております。合計として収入済額9億9,250万4,800円から還付未済額132万2,430円を差し引いた実質収入額は9億9,118万2,370円で、調定額11億9,352万5,508円から不納欠損額4,269万1,730円を差し引いた額に対する収納率は86.13%となり、昨年度より0.79ポイントの増となっております。収入未済額は1億5,965万1,408円であります。

次に、2款使用料及び手数料、上段の表になります。1項手数料1目証明手数料は、保険料納付状況証明書の交付手数料で、収入済額は3,000円であります。

続いて、決算書は113、114ページ、6款1項繰越金1目その他繰越金の前年度繰越金です。収入済額は2億202万7,254円であります。

次に、7款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金であります。収入済額は358万7,386円あります。次の2項雑入は、決算書は113ページから116ページにわたりますが、まず1目一般被保険者第三者納付金です。これは交通事故による納付金で、収入済額は56万2,842円あります。2目退職被保険者等第三者納付金につきましては、実績はありませんでした。3目一般被保険者返納金保険給付費返納金は、

医療機関の診療報酬請求誤りによる返納金等であります。収入済額は3万327円であります。過年度分保険給付費返納金及び4目退職被保険者等返還金につきましては、実績はありませんでした。7目雑入につきましては、療養給付費等を普通交付金と相殺すべき額として振り替えたもので、収入済額は1,435円あります。

最後に、決算書の154ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入総額51億4,322万6,000円、歳出総額49億6,352万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額1億7,969万9,000円が実質収支額となります。

以上で、国民健康保険事業特別会計の決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【天利委員長】 ただいま国民健康保険事業特別会計の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 審査意見書を見ての質問になりますが、タブレット005の53ページになるんですけども、国民健康保険財政調整基金についてなんですけど、前年度比で大幅に減少しているかなとは思ったんです。令和元年、令和2年度、令和3年度を比べてみたんですけど、大体3億4,000万円の残高で間違いないでしょうか。そうなっていると思うんですけども、何に使ったかとか、そういうことではなくて、3億4,000万円に金額が減っているので、町としては適正な額なのかなというのが質問です。

【天利委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 基金の今現在3月末の時点で3億4,223万2,105円のことだと思うんですが、適正かどうかと言われますと、実際に基金として町として持っていなければいけない金額については、補助金等の関係もありますので、大体最低でも5,000万円は必要かなというところで、確保していくんですが、ただ、今現状としてはコロナの影響等もありますので、保険料を上げないようにするための激変緩和措置として基金を投入して使って、減ってしまっている現状でございます。

以上になります。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 21ページの傷病手当についてお尋ねしたいと思います。去年の予算でも質問させていただいたんですけども、改めてこの制度の対象者というのが、どういった方かということをお聞かせください。

【天利委員長】 吉野副主幹。

【吉野副主幹】 傷病手当の対象者がどの方かという話でよろしかったでしょうか。そうしますと、こちらの方はお給料をもらっている形になりますので、普通のサラリーマンとか、そういう方々となります。なおかつ国保加入者に限定されます。

以上です。

【天利委員長】 基本、国保に入っている方が対象になるんですけど。

吉野副主幹。

【吉野副主幹】 国民健康保険に加入されている方で給与収入がある方、パートの方も含まれます。

以上になります。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 加入者の占める割合というのが非常に気になるんですけども、どのぐらいいらっしゃるんですか、対象者に占める割合というのは、そこが分かればお答えいただけますか。

【天利委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 傷病手当金の支給者ではなく、単純に国保加入者の中で傷病手当金を、ごめんなさい、数字としては今把握していません。つまり加入者、自営業はもちろん雇われていないので、傷病手当金はもらえません。ですから、国保の加入者の中のそういうのに値する方々です。すみません。それは数字を持ち合わせてありません。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 それは確認できるんですか。それは把握していないということですか。それともデータは持ち合わせているのかということと、去年もさらに質問した中で、今も言っていたとおり、経営者の方がなかなかできないので、保障するべきじゃないかということも去年の予算で質問させていただいたんだけど、その辺というのは、どういった気持ちというか、その辺は。それは制度なので、重々承知しているんですけど、するべきではなかったかなという思いがあるんですけど、そちら側はどういったお気持ちでいるのかということをお聞きします。

【天利委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 制度自体は、今おっしゃったとおり雇われている方がコロナに罹ったために経営者側から、休みなさい、給料はあげませんよと、コロナで仕方ないのに給料をあげませんということに対する傷病手当ですので、経営者とか、例えば農家さんのように自営業者は、雇われているということではありませんので、経営者側にはこういう制度なので支払うことはできないんです。ですので、国保の傷病手当金ではなく、今はなくなってしまったんですが、持続化給付金とか、そういうので保障していただくしかなかったのかなと、今はないんですがという形ですね。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ確認させていただきます。ページでいうと12ページになりますが、レセプト審査について、これは職員給与費等繰入金も入っているんで、町の職員の作業内容としてはどういったものになるのか、国、県支出金で大部分が負担されているので、県にお願いしているレセプト審査については、県でしっかりお金を出していただいているのかなと思うんですが、町の職員の作業内容についてはどういったものになっているのかお聞かせいただけますか。

【天利委員長】 吉野副主幹。

【吉野副主幹】 町の職員のレセプト点検はどうなっているのかというご質問でよろしかったですでしょうか。そうしますと、町職員では国保連合会から疑義が上がってきた限定されたレセプトについて、その方の加入状況を勘案して、移動されるときにその人の新しい資格を確認しておりますので、新しい保険証の情報を添付してレセプトを返戻したりとか、あと今でいえばオン資格がありますので、そちらを確認してレセプトを処理する形になっております。

以上です。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今話を聞くと、しっかりと1件1件見ていかないといけないという形になるのかな、町の職員がやることについては、そういうことですね。分かりました。他市でAIだとか、RPA、そういったシステムを使って、多分そういうところは、まず最初に職員でレセプト審査をある程度やって、疑義が生じたものについては、各都道府県の審査支払機関とかにお願いをして、しっかり見てもらうという作業をしているのか、こういうところは。だから今町でやっている体制だと、こういったものはそぐわないという理解でよろしいでしょうか。

【天利委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 うちの事務作業としましては、そこまで医療的に診療がどうかという審査はやっていませんので、1件1件の確認というのは、もちろん国保連合会、それから委託をしている業者さんにやっていただいているので、そこまでのものの導入というのは、町独自では、もちろん費用の面もありますので、考えておりませんし、もしやるとすれば、国保連合会というのは神奈川県はありますので、全県的にとか、また全国中央会からの、そういう何か改変なり、そういうやり方があれば、全体的な改良しているところがありますので、それを待つしかないのかなと、AI化等は、ということであります。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切り、引き続き、保険年金課が所管いたします後期高齢者医療事業特別会計の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

原田保険年金課長。

【原田保険年金課長】 それでは、令和3年度後期高齢者医療事業特別会計の決算についてご説明いたします。初めに、事業の概況について申し上げます。後期高齢者医療制度は、神奈川県内全ての市町村が加入する特別地方公共団体の神奈川県後期高齢者医療広域連合が主体となり、県内市町村と連携しながら制度の運営を図っております。当広域連合では、被保険者の資格の管理、保険料の決定、医療の給付などを行い、町では、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、相談などの業務を行っております。町の被保険者は、令和4年3月末で6,650名で、前年度より275名の増となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、決算書では127、128ページになりますが、収入済額は5億4,938万6,220円となり、前年度と比較しますと995万3,796円の増となっております。特別徴収、年金天引と普通徴収、これは口座振替や現金払いですが、その収納額の割合は、特別徴収が全体の40.09%、普通徴収が59.91%であります。現年度分の収納率は99.73%となっており、前年度より0.01ポイント減少しております。また、時効等により徴収できなかった不納欠損額は119万8,000円となっております。

それでは、タブレット資料062後期高齢者医療事業特別会計の2ページ、決算書は131、132ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費をご覧ください。職員給与費ですが、給料、職員手当、共済費は、後期高齢者医療事務を担当する職員2名分の人件費であります。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書の127、128ページの一般会

計繰入金事務費繰入金であります。

続いて、タブレット資料3ページ、後期高齢者医療事業事務経費です。報酬、職員手当、旅費につきましては、会計年度任用職員1名分の人件費、役務費は、保険証や申告勸奨などの郵送料、使用料及び賃借料は、コンピューターシステム等の借上料、負担金補助及び交付金は、財務会計システム共同利用負担金であります。

下表をご覧ください。本事務経費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書の127、128ページの一般会計繰入金事務費繰入金を充てております。

次に、タブレット資料4ページ、診療報酬点検事業費です。これは診療報酬明細書、レセプトの内容点検を国保連合会へ委託した手数料であります。保険者である後期高齢者広域連合において高額レセプトの点検は実施しておりますが、その他の全レセプト点検を専門医が行うことにより医療費の適正化を図っております。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源ですが、歳入番号①、一般会計繰入金事務費繰入金を充てております。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2項1目徴収費後期高齢者医療保険料徴収事業費は、後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務経費です。需用費は、保険料通知書等の印刷製本費、役務費は、納付書、督促状等の郵送料や口座振替手数料、委託料は、コンビニやモバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行業務委託料であります。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源ですが、歳入番号①、決算書127、128ページの諸証明手数料、歳入番号②の事務費繰入金、歳入番号③、決算書129、130ページの保険料還付金、歳入番号④の制度見直しに関する対応事業補助金を本事業に充てております。

タブレット資料6ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、神奈川県の後期高齢者医療制度を運営するため広域連合へ納付するものであります。

下表をご覧ください。特定財源ですが、決算書は⑦まで127、128ページになります。まず、歳入番号①の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②の現年度分普通徴収保険料、歳入番号③の滞納繰越分普通徴収保険料を充当しております。このうち歳入番号②の他事業への充当額等に記載の金額につきましては、出納整理期間に納付された保険料等で、翌年度へ繰り越した後広域連合納付金として支払うものであります。次の歳入番号④は、後期高齢者医療広域連合事務費繰入金で、広域連合の事務に係る経費分として、歳入番号⑤は、保険基盤安定制度繰入金で、保険料の均等割に係る軽減分及び社会保険から移行してきた被扶養者の軽減分を補填するためのものとして、歳入番号⑥は、療養給付費定率負担分繰入金で、町の被保険者の療養給付費見込額の12分の1を計上して、それぞれ一般会計から充当しております。また歳入番号⑦の延滞金及び歳入番号⑧、決算書は129、130ページになりますが、保険料還付金も充当しております。

では、タブレット資料7ページ、3款1項公債費1目利子の一時借入金利子ですが、令和3年度も一時借入れを行っておりませんので、支出はありませんでした。

タブレット資料8ページ、決算書は133、134ページ、4款諸支出金1項1目償還金及び還付加算金は、過年度の保険料還付金及び還付加算金であります。

下表をご覧ください。特定財源として、決算書は129、130ページ、歳入番号①の保険料還付金及び歳入番号②の還付加算金を充てております。

では、タブレット資料9ページ、5款予備費になります。今年度は予備費充用は行っておりません。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料は10ページ、決算書は129、130ページの5款1項1目繰越金であります。これは前年度からの繰越金で2,778万880円であります。こちらは神奈川県後期高齢者医療広域連合納付金に全額充当するものであります。

最後に、決算書の155ページをご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入総額10億8,998万3,000円、歳出総額10億3,042万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額5,955万8,000円が実質収支額となります。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の決算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【天利委員長】 ただいま後期高齢者医療事業特別会計の説明が終わりました。これより質疑をお受けします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 後期高齢者医療広域連合納付金6ページ、こちらの被保険者の人数というのは何人なんでしょうか。

【天利委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 令和2年度末でよろしいですか。令和2年度末ですと6,650人。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 毎年執行残があるんですけど、令和3年度で執行残で被保険者が何割を占めているのか、執行残の占める割合というのは何名ですか。被保険者の何割を占めているかということですね。

【天利委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 翌年度に繰り越す額5,900万円のことをおっしゃっているのかなと思うんですが、こちらについては、何名というのはなかなか出すのが難しく、ただ、こちら側の金額は保険料として収納したのについて、令和3年度中に広域連合に納付できなかった分を翌年度にお支払いするというものになっているので、ここについて何名分の未歳入というような扱いではないので、何名分のものなのかというのは、なかなか数値化するのは難しいかなと思っております。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、健康福祉部保険年金課の審査を終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、健康福祉部健康づくり課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 それでは、健康福祉部の最後の課となります健康づくりの審査をお願いいたします。大平健康づくり課長からご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【天利委員長】 大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 それでは、健康福祉部健康づくり課所管一般会計の令和3年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、参考資料といたしまして、健診や予防接種などの事業実績をまとめました令和3年度保健事業を合わせてタブレット資料として提出しておりますので、よろしくお願いいたします。子育て支援課でも提出されていますが、健康づくり課所管の事業に関わる実績は、47ページ以降となります。

それでは、説明させていただきます。決算書は71、72ページの3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業でございます。高齢者の保健事業と介護事業を接続し、一体的に事業を実施するための費用及び75歳以上の高齢者の健康診査についての費用でございます。旅費は、担当者の研修旅費、需用費は、パンフレットや塩分計等を購入するための消耗品費と高齢者健診用受診券、問診票等の印刷製本費でございます。役務費は、受診券通知や訪問通知送付のための通信運搬費、国保連合会における審査支払手数料でございます。委託料につきましては、医師会等への健康診査に関わる委託料でございます。

続いて、下表をご覧ください。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は47、48ページ、広域連合高齢者健康診査事業費補助金は、健康診査に関わる委託料に、歳入番号②、広域連合委託金は、旅費、需用費の消耗品費、印刷製本費、委託料の一部に充ててございます。広域連合委託金につきましては、本事業のほか備考欄に記載の事業へ充ててございます。

続きまして、決算書の77、78ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務に関わる旅費、健康システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、保健師や管理栄養士といった専門職を対象とした研修に参加するための交通費等、使用料及び賃借料は、健康システム借上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団腎・アイバンクへの負担金でございます。当経費において特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。健康づくり事業費につきましては、健康維持や生活習慣病予防に関心を持ち、適切な保健行動が取れるよう健康手帳の交付、各種健診を行うとともに、健康についての正しい知識を得ることで健康に対する心配や不安の解決を図るため、健康教育、健康相談、保健指導の各対象者へ事業の周知と勧奨を行ったものでございます。報酬は、健康教育における管理栄養士及び歯科衛生士を会計年度任用職員として雇うための賃金、報償費は、ロコモ予防教室や運動ボランティア育成セミナーに関わる講師謝礼等、旅費は、会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費は、健康増進事業に関わるパンフレットや再生紙等の購入、印刷製本費は、がん検診の記録票や窓口封筒の作成、役務費は、健康診査事業における勧奨、再勧奨通知等を郵送するための料金などの通信運搬費、委託料は、成人の健康診査、がん検診及び歯科健診など健診に関わる委託料、健康システム改修

委託料等でございます。償還金利子及び割引料は、国庫補助金の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金に係る返納金となっております。この返納金につきましては、補助金の受入れ後、年度末の実績報告により補助金が確定することにより令和2年度分を返納することになったものでございます。なお、主な不用額の理由については、資料記載のとおりとなっております。

続いて、下表をご覧ください。健康づくり事業費の特定財源でございます。歳入番号①の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、決算書の35、36ページでございます。この補助金13万5,000円は、10万8,000円を消耗品費、役務費、委託料に充て、2万7,000円につきましては、次年度返納いたします。補助率は、2分の1となっております。

歳入番号②の市町村健康事業費補助金は、決算書の39、40ページでございます。この補助金は、報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料に充てており、補助率については、健康教育及び健康診査に関わるものが3分の2、肝炎ウイルス検診に関わるものが10分の10となっております。歳入番号④の健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金は、決算書の39、40ページでございます。この補助金は、健康システム改修委託料に充ててございます。

続きまして、決算書は79、80ページ、2目予防費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。高齢者の予防接種事業費につきましては、感染症の予防や蔓延を防ぐため65歳以上の方と60歳から64歳までの心臓、腎臓及び呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障害のある方を対象としたインフルエンザ及び65歳から5歳刻みで100歳までの方を対象とした肺炎球菌感染症の予防接種を行ったものでございます。消耗品費は、予防接種に関わる書籍の購入、印刷製本費は、インフルエンザ予診票の印刷代、役務費は、予防接種実施医療機関への通知に係る通信運搬費、委託料は、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種実施のための委託料、負担金補助及び交付金は、施設入所などの理由により契約医療機関外において予防接種された方への償還金でございます。高齢者予防接種事業費の特定財源は、ございません。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。予防事務経費につきましては、予防接種健康被害調査委員会の委員に対する謝礼、予防事業に関わる会議に出席するための旅費、予防事業に関わる冊子を作成するための経費でございます。報償費は、予防接種健康被害調査委員会の委員3名分の謝礼、旅費は、予防接種等に関わる会議に参加するための交通費、印刷製本費は、全戸配布する「健康だより」を作成するための印刷製本費、委託料は、新型インフルエンザ副本化に伴う健康管理システムの改修委託料でございます。

続いて、下表をご覧ください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号①の広告掲載料は、決算書の47、48ページで、「健康だより」に掲載した広告の掲載料となっております。広告掲載料は、1枠3万円で10件の掲載がございました。歳入番号②の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、決算書の35、36ページで、報償費に充てており、補助率は、10分の10でございます。歳入番号③の感染症予防事業費等国庫補助金は、決算書の35、36ページで委託料に充てており、補助率は、3分の2でございます。

続きまして、決算書は79、80ページ、タブレット資料7ページをご覧ください。地域医療体制充実事業費につきましては、医学、医術の研さん及び地域医療の充実を図るため、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科

医師会、茅ヶ崎・寒川薬剤師会の3団体に対し事業費補助を行い、また質の高い医療の確保のための看護師確保対策の一環として、茅ヶ崎市及び寒川町の2市1町が藤沢市医師会が設立した看護専門学校に対し補助金により支援したものでございます。その他休日夜間において病気、けがなどによる診療手当が必要なときに、いつでも医療機関で診療が受けられる救急医療体制の充実を図るための負担金でございいます。負担金補助及び交付金については、ただいま申し上げました3団体及び湘南看護専門学校に対する補助金でございいます。また、休日及び夜間の診療については、茅ヶ崎市地域医療センターにおいて実施しており、運営母体である茅ヶ崎市に負担金として支出したものでございいます。なお、負担額につきましては、前年度10月1日現在の市町の人口により案分したもので、負担率は16.667%でした。不用額の理由につきましては、記載のとおりでございいます。

続いて、下表をご覧ください。地域保健医療体制充実事業費の特定財源でございいます。歳入番号①のまちづくり寄附金5,218万6,711円は、決算書の43、44ページに掲載しており、その一部の79万円を湘南看護専門学校への補助金に充当したもので、こちらは財政課よりまとめてご説明したものととなります。

続きまして、決算書は79、80ページ、タブレット資料は8ページをご覧ください。感染症予防対策事業費につきましては、水害時等の伝染病予防や感染症発生時の蔓延防止のため床下等の消毒を委託により実施するものでございいます。また、寒川町自治食品衛生協会会員の知識、技術の向上を通じて町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るために実施したものでございいます。委託料は、台風の影響により床下浸水した家屋6軒の消毒を行った委託料でございいます。負担金補助及び交付金は、寒川町自治食品衛生協会への補助金でございいます。当事業におきまして、特定財源はございませぬ。

続きまして、タブレット資料9ページをご覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を整備するための費用でございいます。不用額につきましては、繰越額も含まれております。報酬、職員手当等、共済費は、ワクチン接種事業に伴う会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当、社会保険料負担金でございいます。旅費は、会計年度任用職員の交通費、消耗品費は、集団接種会場で使用するパーテーションやワクチンの配送に使用する保冷バッグ等の消耗品費、修繕費は、集団接種会場を整備するための床やコンセントの修繕料、医薬材料費は、消毒用アルコール、コンテナ等の医薬材料費、役務費は、接種券を送付するための郵送料、集団接種会場で使用するモバイルルーターの使用料、国保連への手数料でございいます。委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種情報管理に対応するため既存の健康管理システムの改修委託、ワクチン接種券の作成委託、ワクチン接種専用コールセンター業務委託、ワクチン予約システム構築、集団接種会場や個別医療機関でのワクチン接種、集団接種会場で出た医療廃棄物の処理、ワクチン配送業務、ワクチン接種会場駐車場警備、集団接種会場の撤去、集団接種物品等運搬、集団接種会場送迎シャトルバス、ワクチン接種データ整備支援業務委託料でございいます。使用料及び賃借料は、集団接種会場として使用したシンコースポーツ寒川アリーナ、寒川神社参集殿の借上料でございいます。備品購入費は、検温サーマルカメラ、薬用冷蔵庫等を購入したものです。

続いて、下表をご覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の特定財源でございいます。決算書の33、34ページをお開きください。歳入番号①、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、委託料に充ててございいます。不用額につきましては、今後国の指示に基づき返納いたします。

次に、決算書の35、36ページをお開きください。歳入番号②、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、報酬、職員手当等、共済費、旅費、消耗品費、修繕料、医薬材料費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に充てているほか備考欄記載の事業に充ててございます。不用額につきましては、今後国の指示に基づき返納いたします。

次に、決算書の47、48ページをお開きください。歳入番号③、新型コロナウイルスワクチン接種費用は、委託料に充ててございます。

続きまして、決算書は79、80ページ、3目保健施設費でございます。タブレット資料10ページをご覧ください。健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理に関わる経費でございます。消耗品費は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地賃貸借契約書に添付する印紙代、修繕料は、健康管理センターエレベーターの修繕、西側境界縁石等修繕料でございます。役務費は、施設の火災保険料でございます。次の委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と町職員が事業のために使用するコピー機の借上料でございます。備品購入費は、新型コロナウイルス感染防止対策として空気清浄機9台を購入した代金でございます。当経費への特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料は11ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費でございます。保健福祉施設プロポーザル審査員謝礼として、当初予算で報償費の予算を計上しておりましたが、委員の皆様もご承知のとおり、保健福祉の集約施設は白紙となり、現在その在り方を検討しているところがあります。昨年度は審査会を開催しておりませんので、支出額なしとなっております。

歳入の一般財源分についてご説明いたします。タブレット資料12ページをご覧ください。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料でございます。保健衛生使用料の行政財産使用料につきましては、健康管理センターの屋外に1台、屋内に1台計2台の自販機設置に関わる使用料で、使用者は社会福祉協議会、また（仮称）健康福祉総合センター用地を使いCM撮影いたしました使用料で、使用者は株式会社MELLOWでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【天利委員長】 ただいま健康づくり課一般会計の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

横手委員。

【横手委員】 タブレットの9ページ、ワクチンの件で教えてほしいんですが、本当に皆さんのおかげで、まさに町民の命が救われたぐらいのことを言ってもいいんじゃないかなと思います。大変お疲れさまでした。といっても、まだ続いていますので、引き続きよろしく願いします。

令和3年度というのは、ある意味で日本にとってすごくエポックメイキングな年だったのかなと思います。特に寒川町にとって、ワクチンがわっと国から下りてきて、それを一斉接種するというようなことがあった中で、様々なノウハウみたいなものが蓄積されたと思うんですね。例えば、言うと、コールセンターのマネジメントのノウハウだったり、それからそれに対する様々なクレーム対応のノウハウであったり、それから広報をどうやってやっていくかとか、それと人員の配置、緊急時の人員配置であっ

たり、それと実は2市1町とかの広域での広域行政の在り方であったり、そういったところ、それと、これはうれしかったんですけども、不確定要素、情報がまだ不確定な中でもある程度シミュレーションして、その情報を出していくような形、それからある程度それを待てるような体制がしっかりできるようになっていたのかなと思っているんですが、そのノウハウを令和3年度の部分で、僕がよくレビューという言葉を使いますが、1回しっかりと振り返って、寒川町役場、寒川町議会、寒川町民のノウハウにできるような資料を作らなかったのかな、それともこれから作るのかな、特に令和3年度というのは、そういう意味で、先ほども言いましたけど、エポックメイキングな出来事がありましたので、その辺のことをどのようにお考えなのか。まさにこの事業があったからこそ寒川町議会、寒川町役場というものが、より町民に寄り添えるようになったとか、あと、どうしてもこれだけはやってほしい。実は寒川町のLINE登録は、本当は全員やってほしいだよとか、それからデジタルデバインドなんて言わないで、とにかくデジタルに慣れてほしいんですよというようなことだったり、そこから出てきたノウハウ、それからやるべき課題みたいなものを1冊にまとめておくべきだったのかな、これからまとめるのかな、どちらでしょうか。教えてください。

【天利委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 昨年からワクチン接種が始まりまして、当初私どもの配慮も足りない部分が多くありました。たくさんのご意見もいただきましたし、議員の皆様からのご指摘もいただきました。その中で担当としてよりよくするためにということで、様々検討してきました、1回目、2回目が終わって、3回目、4回目、次に5回目になるんですけども、オミクロン対応のワクチンになるんですけども、いろんな知識とか経験が積み重なって、今こういうふうになってきていると思いますし、また全庁的な応援もいただきました。そういう面に町全体として応援態勢をいただいたということは、本当に感謝しているところでございます。

振り返りというのは、ある時点で一定のめどがついた時点で課としてまとめて、形にしたいなということとは担当の中では話しております。

以上になります。

【天利委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。令和3年度というのが本当に、何度も言いますが、寒川町にとっての、日本にとってのエポックメイキングな出来事、ワクチン接種、それこそワクチンというものに対する拒否反応みたいなのがあったにもかかわらず、日本ががらっと精神的に変わっている部分もあると思います。そういう意味でいうと、この時代に何があったかというのはきっちりとまとめて、みんなでシェアしていく、これからアップデートしていく必要もあるでしょう。そのときにはそのノウハウをアップデートしていけるような体制をつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 健康づくり事業費なんですけど、今年度は非常にコロナの影響を受けて、やりにくかったんだと思います。その中でも新たな取組とか事業はされたのかということをお聞きします。それと、

今の新型コロナワクチン接種事業は、非常に進んでいる、もう5回目という話にもなっていて、非常に進んでいるんですけども、気になるのは、いろいろな事情でワクチンが廃棄になったということがあるのかなということで、あればお聞かせ願えますか。

【天利委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 健康づくりの新たな取組というところなんですけれども、去年は、委員がおっしゃられたように、例えば健康づくり体操の日ですとか、あとは各種講座等も中止となることが多くありまして、皆さんと対面で交流という部分が非常に難しかった1年でした。その中でうちのほうからも情報発信というところで、広報紙にコロナ禍の健康づくりですとか、免疫力をアップするための食事の内容ですとか、お手軽な運動でコロナに負けない体づくりとか、そういう内容を紹介してまいりました。そのほかまた町の体操でありますwakuwaku体操もホームページ上で紹介しておりまして、ぜひ皆さんにやっていただきたいということでご案内をしてまいりました。

あとは、去年にかかわらずというところになると思うんですけれども、一体化の事業で高齢者の方に対しましては、健康状態が不明な方とかうちのほうから連絡を取らせていただきまして、戸別の訪問を行ったり、それからあと健診を受けた方に限られてしまうんですけれども、低栄養の方で半年間に体重がすごく減ってしまった方などについても、訪問させていただいて、お話を伺ったりという取組はさせていただきました。2点目のワクチンの廃棄についてですけれども、ございません。

以上になります。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 順番は前後するんですけど、廃棄はなかったということで、効率よくワクチンを使ったということで、分かりました。これは非常にいいことだなと思いますね。今聞いていた中で1つ目の質問です、健康づくりの事業費のことですけれども、コロナの中でも非常に工夫されてやっているなということを感じました。苦勞されているのは伝わったという感じですかね。コロナの中なりでも、こういったことを工夫して健康づくりに町民の皆さんに取り組んでいただく取組というのが伝わったんですけども、嫌らしい言い方かもしれないんですけど、それによって成果みたいなことが見えたりというのはありましたかね。

【天利委員長】 安藤主査。

【安藤主査】 一体化で低栄養を訪問いたしまして、体重増加ですとか、体重の維持を目標としていたんですが、そのような方たちに対して18人訪問いたしまして、そのうち72.7%の方に体重の維持増加が見られておりました。

以上です。

【天利委員長】 青木委員。

【青木委員】 なかなかこういった成果というのは見えませんから、引き続きコロナ禍でできないと言いつつというよりは、そういった工夫をしながら健康づくりに引き続き臨んでいただきたいと思えます。これは要望です。

【天利委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点確認させていただきます。子育て支援課のところで皆さんの給料のご報告をいただいたところですが、その中で時間外勤務手当の分で、皆さんが残業された分については、国でしっかりとお金としては補填されるから、お金の面はあれなんですけど、ただ、事務量は確実に増えたわけですよ。先ほど課長からも横手委員の質問の際に、ほかの課からも相当な応援をいただいたというお話がありました。応援をいただいた方の分もこの時間外のところからお金としては出されているという理解をするんですが、実際コロナワクチン接種の体制をつくるコントロールは健康づくり課でやられたわけですよ。事務量が一番増えたのはその課だと思うんですけど、実態としてその課の職員の残業量というのが、コロナがない通常の年度よりもどれくらい増えたのか、残業してお金については国から来るからいいんですけど、残業が極端に増えると、健康の問題とか、そういうところに出てくるし、それから庁内の応援体制が適正だったのかどうかということのはしっかり見なきゃいけないのかなと思うんですけど、担当の職員の皆さんが大幅に残業が増えたとか、そういう実態があったのか、なかったのか、その辺についてお知らせいただけますでしょうか。

【天利委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 時間外につきましては、健康づくり課の職員8名分の時間外と、それから兼務の職員が9名分、それから総合体育館で行いました集団接種会場での動員職員195名分の時間外となっております。時間外なんですけれども、明らかに増えておまして、本務職員についての月の平均時間外が38.4時間、兼務職員の月平均時間は25.9時間、特に集団接種を自前といいますか、職員と、それから会計年度さんで実施しておりました5月、6月、7月につきましては、時間外が多かったというところでございます。

以上です。

【天利委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 実態として担当の職員の時間外はほかの職員に比べて増えてしまっているというところなんだと思うんですけど、それによる、皆さん今元気でいらっしゃるの、本当に頑張っていたのかなと思いますけど、特段影響とかというのは、特筆すべき影響とかというのは大丈夫でしたよね。今も続いているわけなんですけれども、その辺は大丈夫だったでしょうか。

【天利委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 正直申しまして、非常に厳しいときもありました。ですけれども、先ほども申し上げたように、いろんな方からの応援もいただいておりますし、課の中でできるだけみんなで声をかけ合って、助け合って何とか1年過ごしてまいりました。

以上です。

【天利委員長】 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 ないようでしたら、最後に佐藤(正)副委員長。

【佐藤(正)副委員長】 1点なんですけど、先ほど令和3年度の新たな取組という質問があったかと思うんですが、その中で私からは、生活習慣病に関する新たな取組というのがあったのかどうか、例えば啓発とか周知でもいいんですけど、何かあったのかどうかということを知りたくて、令和3年度

から組織が変わって、今まで生活習慣病とか健康に対する発信というのは、健康・スポーツ課でやっていて、国保に関することは、こっちの国保の課でやっていたというところがあって、それが一元化したようなイメージを私は持っているんですけども、健康に対する普及啓発というのは、しやすくなった体制なのかなという認識でいます。ただ一方で、今までにありましたけども、ワクチンでかなり業務量が増えたというところもあるので、なかったら、なかったでいいんですけども、生活習慣病に関して何か新しい取組をやったのかというところをお答えいただけたらと思います。

【天利委員長】 安藤主査。

【安藤主査】 特定健康診査の保健指導で生活習慣病の予防としまして実施しています。コロナが始まった当初は、なかなか教室の開催が難しく、終了してしまっていたことがあったんですが、令和3年度はコロナの中でも教室を続けられるようにと、感染のリスクのほうが高くなってしまって、感染者が増えている時期は教室自体は行えなかったんですが、その分お電話ですとか、お手紙で、参加者の意欲が継続するようにとお手紙とか電話で支援を行ってまいりました。

以上です。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 特定健康診査は、実は成果も出ているし、それはかなりいろいろやっているなというところは重々把握しております。教室は一般会計ですね、今お答えいただいた。でもないの。そっちも特別会計かな。どうなんですかね。ここで答えてもらうのもあれだから。

私が言いたいのは、課が私の認識では一体、健康と国保が一体になったと思っているので、そうなったことによって、やっぱりやっていただきたいのは、全庁的な健康に関する発信、特に生活習慣病に関する発信はやっていただきたいなって思っていて、これは文字どおり生活習慣を直せば直ることって多々あると思うんですよ。私もそうでしたけど、生活習慣が悪かったのがよくなったら、健康診断の数値がかなりよくなったんですよ。

そういったことは全庁的に発信していただきたいなと思っているんですが、課としての考えをお聞かせいただきたいのと、あとは生活習慣病の予防の中で、私は、知識と意識だと思っている、どっちが先なのかなというところを考えている中で、知識と意識って一体だなと思っているところなんです。例えば生活習慣病、特に食生活を改善するのに、ちょっと前にはやった糖質制限であったり、あと16時間食べないオートファジーであったり、あとは血糖値を上げない方法とか、そういった知識を町として発信することによって、やっぱり意識も変わってくるのかな、その情報を見た人が知識を得たことによって意識って変わってくるものなのかなと、私は当事者としてすごく実感しているんですけども、今後そういったこともやっていっていただきたいなと思うんですが、町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【天利委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 健康づくり課には保健師、それから管理栄養士が専門職としておりますので、生活習慣病に対する啓発とか、その辺については、しっかりと広報やホームページ、それからSNS等も使用しながら行ってまいりたいと思っております。

以上です。

【天利委員長】 佐藤（正）副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 これはできるのかどうかという見解を聞きたくて、私がすごく健康を意識するようになったのって、元お笑い芸人のユーチューブだったんですよね。結構有名な方です。見ている方もいると思いますけど、それを見て、すごく意識したし、やる気になったんですよ。例えば町として、動画を紹介するとか、あとは動画じゃなくて書籍とか、アプリとか、そういったものを紹介するというのは、町としてできるものなんですかね。そういう見解をお答えいただけたらと思います。どうなんですかね。結構仲間うちだと、その動画を見て、すごく意識したよと言う人も多いですよ。面白いし、動画も。そういうことってできるんですかね。見解を、もし答えられたらと思います。

【天利委員長】 大平課長。

【大平健康づくり課長】 ユーチューブは、こちらで何か作成するというよりは、既にあるものということですね。そちらのことは検討したことがなかったんですけども、また課内で検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

【天利委員長】 ここで質疑を打ち切ります。

続きまして、健康づくり課が所管します国民健康保険事業特別会計の審査に入りますので、執行部の説明を求めます。

大平健康づくり課長。

【大平健康づくり課長】 引き続き、令和3年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明いたします。国民健康保険事業特別会計につきましては、保険年金課と健康づくり課において実施しており、一部事業費が決算書の額と異なっている部分がございますので、よろしく願いいたします。

決算書は117、118ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。国民健康保険運営事務経費は、国保事務に関する事務経費でございます。旅費は、研修や会議出席のための普通旅費でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は111、112ページ、保険者努力支援分は、本事業のほか備考欄に記載の事業へ充ててございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。診療報酬明細書共同電算委託事業費は、県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理する費用でございます。委託料は、ジェネリック医薬品差額通知作成委託料でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は111、112ページ、保険者努力支援分は、本事業のほか備考欄に記載の事業へ充ててございます。

続きまして、決算書の123、124ページ、5款保健事業費1項保健事業費1目保健衛生普及費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。医療費適正化事業費は、医療費適正化のために実施しているもので、役務費は、ジェネリック差額通知、重複投薬通知の郵送料でございます。ジェネリック差額通知の効果額は37万881円でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は111、112ページ、保険者努力支援分は、本事業のほか備考欄に記載の事業へ充ててございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2項1目特定健康診査等事業費でございます。40歳から74歳までの被保険者を対象に、7月から8月、そして2月と実施いたしました特定健診の費用でございます。消耗品費は、パンフレット購入代、印刷製本費は、特定健康診査受診券等の印刷製本費、役務費では、受診券発送の郵送料と国保連合会への審査支払手数料、委託料は、医師会への健康診査委託料と受診率向上事業の委託料でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。決算書は111、112ページ、歳入番号①、保険者努力支援分は、消耗品費、印刷製本費、委託料に充てているほか備考欄記載の事業に充ててございます。歳入番号②、特定健診等負担金は、印刷製本費、役務費、委託料に充てているほか備考欄記載の事業に充ててございます。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。特定保健指導事業費でございます。特定保健指導は、令和3年度特定健康診査受診者2,509人のうち154人が該当となり、そのうち39人に保健指導を実施、重症化予防保健指導では、令和2年度特定健診受診者2,804人のうち3人が該当者となり、そのうち2人に保健指導を実施いたしました。報酬、職員手当等、共済費につきましては、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費、報償費は、運動講座を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止としたため支出額はございません。旅費は、会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費は、保健指導用の食材、役務費、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。

下表をご覧ください。事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書は111、112ページ、保険者努力支援分は、報酬、職員手当等、共済費、旅費、消耗品費、役務費に充てているほか備考欄記載の事業に充ててございます。歳入番号②、特定健診等負担金は、役務費に充てているほか備考欄記載の事業に充ててございます。

続きまして、決算書は115、116ページ、雑入は、共済費に充ててございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

【天利委員長】 ただいま国民健康保険事業特別会計の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【天利委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、健康福祉部健康づくり課の審査を終わります。

遅くまでお疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【天利委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

決算特別委員会2日目、皆さんの協力をおもちまして、無事本日の分を終了いたしました。誠にありがとうございました。

明日ですが、環境経済部より審査を行いますので、明日の朝3日目になりますが、9時よりお願いいたします。

以上をもちまして、これで終わります。ありがとうございました。

午後7時25分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 4年11月25日

委員長 天 利 薫